

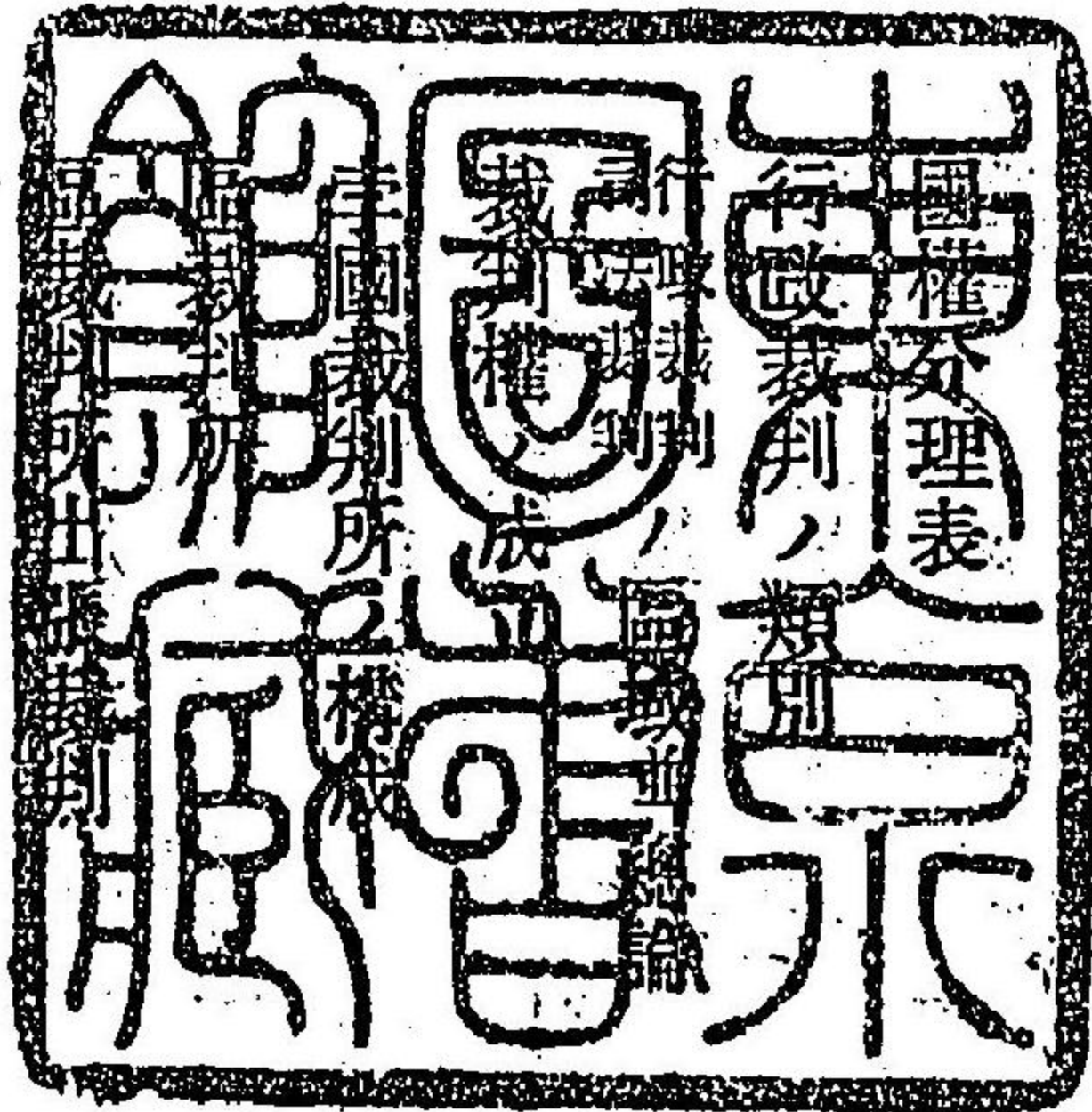
地券帳ハ總テ地所臺帳ノ誤
故障ハ總テ抗告ノ誤
司法卿ハ總テ司法大臣ノ誤
要償ハ總テ賠償ノ誤
縣令ハ總テ縣知事ノ誤

正

誤

No. 11866

秋^{ニルツ}天^{シメス}須^イ多^イ因^イ氏^イ講^イ義^イ目^イ録^イ



區裁判官代理法並分課
陪審論
參審
裁判所費額
裁判入費等
並區裁判所判事
總計

一 附 三 四 六 七 八 九 十 十 十 十 十 十
頁 頁 頁 頁 頁 頁 頁 頁 頁 頁 頁 頁 頁 頁



地方裁判所	十九頁
地方裁判所判事總計	二十頁
地方裁判所會議	二十一頁
地方裁判所刑事分局	二十二頁
陪審裁判所並陪審	二十五頁
商事裁判所並商人判事	二十八頁
上等地方裁判所並會議	二十九頁
上等地方裁判所以下判事總計	三十頁
帝國裁判所並會議	三十一頁
判事代理員ノ區別	三十二頁
裁判所職員	三十一頁
判事ノ授任並階級	三十九頁
「レフレンダム」ノ試験	四十二頁
「アッセスソル」ノ試験	四十四頁
「アッセスソル」ノ任官	四十四頁
判事ノ名稱並官等	四十四頁

判事ノ俸給並増俸ノ規則	四十七頁
判事ノ服制	五十一頁
檢事ノ授任並總論	五十一頁
檢事ノ官等俸給	五十五頁
特赦ノ順序	五十八頁
監獄監督ノ區別	五十九頁
檢事民事上ノ職務	六十頁
區裁判檢事職權ノ廣狹	六十一頁
裁判所書記	六十一頁
「ミリテールアンウワルテル」	六十二頁
「イユスチツァンウワルテル」	六十三頁
書記ノ試験	六十三頁
書記補ノ種類	六十四頁
書記並書記補ノ俸給	六十六頁
書記ノ稱號及保証金	六十六頁

書記ノ職掌
 裁判入費徴収
 書記長ノ職務並俸給
 書記ノ手數料
 書記ノ代理
 檢事局書記
 検査員ノ職務並俸給
 裁判所執行吏
 執行吏ノ資格並試験
 執行吏ノ保証金
 執行吏ノ服制
 執行吏ノ手數料
 執行吏ノ主務
 假執行吏
 裁判所使部

四
 六十八頁
 六十九頁
 七十頁
 七十一頁
 七十二頁
 七十二頁
 七十三頁
 七十三頁
 七十六頁
 七十七頁
 七十七頁
 七十九頁
 八十一頁
 八十二頁
 八十四頁

使部ノ俸給
 裁判所寫字
 監獄官吏
 代言人
 代言人ノ沿革
 代言人ノ利弊
 「アドボカトールフライハイト」
 代言人營業ノ許否
 代言人ノ宣誓
 代言人ノ代理
 代言人ノ義務
 代言人ノ位階並謝金
 謝金定限
 代言人組合議會
 議會幹事局ノ責任

五
 八千五百頁
 八十七頁
 八十八頁
 八十九頁
 九十一頁
 九十一頁
 九十二頁
 九十四頁
 百一頁
 百二頁
 百三頁
 百三頁
 百五頁
 百七頁
 百十三頁
 百十五頁

榮譽裁判	百十七頁
上等榮譽裁判	百十九頁
榮譽裁判罰目	百二十一頁
帝國裁判所屬代官人	百二十三頁
代官人増減表	百二十四頁
公証人	百二十五頁
公証人ノ資格	百二十八頁
公証人ノ授任	百二十八頁
公証人ノ印章	百三十頁
公証人ノ義務	百三十一頁
公証人ノ手數料	百三十二頁
公証人職務ノ終	百三十四頁
公証人ノ總計	百三十四頁
裁判所々屬譯官	百三十五頁
官吏任官ノ區別	百三十六頁

官吏進等ノ順序	百三十八頁
官吏就職ノ制限	百三十八頁
官吏ノ負債處分	百三十九頁
任官ノ詞令	百四十一頁
官吏ノ宣誓	百四十二頁
參審陪審ノ宣誓	百四十三頁
官吏ノ義務	百四十四頁
官吏俸給ノ種類並宿料	百四十八頁
賞與金救助金旅費日當等	百五十頁
退隱料	百五十三頁
官吏ノ積金並救助料	百五十七頁
「グナーデングワルタル」	百六十二頁
官吏ノ訴訟	百六十三頁
官吏旅行ノ手續	百六十五頁
官吏賜暇ノ制限	百六十七頁

官吏ノ轉職	百六十八頁
官吏職務ノ終並任免ノ制限	百七十頁
司法裁判權限並總論	百七十三頁
區裁判所裁判管轄	百七十六頁
民事	百八十二頁
民事假裁判	百八十三頁
民事裁判執行	百八十六頁
刑事	百八十九頁
刑事假裁判	百九十八頁
身分分散處分	百九十九頁
無訴訟事件	二百六頁
第一類 <small>商號代人 會社商標</small>	二百六頁
第二類	二百六頁
第三類	二百六頁
第四類	二百六頁

第五類	二百十一頁
第六類	二百十二頁
第七類	二百十三頁
第八類	二百十三頁
第九類	二百十四頁
第十類	二百十四頁
第十一類	二百十五頁
第十二類	二百十六頁
第十三類	二百十七頁
區裁判所通則	二百十七頁
地方裁判所裁判管轄	二百二十頁
民事局	二百二十頁
商事裁判所	二百二十二頁
刑事局	二百二十四頁
豫審	二百二十五頁

刑事裁判所

二百二十九頁

陪審裁判所

二百三十三頁

無訴訟事件

二百三十四頁

地方裁判所ノ第一審ニ對スル上訴

二百三十六頁

地方裁判所ノ第二審

二百四十頁

第二審ニ對スル上訴並上告論

二百四十二頁

地方裁判所長別段ノ事務

二百四十五頁

上等地方裁判所裁判權

二百四十六頁

第一審

二百四十六頁

第一審ニ對スル上訴

二百四十八頁

第二審

二百五十頁

第二審ニ對スル上訴

二百五十一頁

第三審

二百五十三頁

第三審ニ對スル上訴

二百五十四頁

伯林上等地方裁判所特別權

二百五十五頁

各上等地方裁判所長別段ノ事務

二百五十六頁

帝國裁判所裁判權

二百五十六頁

第一審

二百五十七頁

第二審

二百五十八頁

第三第四審

二百五十八頁

帝國裁判所長別段ノ事務

二百五十九頁

帝國行政權分掌概略

二百六十頁

司法行政官ノ組織

二百六十四頁

司法行政官ノ官等並俸給

二百六十五頁

司法大臣別段ノ事務

二百六十六頁

司法行政ノ本務

二百六十八頁

司法行政監督ノ順序

二百六十九頁

裁廳内一切ノ整理

二百七十二頁

監獄事務

二百八十三頁

獄則ノ要目

二百八十六頁

罰則ノ概略

司法官吏建議ノ順序

裁判事務表呈出ノ規程

裁判事務ヲ他ノ官ニ報告スル手續

民事上ノ報告

裁判事件ヲ統計院ニ報告スル手續

罰科帳取扱

定額金取扱ノ順序

裁判所ノ収入支出ニ係ル事務

保証金

豫納金

保証金豫納金ノ金高

保証金豫納金ヲ納メサル結果

裁判入費ノ種類

裁判費用負擔ノ變例

十二

二百八十八頁

二百九十頁

二百九十二頁

三百頁

三百三頁

三百四頁

三百六頁

三百九頁

三百十五頁

三百十六頁

三百十八頁

三百二十一頁

三百二十三頁

三百二十四頁

三百二十六頁

訴訟手續ノ沿革

刑事裁判費用

裁判入費ノ區別並沿革

裁判入費

民事

不動産糶賣

身分分散

刑事

不動産附託

無訴訟事件

地所臺帳

遺産分配

後見人並管財人

アウストラージン

徵收期限

三百二十八頁

三百二十九頁

三百三十一頁

三百三十三頁

三百三十三頁

三百四十頁

三百四十三頁

三百四十六頁

三百五十頁

三百五十一頁

三百五十四頁

三百五十七頁

三百六十一頁

三百六十五頁

三百七十一頁

十三

訴訟入費

十四

裁判費用ノ計算及収入

三百七十三頁

徴収ノ區別

三百七十六頁

収税官ノ事務

三百八十七頁

裁判費用外ノ収入支出及決算

三百九十三頁

付託物取扱ニ關スル事務

三百九十五頁

代言人其職業ヲ始終スル事並ニ裁判所ヲ兼テントスル時ノ會議ニ係ル手續

四百二二頁

司法官吏ノ監督ニ係ル權限

四百九頁

裁判官ノ監督

四百九頁

裁判官ニ非サル官吏ノ監督

四百十七頁

官吏ノ懲戒法

四百二十一頁

懲戒裁判所ノ構成

四百二十三頁

裁判官ノ懲戒裁判所

四百二十三頁

裁判官ニ非サル官吏ノ懲戒裁判所

四百二十五頁

懲戒裁判所別段ノ事務

四百二十八頁

刑法及懲戒法併科ノ處分

四百三十八頁

懲戒裁判ノ手續

四百四十頁

裁判官ノ懲戒裁判手續

四百四十頁

裁判官ニ非サル官吏ノ懲戒裁判手續

四百四十五頁

獨逸帝國官吏ノ懲戒裁判手續

四百四十六頁

一時ノ停職

四百四十七頁

公証人ノ懲戒裁判手續

四百五十三頁

官吏公務上預リタル物ヲ私シタル其ノ處分法

四百五十四頁

特別裁判所

四百五十九頁

運輸裁判所

四百六十頁

關稅裁判所

四百六十頁

職工裁判所

四百六十一頁

シヨッフエンゲレヒト

四百六十四頁

皇族裁判所

四百六十五頁

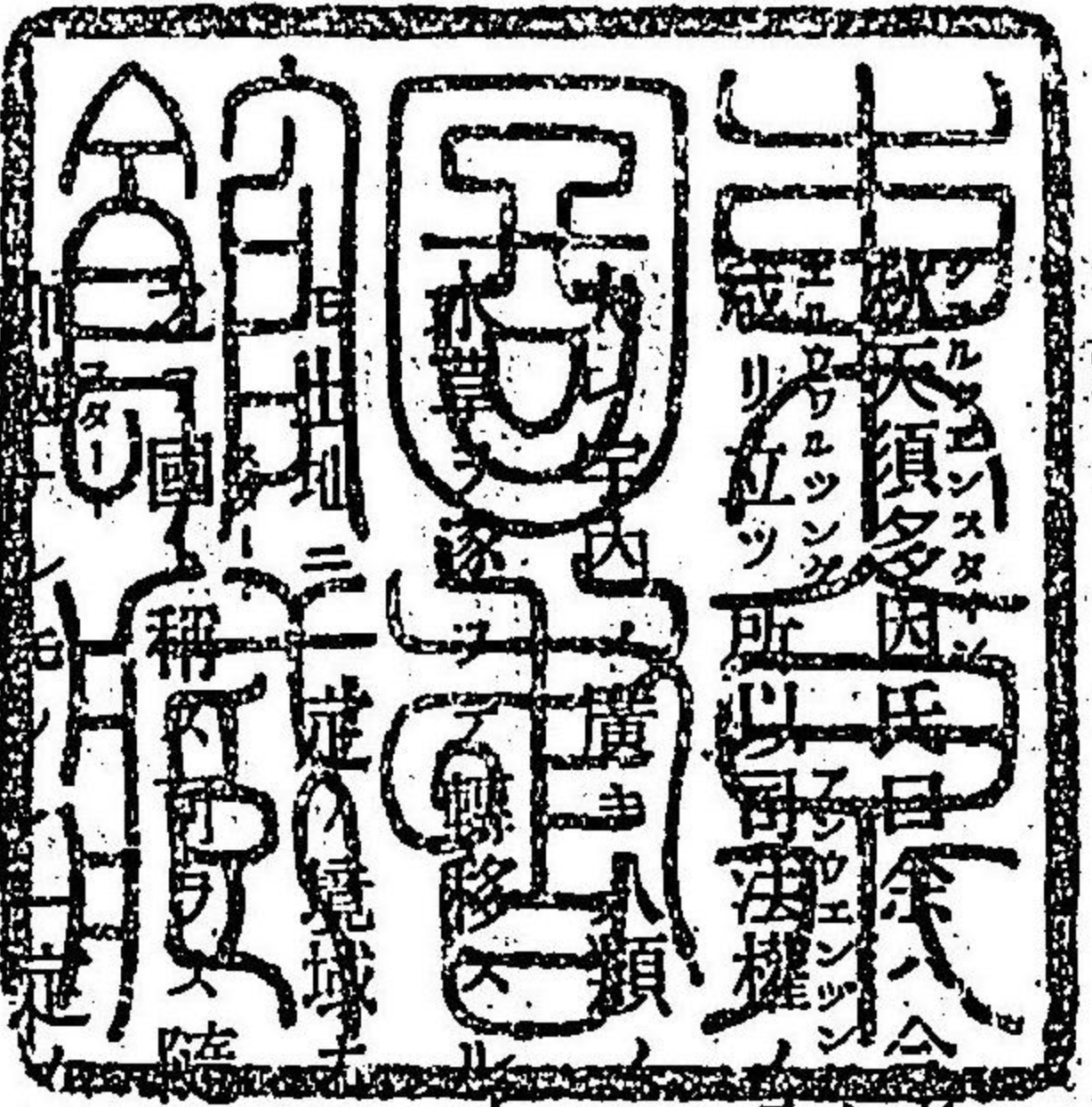
十五

軍事裁判所	四百六十五頁
軍事裁判所區別	四百六十八頁
海軍軍事裁判所	四百七十四頁
非常軍事裁判所	四百七十五頁
軍事常事交渉裁判	四百七十八頁
公判裁判餘論	四百八十一頁
地所分合ノ處分ヲ爲ス官署其紛議ヲ裁判スル裁判所	四百八十三頁
大學校裁判所	四百九十六頁
大學校生徒懲戒法	五百一頁
仲裁人並勸解人	五百六頁
仲裁人	五百九頁
勸解人	五百二十七頁
行政司法ノ裁判管轄ヲ定ムル裁判所	五百四十一頁
官吏ニ係ル訴訟ノ故障	五百四十五頁
獨逸全國裁判所統計	

官吏要債責任ノ區別	五百四十六頁
一般官吏ニ係ルモノ	五百五十五頁
裁判官ニ係ルモノ	五百五十八頁
組合委員ニ係ルモノ	五百六十頁
代言人ニ係ルモノ	五百六十二頁
「スタート」ニ係ルモノ	五百六十三頁

學國上等地方裁判所判事シユルツェンスタイン氏講義
李獨司法制度

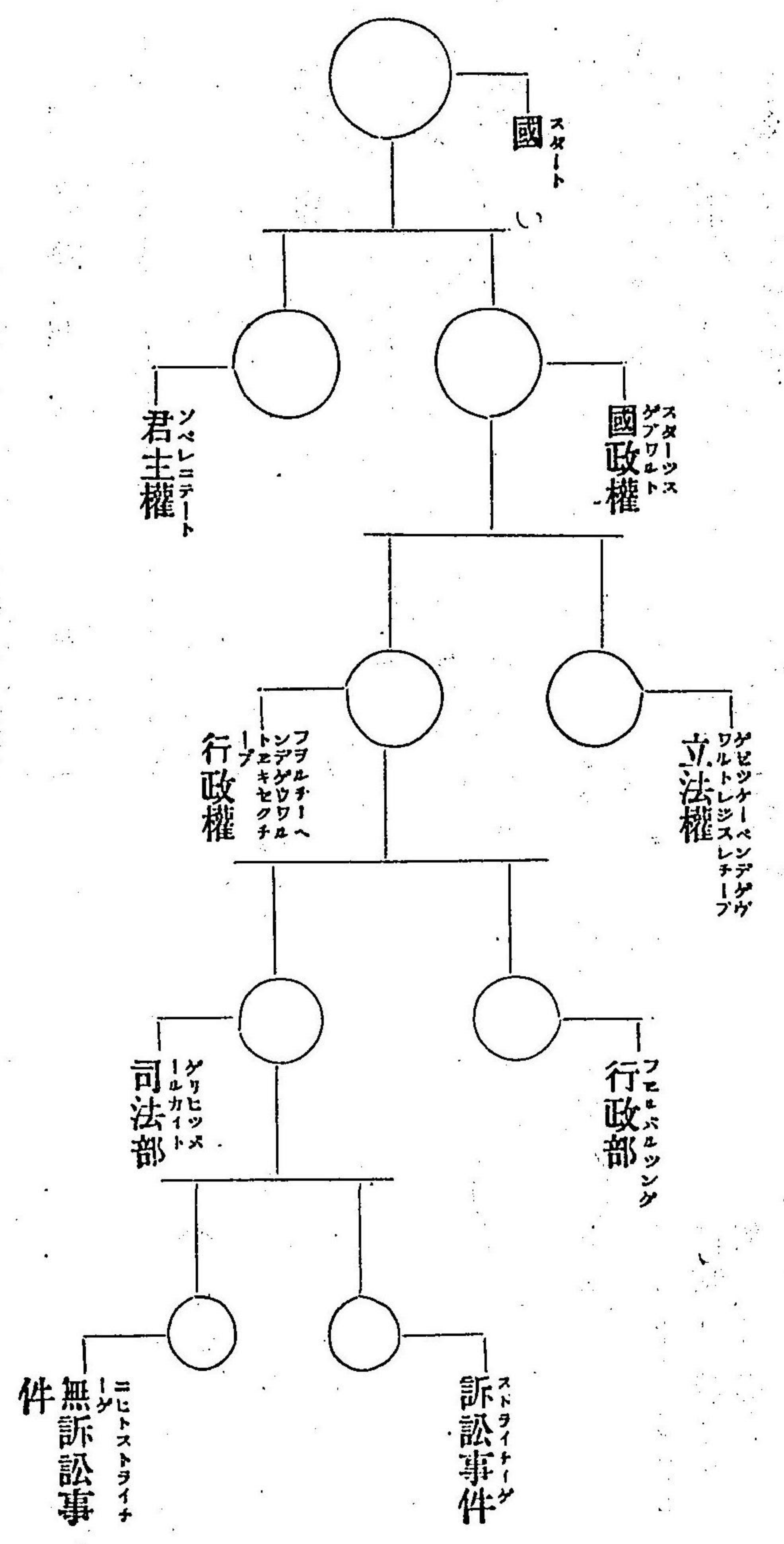
本多康直演譯
三好退藏筆記



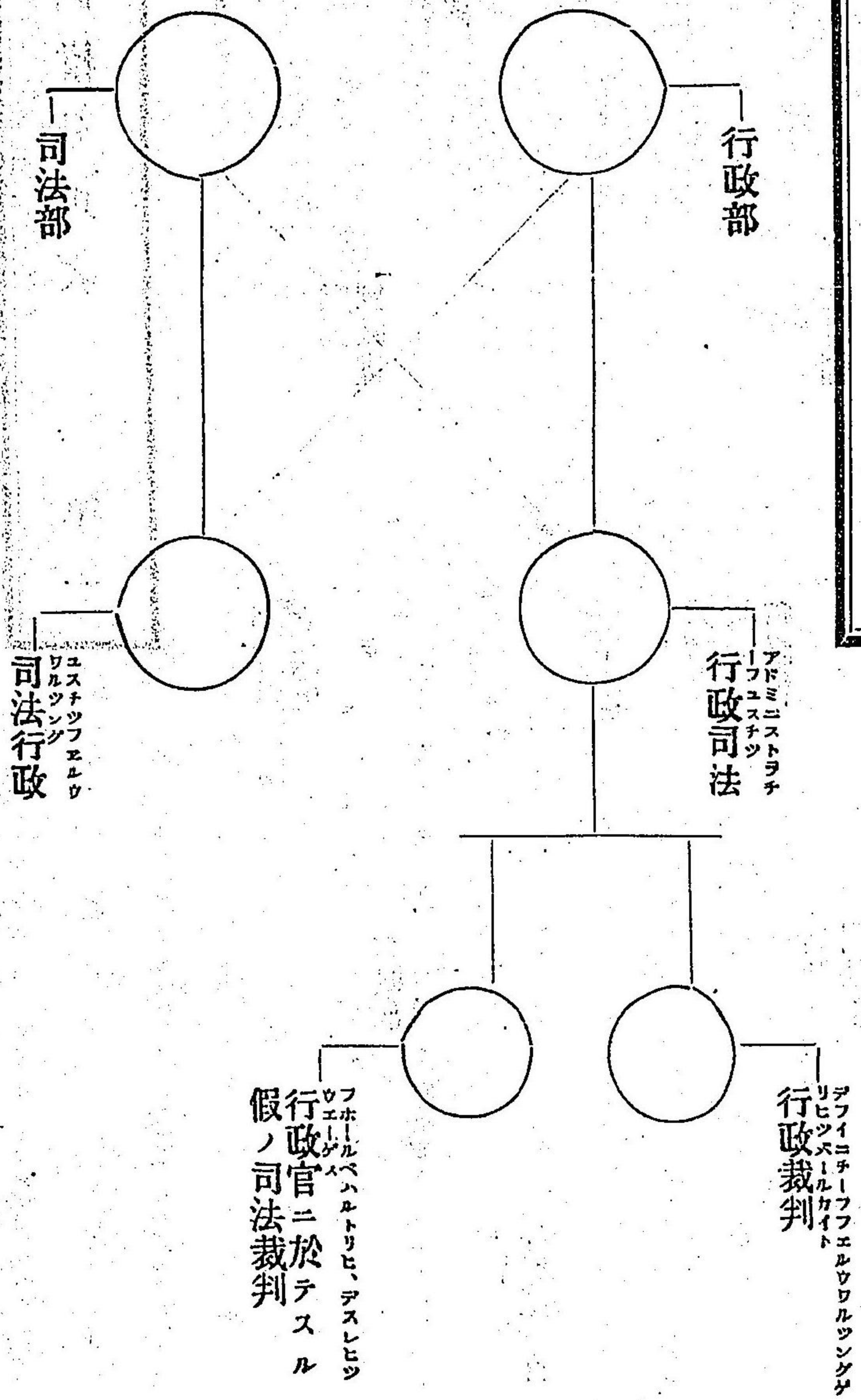
學國裁判所ノ構成組織ヲ説クノ前ニ於テ先ツ國權ノ起ル所以政權ノ
分ル、所以ヲ簡短ニ論述セサル可ラス
多キ各所ニ群居スルモノ枚擧スルニ暇アラスト雖田野蠻未開ノ人民
カ如キモノハ固ヨリ論ナシ假令一部落ヲ成シ一集團ヲ爲スモノト雖
ク施治ニ一定ノ主義ナキモノハ之ヲ人民ノ集合場ト云フヲ得ヘキモ
テ國權ナク政權ナシ復タ何ニ依テ司法權アルヲ得ンヤ
境域アル土地ニ居住スル人民ノ不羈獨立ヲ維持シ確乎タル基本的
規矩ニ依テ交互普通ノ利益ヲ綢繆保護シ勸獎スルノ目的ヲ堅執シテ永遠連續スル所ノ契約
的社會ナリ故ニ一人一個ノ定意ハ一般公衆ノ定意ニ服從セサル可ラス如何トナレハ公衆ノ
定意ハ一國ノ定意ニシテ即チ凌犯ス可ラサル所ノ國權ナルヲ以テナリ
該國權ナルモ他ノ外國ニ對スル時ハ則所謂自國ノ君主權ニシテ內國ニ於テハ則所謂國政

權ナリ但シ國政權トハ單ニ其權ノ崇厲擴張ヲ約言ヒル通語ナレトモ更ニ之ヲ細別スルトモ
 權ナリ但シ國政權トハ單ニ其權ノ崇厲擴張ヲ約言ヒル通語ナレトモ更ニ之ヲ細別スルトモ
 立法及行法ノ二權トス
 行政權ニ二個ノ區域アリ習慣及法律ニ起因スル真正ノ法理ヲ社會ノ實際ニ堅執執行スル區
 域ハ則司法部ニシテ自餘全國ニ關涉スル百般ノ治務ヲ統御監督スル區域ハ則行政部ナリ
 司法部ノ管理スル所ハ各人各個ノ固有スル權利(即チ民法)及ヒ公衆一般ニ關係スル處刑處
 罰ノ權利(即チ刑法)ニシテ各人各個ノ權利ヲ害シ及ヒ社會公衆ノ利益ヲ破リタル者ヲ審按
 裁斷スルモノ是ナリ而シテ之ヲ裁斷スルニ二個ノ別アリ即チ原被兩造ノ爭訟ヲ裁斷スル
 訴訟事件ニシテ之レニ反スルモノハ無訴訟事件ナリ
 無訴訟ニ屬スルモノハ各人各個ノ定意ヲ以テ事ヲ處スルニ當リ其事タル民法ノ定ムル所ニ
 從ヒ認可ヲ得及ヒ保護ヲ受クヘキモノナルハ其請求ニ因テ之ヲ保護シ(地所ノ授受ニ公
 或ハ其請求ナキモ法ニ因テ之ヲ審裁スルモノ(幼者ノ後見人)是ナリ
 行政部ノ管理スル所ハ全國人民生活情態ノ關係ニ隨ヒ其文明ヲ獎勵シ安寧富強ヲ勸誘スル
 爲メ威權ヲ擴張シ資財ヲ適用スルコト是ナリ故ニ教育警察商業職工等ノ事務ヲ適宜ニ斡旋
 シ及ヒ道路橋梁ヲ建設シテ往來交通ヲ便利ナラシメ並ニ貨幣ヲ鑄造シテ度量權衡ヲ一定シ
 人生必需ノ融通ヲ勸奨スル等全ク其本分ノ機務ナリトス

國權分理表 第一



國權分理表 第二



行政ノ司法ハ民事刑事ニ付テノ訴訟ヲ行政官ニ於テ裁判スルモノナリ而シテ其裁判ニ左ノ區別アリ

第一 行政官吏ニ於テ假リニ裁判ヲ爲シ若シ其裁判不當ナレハ更ニ司法裁判所ニ於テ審判ヲ爲スモノ是ナリ

一 警察署ニ於テスル違警罪ノ假裁判

二 行政廳ニ於テスル假ノ裁判

三 雇主ト雇人トノ間ニ起ル訴訟及ヒ諸職業上ニ就テ起ル訴訟ノ假裁判

第二 司法裁判ニ關係ナク行政官ニ於テ裁判スルモノ是ナリ其裁判所ハ左ノ如シ

但シ此裁判ニ付テハ別ニ一定ノ手續アリ

一 行政ト司法トノ權限ヲ判決スル裁判所

二 行政事務ニ係ル訴訟ヲ裁判スル裁判所

三 教僧等ノ職務進退等ニ就テ起ル訴訟ヲ裁判スル裁判所

四 貧窮人救助ニ付入籍ノ紛議ヲ裁判スル裁判所

行政裁判所ハ左ノ如シ

- 一 郡行政裁判所
グライムズ、エドワーズ、ワグネル、グレイヒト
- 二 縣行政裁判所
ベチルク、スプレウ、ワグネル、グレイヒト
- 三 上等行政裁判所
ブーベルフ、エドワーズ、ワグネル、グレイヒト

右行政裁判ニ屬スル訴訟事件ハ如何ナル主義ヲ以テ之ヲ區別スルヤノ問題ハ未タ一定セズ
司法ト行政トノ區域明瞭ナラサルカ爲メニ各人其區別ニ困ムヲ以テ某々ノ事件ハ行政裁判
ノ管轄ナリト指示シタル規則アレトモ其規則モ亦不充分ナルヲ以テ目下之ヲ改正セント企
テ其議案ヲ呈出シタルモノアリト聞ケリ

右ノ如ク司法ト行政トノ區域明瞭ナラサルヨリ往々紛議ヲ生シ事務上差支アルニ因リ唯其
權限ノミヲ判決スル爲メニ伯林ニ一ノ裁判所ヲ設置セリ其裁判所ハ左ノ人員ヲ以テ成リ立
ツモノトス

裁判官

十一人

内六人ハ伯林上等地方裁判所ノ判事ヲ以テ之レニ任シ餘ノ五人ハ行政官吏ヲ以テ之
ニ充ツ但シ判事タルコトヲ得ヘキ資格ヲ有スルモノニ限ル

激僧等ノ職務進退ニ係ル訴訟ヲ判決スル裁判所モ亦同ク司法官ト行政官トヲ以テ成リ立ツ

モノトス

貧窮人救助ノ義ニ付入籍ノ紛議ヲ判決スル裁判所ハ學國中ニ廿餘ヶ所アリ此裁判所ノ裁判

ニ對スル控訴ヲ審判スル爲メ伯林ニ一ノ上等裁判所ヲ設置セリ

右等ノ數裁判所ハ固ヨリ常置ニ非ラス其訴訟起ルニ及ンテ臨時ニ裁判官集合シテ審判ヲ爲

スモノナリ故ニ其裁判官モ亦皆兼官ナリ

裁判權ハ固ヨリ行政權ノ一部ナルヲ以テ昔時ニ在テハ行政官ニ於テ裁判ヲ爲シタルモノナ
レトモ行政ノ事務ハ成法ニ依ルノミニ非ラス實際ノ便宜ニ從ヒ臨機應變ノ處分ヲ爲サ
可ラス裁判ハ之レニ反シ唯民刑ノ兩法ニ依リ裁判ヲ爲スモノニシテ便宜ニ事ヲ處スルコト
ナシ此區別アルニ因リ隨テ其事務ニ從事スル官吏モ亦各別ノ能力ヲ有セサル可ラサルカ故
ニ裁判權ヲ行政部中ヨリ分離シタルハ事ノ當サニ然ルヘキモノナリ然レトモ獨逸聯邦中ニ
於テ今尙行政司法ノ二權ヲ分轄セシメテ行政官吏ニ於テ裁判ヲ爲スモノアリ故ニ實際ノ便
宜ニ因リテハ行政司法ノ二權ヲ兼子行フモ亦妨ケナカルヘシ現ニ英國ニ於テ最下等裁判所
ノ裁判ハ行政官吏之ヲ攝行スルモノアリ佛國ニ於テモ亦之レニ類似スルモノアルカ如シ
學國ニ於テハ千八百八年ニ司法裁判ヲ行政部中ヨリ分離シ而シテ千八百七十二年ニ至リ始
メテ行政裁判所ヲ設ケタリ

蓋シ裁判權ハ統一スル所アルヲ以テ最利益アリト爲スカ故ニ司法裁判ト行政裁判トヲ全ク別途ニ置クコトノ利害得失ニ至テハ余未タ其明解ヲ得ス但シ行政裁判所ヲ設置スルハ一時歐洲ノ流行トモ云フヘキ程ニテ各國其裁判權ヲ區別シタレトモ其得失ニ至テハ今尙ホ疑義アルモノ、如シ

以上論述シタル所ニ依リ裁判權ノ成リ立ツ所以ヲ説了セリト信スルヲ以テ今余ハ此講義ノ目的ナル裁判所ノ組織ニ進ムヘシ然レトモ尙ホ其前ニ於テ叙述スルヲ要スルモノアリ蓋シ昔時ニ在テハ都府寺院大學校及廣大ノ土地ヲ所領スル者等ニ於テ各自裁判權ヲ有シタルモノナレトモ裁判權ハ一國政權ノ在ル所ニアラザレハ之ヲ有ス可ラサルモノナルヲ以テ漸次ニ之ヲ廢シ今日ニ至テハ全ク政府ニ屬セリ故ニ法律ヲ以テ豫定シタルモノ、外別段ノ裁判所ヲ置クコトヲ得ス○何人ト雖トモ法律ヲ以テ定メタル所ノ裁判管轄ヲ免ル、コトヲ得ス○裁判ハ公ケニ爲サ、ル可ラス○此レ其大則ナリ

裁判權ハ不羈獨立ノモノナルヲ以テ司法大臣ハ勿論國王ト雖トモ之レニ喙ヲ容ル、コトヲ得ス但シ司法行政ノ事ニ至テハ固ヨリ行政權ノ管理ナルカ故ニ各裁判所長ニ於テ司法大臣ハノ命ニ因リ裁判所中ノ行政事務ヲ掌ルモノハ司法大臣ノ指揮ニ從ハサル可ラス司法大臣ハ司法行政ノ事ニ付命ヲ政府ニ聽クコト勿論ナリ故ニ司法部中ニモ幾分ノ行政事務アリト知

ルヘシ

又行政部ニ於テ裁判權ヲ有スルコトアリ即チ前ニ述ヘタル如シ右ノ如ク司法中ニ行政アリ行政中ニ司法アルモノハ兩權分轄中ノ例外ニシテ別段ノ主義アルニ非ラス唯其實際事務上ノ便宜ニ因リタルモノナリ

又裁判ヲ爲スニ判事一名ナルモノアリ判事數人ナルモノアリ判事一名ナレハ他ノ掣肘ヲ受ケサルヲ以テ自由ノ思想ヲ發揮シ訴訟事件ヲ速ニ裁判スルノ利益アレトモ事或ハ組漏ニシタルノ弊アルノミナラス一人ノ識見ハ自ラ限リアルモノナルヲ以テ誤謬ノ裁判ナキヲ保タス判事數人ナルトキハ其意見異ナルモノアルカ爲メニ裁判遲滞ノ弊アレトモ數人連合シテ反覆討論スルカ故ニ得失互ニ相補ヒ裁判正確ニシテ信用ヲ得ルノ利益アリ

右ノ如ク利害相半ハスルヲ以テ其是非ヲ決スル能ハス因テ李國ニ於テハ此二者ヲ兼テ用ヒ區裁判所ヲ一人トシ地方裁判所ヲ三人或ハ五人トシ上等地方裁判所ヲ五人或ハ七八トシタルナリ

李國裁判所ノ構成ハ左ノ如シ

區裁判所
地方裁判所

千百

九十一

別ニ獨逸帝國ノ帝國裁判所アリ「ライプチヒ」ニ設ク

區裁判所

區裁判所ノ判事ハ凡ツ人口八千人ニ一人ノ割合ナリ一裁判所ニ判事一人ヨリ百餘人迄ノ差等アレトモ通例二十人以下ナリ區裁判所ニ於テハ幾人ノ判事アリトモ裁判止ニ於テハ一人獨立ノ權ヲ有ス但シ刑事ニ參審アルモノハ此限ニアラス
判事數人アル區裁判所ニ於テハ司法大臣ヨリ其中ノ一人ヲシテ行政事務ヲ取扱ハシムルヲ例トス故ニ其判事ハ裁判所一般ヲ監督シ書記以下ヲ懲戒スルノ權ヲ有ス其他ノ事ニ就テハ裁他ノ判事ト同等同權ニシテ俸給等ニ至ルマテ毫モ異ナルコトナシ因テ區裁判所ニ於テハ裁判所長ニアレンデントト稱セス
判事二人以上アル區裁判所ニ於テハ其管轄地ヲ區分シテ事務ヲ分掌スルモノアリ(某區某郡ハ某判事某地ハ某判事ノ受持ト云フカ如シ)或ハ民刑ノ事件ヲ以テスルモノアリ又伯林ノ如キ數多ノ判事アル場所ニ於テハ民事刑事共ニ被告人姓氏ノ頭字ヲ以テ分掌ヲ定ムルモノアリ勿論司法大臣ハ判事二人ノ場所ハ管轄地ヲ以テ區別シ判事二人以上ハ民刑ノ事件ニ依リ又ハ被告人ノ姓氏ノ頭字ヲ以テ分掌ヲ定ムヘシト令シタルコトアレトモ此類ノ事ハ實

際ノ便宜ニ從フヘキモノナルヲ以テ必シモ其定規ニ拘泥セス其地ヲ管轄スル地方裁判所ニ於テ其便否ヲ觀察シ事務ノ分掌ヲ定ムルモノトス
李國中ニ區裁判所千百ヶ所アレトモ尙ホ足ラサルカ故ニ人民ノ爲メニ便利ヲ謀リ區裁判所ノ判事出張裁判ヲ爲スヘキ場所ヲ豫定シ二週間ニ一回ノ割合ヲ以テ出張シテ裁判ヲ爲ス其數全國中ニ四百ヶ所アリ
其出張所ハ多ク邑廳ニ在ルヲ以テ筆墨紙等ハ總テ其邑ヨリ辨スルヲ例トス勿論出張裁判ノ費額ハ官費支辨ヲ以テ至當トナスヘシト雖トモ多クハ其所在人民ノ情願ニ因ルモノナルヲ以テ隨テ生スル所ノ費用モ亦人民ノ支辨ニ放任シ司法省ハ唯判事ノ旅費日當ヲ給スルノミナリ但シ人民ノ請求アラサルモ司法大臣ニ於テ出張裁判ヲ必要トスル場合ニ於テハ官費ヲ以テ之ヲ支辨シ出張ヲ爲サシムルコトアリ
出張裁判ハ一日若クハ數日ヲ以テシ豫メ其裁判スヘキ事件ヲ定メ其所在人民ニ公告スルモノトス
區裁判所ニ於テ判事ノ分課ニ付其主務者差支アルトキハ代理員ヲ豫定シ地方裁判所長ヨリ之ヲ命ス如此代理ヲ豫定スルモノハ判事民刑ノ事件ヲ裁判スルニ當リ或ハ事件ノ便否ニ因リ或ハ被告人ヲ好惡スルニ因テ自由ニ代理ヲ爲シ被告事件又ハ訴訟關係人ニ不利益ノ事アリ

ランヲ慮リ其弊害ヲ豫防スルノ注意ニ出テタルモノナリ
 區裁判所ニ唯一人ノ判事アル場所ニ於テ若シ其判事病氣故障アルトキハ接近シタル區裁判所ノ判事ヲシテ之ヲ兼務セシム勿論長病ニ屬スルカ其他ノ事故ニ因リ久ク職ニ就ク能ハサル理由アルトキハ司法大臣ヨリ別ニ代理官ヲ命スルモノトス
 區裁判所ニ於テ判事ノ分課ハ成ルヘク各課ニ輪轉スルヲ以テ利益ト爲スヘシト雖トモ實際然ルコトヲ得ス自然ニ其事務熟練スルニ從ヒ官民共ニ便利ヲ得ルカ故ニ長ク一課ニ從事スルコトナレリ勿論一課ノ事務ニ明ニシテ一課ニ暗キノ弊アルヲ免カレサレトモ一利アレハ一害アルノ情勢亦已ムヲ得サルモノナリ
 然レトモ此分課ハ固ヨリ内規ノ事ナルヲ以テ若シ民事課ノ判事刑事ヲ處斷スルカ如キコトアリトモ其裁判ハ無効ニ屬セス隨テ人民モ之レニ對シテ故障ヲ述ルコトヲ得ス(地方裁判所定ヲ適)
 前ニ述ヘタル如ク區裁判所ニ判事數人アル場合ニ於テ其中ノ一人ニ行政事務ヲ取扱ハシメ及ヒ監督ノ事ヲ命スル者ハ通例其判事中ノ上席人ナレトモ時宜ニ因リ司法大臣ハ其地ヲ管轄スル地方裁判所長ノ意見ヲ聽キ次席又ハ其他ノ者ニ之ヲ命スルコトアリ現ニ伯林區裁判所ノ長ハ上席ノ者ニアラス

區裁判所ハ判事一人ニテ裁判スルヲ定則トスレトモ刑事ノ公判ニハ參審アリ裁判上ニ於テハ參審ノ權利事ト異ナルコトナシ

昔時學國ニ於テハ人民中ヨリ時々裁判官ヲ撰擧セシモノナリシニ千二百年ニ至リ羅馬ノ法律大ニ行ハレ學識アルモノニ非ラサレハ裁判官タルヲ得サルコトナレリ其慣習今日ニ至テモ異ナルコトナシ然レトモ學者ハ理論ニ明カニシテ實事ニ暗キノ弊アルヲ免カレサルモノトシ一般人民中ヨリ陪審(參審陪審ヲ含蓋ス)ヲ撰ンテ刑事裁判ニ加班セシムルコトヲ必要トスルニ至レリ

學國ニ於テハ學識ナクシテ裁判官ニ加班スルモノニアリ左ノ如シ

- 一 區裁判所ノ參審
- 二 陪審裁判所ノ陪審
- 三 商事裁判所ノ商人判事

但シ參審陪審ハ刑事ノミニシテ商人判事ハ民事ノミナリ

論者或ハ曰學識アル判事ハ事實ニ疎ナリ故ニ裁判上ノ利益ヲ謀ルカ爲メニ事實ヲ判決スル所ノ陪審ヲ置カサル可ラスト

之レニ反對スル者曰學者ト雖トモ必ス事實ニ暗シト云フヲ得ス唯經驗ノ如何ニ在ルノミ陪

審ハ實ニ無用ノ長物ナルノミナラス大ニ裁判ニ害アリト
 右ノ二論孰レカ非ナルヤヲ判決スルヲ得スト雖モ余ハ陪審ヲ以テ無用ト爲ス論者ニ左袒ス
 ルモノナリ何トナレハ理論上ヨリ之ヲ云ヘハ誠ニ公平至當ナルカ如クナレトモ事實上ニ於
 テハ不公平至極ナルモノナルヲ以テナリ余カ十年間ノ經驗ニ據レハ商人判事ヲ除クノ外ハ
 參審陪審共無用ノ物ナリト思ヘリ勿論多クノ參審陪審中ニハ幾分ノ學識ヲ有スルモノナキ
 ニ非ラサレトモ僻地ニ於テハ多ク無識ノ陪審居睡リシテ何事ノ審問アリタルカヲ知ラス投
 票ノ際ニ至テ雷同スルヲ通例トス但シ參審陪審ニ一ノ小利益アリ例ヘハ事實有罪ト思量ス
 ルモ法律ニ疑義アリ(法文ノ解釋ニ依テ罪ノ有無ニ關係アルノ類)判事ハ之ヲ決スルニ苦ム
 時ニ當リ參審陪審ハ法文ノ解釋等ニハ少シモ頓着セサルニ因リ直チニ有罪ト決スルカ爲メ
 ニ有罪人ヲシテ法網ヲ免カレンシメサルカ如キコアル是ナリ
 李國ニ於テハ重罪ヲ裁判スル陪審裁判所ノ陪審ハ以前ヨリ有リタレモ區裁判所ノ參審ハ千
 八百七十九年治罪法頒布ノ後ヨリ始メテ之ヲ置ケリ治罪法草案ニハ地方裁判所ノ輕罪裁判
 ニモ參審ヲ置ク見込ナリシニ審查ノ時之ヲ削リ區裁判所ノミ之ヲ存シタルナリ其理由ハ區
 裁判所ハ判事一人ナルカ故ニ參審ヲ以テ之ヲ補ヒ地方裁判所ハ五人連班ナルヲ以テ參審ヲ
 要セサルナリ

陪審ハ事實ノ裁判官ナリト云フハ普通ノ論ナレモ余ハ斷シテ陪審ヲ以テ事實ノミノ裁判官
 ニ非ラストス何トナレハ罪ノ有無ヲ決スルニハ法律ニ依ラサル可ラサルモノナルヲ以テナ
 リ

參審ノ事ニ付テハ多少ノ議論アレモ目下試ニ實施スルモノナリ

參審

刑事ヲ裁判スル爲メ區裁判所ニ參審ヲ置ク

區裁判所ノ刑事裁判ハ上席ノ判事一人ト參審二人トヲ以テ成リ立ツモノトス

參審ハ裁判官ト同様ノ權ヲ有シ裁判書ニ署名スルハ勿論公判上一切ノ事ニ付判事ト同ク裁
 判ノ權ヲ有ス

公判席ノ外要用ナル裁判ハ裁判官獨リ之ヲ行フ

參審ハ名譽官ニシテ給料ナシ但シ其住所裁判所ヨリ二キロメートル以上ノ地ニ在ルモノ
 ニハ其旅費ヲ給ス

陪審(參審ヲ包含ス)タル權ナキ者左ノ如シ

- 一 裁判所ノ判決ニ依テ陪審タルノ權ヲ失ヒシ者
- 二 重罪輕罪ノ被告人ニシテ公判ニ付セラルヘキ者

- 三 公權停止中ノ者
 - 四 身代分散處分中ノ者並ニ治産ノ禁ヲ受ケタル者
 - 五 外國人
- 若シ右等ノ者誤テ陪席シタルハ其裁判ハ無効ニ歸ス
- 陪審(參審ヲ包含ス)ト爲ス可ラサル者左ノ如シ
- 一 陪審撰舉名簿ニ記載シタルハ二十歳ニ滿タサル者
 - 二 其裁判區ニ滿二年間住居セサル者
 - 三 自身又ハ家族公ケノ救助ヲ受ル者及ヒ名簿ニ記載スルハヨリ前三年内ニ同上ノ救助ヲ受ケタル者
 - 四 瘋癲白痴及ヒ身体虛弱ニシテ其任ニ堪ヘサル者
 - 五 雇人 ガンスト、ボーラン
- 右等ノ者若シ誤テ陪席シタルコアリハ其裁判ハ無効ニ屬セス
- 陪審(參審ヲ包含ス)タル可ラサル者左ノ如シ
- 一 諸省ノ長官
 - 二 獨逸政府ヨリ俸給ヲ受ル官吏

- 三 各聯邦政府ヨリ俸給ヲ受ル官吏
 - 四 判事 檢事
 - 五 裁判所及警察署ニ於テ裁判執行ヲ爲ス官吏
 - 六 僧侶
 - 七 學校教員
 - 八 常備海陸軍ノ兵籍ニ在ル者
- 右等ノ者若シ誤テ陪席シタルコアリハ其裁判ハ無効ニ屬セス
- 陪審(參審ヲ包含ス)タルコヲ辭スルヲ得ル者左ノ如シ
- 一 獨逸ノ上下院議員
 - 二 前期ニ陪審タリシ者及ヒ參審ヲ五席勤務シタル者
 - 三 醫師
 - 四 藥商ニシテ職業上ノ補助人ヲ有セサル者
 - 五 名簿ニ記載シタル節六十歳ヲ越ヘタル者及其勤務スヘキ期内ニ六十歳ヲ越ユヘキ者
 - 六 陪審ヲ務ムルニ付要用ナル費用ヲ負擔シ能ハサルコヲ證據立シ者

各邑長ハ其邑内ニ居住シテ陪審タルヲ得ヘキ者ノ姓名ヲ年々帳簿ニ登記ス之ヲ「ウール
リスト」ト云フ其名簿ハ何人ニテモ來リ見ルヲ得ヘキ旨ヲ豫メ邑内ニ公告シ一週間其名
簿ヲ邑廳ニ供ヘ置キ然後之ヲ區裁判所ニ送ルモノトス
區裁判所ニ於テハ判事一名行政官吏一名外ニ其區内ニ於テ信用アル長老七名ヲ撰ミ會議ノ
上陪審名簿ヨリ陪審タルヘキ者ヲ撰拔ス

若シ此帳簿ニ付邑内人民ヨリ故障ノ申立アリタルハ此會議ニ於テ之ヲ判決ス
此帳簿ハ邑廳ニ於テ大要ノ調ヲ爲シテ記載スルモノナルヲ以テ區裁判所ニ於テ此會議ヲ催
シ精密ニ調査スルモノナリ
七名ノ信用アル人物ヲ撰ムハ町村會等ノ代議人ニ依リテ之ヲ行フ若シ是等ノ會議ナキ處ニ
於テハ區裁判官之ヲ撰任ス

此會議ハ過半数ヲ以テ之ヲ決ス其決裁シタルモノニ付テハ故障ノ申立ヲ爲スヲ許サス
此會議ニ於テ翌年中參審タルヘキ者ヲ撰定ス但シ一名ニテ五席ヲ勤務スル割合ヲ以テス

一 參審ノ要用ナル員數

二 豫備參審ノ要用ナル員數

右ノ如ク撰定シタル參審及豫備參審ノ姓名ヲ帳簿ニ記載ス之ヲ參審年度名簿ト云フ豫備

參審ハ成ルヘク裁判所接近ノ地ニ住居スルモノヲ撰ムヲ以テ例トス大抵參審ノ半数ヲ豫備
トシテ撰定ス

參審出席ノ日割ヲ豫定シ判事抽籤ヲ以テ之ヲ定ム其順次ハ裁判所書記之ヲ記録ス
區裁判所ノ判事ハ參審出席ノ日時ヲ豫メ各參審ニ通知シ置キ其時々之ヲ報告セス但シ其日
時ニ出席セサレハ法律上ノ責任アルヘキ旨ヲモ同時ニ通知スルモノトス

成規ハ右ノ如クナレモ司法大臣ヨリ別段ノ達ヲ以テ其時々通知セシムルトセリ

右ノ通知ヲ受ケタル參審出席スヘキ日時ニ遲參又ハ不參シ又ハ其他ノ事故ヲ以テ職務ヲ盡
サ、ルハ五マルクヨリ少ナカラス千マルクヨリ多カラサル罰金ヲ科ス且ツ其遲參不參
又ハ其職務ヲ盡サ、ルニ付テ起ル所ノ費用及損害ヲ償ハシム

各參審中雙方熟識ノ上其出席定日ヲ交換センヲ請求スルハ之ヲ許スヲ得但シ其日ニ
裁判スヘキ事件確定シタル後ハ之ヲ許サス

若シ裁判定日ニ豫備參審ノ出席ヲ要スルアルハ其年度名簿ノ順次ニ從ヒ出席セシム但
レ席次ノ順番ニ當ル者ヲ出席セシムルハ裁判定日ヲ延期シ若クハ開廷ノ時間ヲ大ニ遲延
スヘキ事情アル場合ニ於テハ其順次ヲ繰リ替ルヲアリ

一事件ノ審問終結ニ至ラサルハ假令數日ニ涉ルト雖モ參審ハ之ヲ一席トシテ加班セサル

可ラス
參審ハ裁判所ノ公廷ニ於テ最初職務ニ從事スルキニ當リ宣誓セサル可ラス其宣誓ハ一年間ノ職務ヲ行フニ適用ス

以上區裁判所ノ構成ヲ説了シタルカ故ニ地方裁判所ニ移ルヘント雖モ今左ノ事項ヲ見出しタルニ因リ講説ノ順序ニ非ラサレモ略叙シテ參考ニ供セン

千八百八十一年ノ調査ニ據レハ左ノ如シ

李國各裁判所費用總計

七千三百五十萬マルク

罰金並裁判入費等人民ヨリ徴收シタルモノ總計

五千百萬マルク

各裁判所ハ盡ク司法省附屬ノ建物ト云フニ非ラス或ハ邑ニ屬シタルモノ或ハ郡有リ借リ受ケタルモノ多シ其借料及廳費等ヲ併セテ司法省ヨリ各裁判所ニ支給スルモノナリ

區裁判所判事總計

八二千五百人

地方裁判所

地方裁判所ハ區裁判所ヨリモ二層裁判ヲ精確ニセサル可ラサルヲ以テ判事三名又ハ五名別席合議シテ裁判ヲ爲ス

地方裁判所ハ一ノ地方裁判區内ニ一箇ヲ置クヲ以テ例トス但シ伯林ニ二箇ノ地方裁判所アルハ一ハ伯林府ヲ管轄シ一ハ府外ノ村落ヲ管轄スルニ因リタルモノナリ

地方裁判所ハ人口ノ多寡ニ依ラス土地ノ繁閑即チ民事事件ノ多寡ニ依テ之ヲ設置スルヲ以テ狹小ノ土地ト雖モ一ノ地方裁判所ヲ置クニアリ又土地ノ便否及古來ノ習慣等ニ因テ裁判管轄ヲ定ムルモノアリ

「ボツスダム」地方裁判所ハ「ブランデンブルク」ヲ管轄ス實地ニ就テ之ヲ云ヘハ「ブランデンブルク」ニ裁判所ヲ置キ「ボツスダム」ヲ管轄スル方相當ナレモ「ボツスダム」ハ古來裁判所アリタル處ナルヲ以テ之ヲ廢スルキハ大ニ人心ニ影響アルカ故ニ舊ニ依テ之ヲ存シタルモ然ラリ全國中是等ノ類枚舉ニ暇アラズ

地方裁判所管轄ノ人口少キハ六萬多キハ百萬ノ差等アリ「ハッヒンゲン」ハ人口凡ツ六萬ニ

シテ伯林ハ凡ソ百萬ナリ其他八十萬以上五十萬迄ヲ通例トス
裁判所設置ノ位地ハ成ルヘク管轄地ノ中央ニ置クヲ要スヘキ筈ナレトモ土地ノ便宜ニ異同ア
ルカ故ニ或ハ管轄地ノ偏隅ニ在ルモノアリ此レ皆舟車運輸ノ便否ニ因ルモノニシテ實際然
ラサルコトヲ得ス

地方裁判所ニハ一人ノ裁判所長ヲ置ク全國中ニ地方裁判所九十一ヶ所アルヲ以テ判事モ亦
左ノ人員アリ

裁判所長 九十一人

裁判所長 百七十七人

地方判事 八百五十八人

總計 千百十八人

地方裁判所ニハ少クモ所長ヲ併セテ八人ノ判事ナカル可ラス何トカレハ地方裁判所ノ始審
事件ハ五人連判ヲ要スルモノナルニ豫審ヲ爲シタル判事及ヒ公判ニ付スヘキヤ否ヲ取調ヘ
タル判事ハ公判ニ列ス可ラサル事由アルヲ以テナリ其他ハ事務ノ繁閑ニ因ルモノナルヲ以
テ人員ノ多寡ニ様ナラス勿論裁判所長ハ民刑ヲ問ハス隨意ニ裁判長タルコトヲ得但シ一年ノ

始メニ於テ之ヲ豫定セサル可ラス

裁判所長自ラ裁判長トナル局ヲ除クノ外ニ數名ノ裁判長アル場所ニ於テハ裁判所ノ會議ヲ
以テ其主務ヲ定ム

地方裁判所ノ會議ハ左ノ人員ヲ以テ成リ立ツモノトス

裁判所長

裁判長

判事中ノ上席人 一名

判事モ亦各一年毎ニ其從事スル所ノ主務ヲ豫定セサル可ラス勿論司法大臣ノ達ニ依レハ各
判事各課ニ輪轉スヘキ筈ナレトモ裁判長判事共ニ各其望ム所ニ從事セシムルヲ常トス
裁判所長差支アルトキハ上席ノ裁判長之ヲ代理ス裁判長差支アルトキハ其主務局ノ上席判
事之ヲ代理ス其他ノ判事差支アルトキハ某判事之ヲ代理スヘキ旨ヲ豫定シ若シ人員寡キ場
所ニテ其代理ヲ定メ難キトキハ其管内ノ區裁判所判事ノ中ヲ以テ代理ヲ爲スヘキ者ヲ豫定
ス

豫審判事ハ地方裁判所長ノ具申ニ依リ司法大臣ヨリ滿一年間之ヲ命ス

右ノ如ク判事ノ主務ヲ定メ代理者ヲ豫定スルモノハ區裁判所ノ部ニ於テ述ヘタル如ク全ク

豫防ノ趣意ニシテ實際鄭重ニ過ルモノアルカ如クナレトモ弊害ヲ未萌ニ防クノ點ヨリ之ヲ見レハ蓋シ幾分ノ利益ナキニ非ラサルヘシ

地方裁判所ノ管内廣大ノ地ニ在テハ官民共ニ不便ニ苦ムノ事由アルカ故ニ區裁判所ノ内三十五ヶ所ニ兼テ地方裁判所ノ刑事局ヲ置キ司法大臣ヨリ區裁判所ノ判事ニ其裁判長ヲ命ズ若シ其區裁判所中ニ於テ判事不足ナルトキハ地方裁判所ヨリ出張スルモノトス

獨逸帝國ノ法ニ於テハ地方裁判所刑事裁判權ノ全部又ハ幾部ヲ區裁判所ニ在ル刑事局ニ於テ審判スルコトヲ許シタルカ故ニ我學國ニ於テハ地方裁判所刑事裁判ノ内區裁判所ニ於テ始審シタル輕罪ノ控訴ハ區裁判所ニ在ル刑事局ニ於テハ裁判權ヲ有セサルモノトシ唯其刑事裁判權ノ幾部ヲ分割スルトニ定メタリ

地方裁判所ノ刑事局ヲ設クル區裁判所ニ於テハ其接近區裁判所ノ一若クハ數區ノ管轄事件ヲ併セテ裁判スルコトヲ得ルモノトス

陪審裁判所

陪審裁判所ハ各地方裁判所ニ設ケルニシテ然レモ其數ハ總數ニ於テハ數區ニ一處ニ限リ但シ司法大臣ヲ見込ヲ以テ増減スルコトヲ得

陪審裁判所ハ常設ニ非ラス其事件ノ多少ニ依リ上等地方裁判所長檢察長ト協議ノ上適宜ニ之ヲ開クモノトス伯林ノ如キハ毎月之ヲ開クコトアリ其開期時限ハ固ヨリ事件ノ多少難易ニ因ルモノナレハ一定ノ制限ナシ

陪審裁判所ノ開期ハ定數ナシト雖トモ一年間ニ少クトモ必ス四回ハ之ヲ開カザル可ラス在監被告人ノ利益ヲ謀ルカ爲メナリ

陪審裁判所開廷ノ事ニ付テハ上等地方裁判所長之ヲ公告スルニシテ其開廷ノ期ハ陪審裁判所ハ三人ノ判事ト十二人ノ陪審トヲ以テ成リ立ツモノトス但シ其裁判長ハ上等地方裁判所長ヨリ上等地方裁判所ノ判事若クハ地方裁判所ノ判事ニ其期限毎ニ之ヲ命ス

陪審裁判所ノ判事ハ表面ヨリ之ヲ觀レバ名譽アルカ如クナレトモ其實別段六ヶ敷コトヲカキ故ニ裁判長ヲ除クノ外大概閉務ナル裁判所ノ判事ヲ撰テ之レニ充ルヲ常トス

陪審ハ旅費ノ給與ヲ受ルノ外他ノ俸給ナシ其資格ハ參審ト異ナルコトナシ不參罰金等モ亦同シ

陪審ノ數ヲ要スルタケハ地方裁判所長之ヲ撰定ス勿論一年間ノ總數ハ數多サルヲ以テ之ヲ裁ク所ヨリ採ラスシテ成ルヘク各區ヨリ之ヲ撰任ス裁判上ノ公平ヲ保タンカ爲メナリ現ニ「ルクスドルフ」(伯林ニ接近シ)區内ヨリハ二十四人ヲ出スノ割合ナルヲ以テ其三倍即チ七十

二人ヲ撰擧シテ地方裁判所長ノ精撰スル所ニ任ス但シ區裁判所ニ於テハ其區内ノ長老ト協
議シテ撰擧スルヲ例トス

地方裁判所ニ於テハ各區裁判所ヨリ撰擧シ來リタル推薦表ヲ五人ノ判事立會ノ上検査シテ
其定數ヲ精撰シ然後抽籤ヲ以テ其陪審ノ連班スヘキ順次ヲ定ム

如此推薦表ヲ數回審査スルモノハ陪審タル資格ハ馬丁車夫等ノ如キモノト雖トモ之ヲ有ス
ルモノナルヲ以テ數回ノ審査ニ依テ自然ニ其精撰ヲ得ルコトヲ要スルナリ

前期ニ於テ陪審タリシモノハ成ルタケ之ヲ撰マサルヲ要ス但シ本人ニ於テ尙其職ニ當ラ
ンコトヲ望ムモノハ格別ナリトス

地方裁判所長ハ當撰ノ陪審姓名表ヲ陪審裁判長ニ送致ス

陪審裁判所ヨリ陪審ニ通知狀ヲ送達スルル下裁判開廷ノ日時ト成ルヘク一週間ノ猶豫アル
コトヲ要ス

陪審ノ職務期限盡キントスルニ當リ尙其裁判事件終ラサルトキハ其事件ノ終局ニ至ルマテ
其職務ヲ繼續セシム

一年ノ陪審職務期限内ニ參審陪審ノ職務ヲ兼ヌルコトヲ得ス若シ其職務年限中數區ニ於テ
參審陪審ニ撰擧セラレタルトキハ最初ニ撰擧セラレタル所ノ職務ヲ行フモノトス

陪審裁判所ヲ証人所在ノ地等ニ於テ開クコトヲ要スルカ如キ重要ノ原由アルトキハ裁判所
アラサル場所ニ於テモ之ヲ開クコトヲ得

此法ハ証人唯一人ナルトキ病氣其他ノ事故ニ因リ喚出スコトヲ得サルカ又ハ數人ノ証人ヲ
一時ニ喚出スコトニ付故障アルカ又ハ流行病等ノ原由ヨリシテ地方裁判所ニ於テスルトキ
ハ非常ノ費用ヲ要スル等ノ場合ニ適用スルモノナレトモ是等ノ事ヲ實行セシハ余未タ見聞
セス

司法大臣ハ地方裁判所ノ管轄事件ヲ一箇ノ陪審裁判所ニ併セ其中一ノ地方裁判所ニ於テ陪
審裁判所ノ公廷ヲ開クコトヲ定ムルコトヲ得

陪審裁判所ノ公廷ヲ開クコトヲ定ムルコトヲ得

商事裁判所

商事裁判所ハ季國中ニ四十ヶ所アリ柏林府ニハ八ヶ所アリ

商事訴訟ハ其事ヲ熟知シタルモノニ非ラサレハ其是非曲直ヲ判決スル能ハサルモノナルヲ
以テ判事ノ外ニ商人ヲ撰任シテ判事ノ補助ヲ爲サシム商事裁判所ハ地方裁判所ノ一部ナリ
ト雖トモ必スシモ本廳所在ノ地ニ限ラス商業繁盛ノ地ヲ撰ニ商事訴訟ヲ判決スルニ要用ナ
ルタケノ數ヲ置ク

商人判事ハ商事會議所ニ於テ之ヲ撰ミ其姓名ヲ縣知事及ヒ地方裁判所長ニ出ス縣知事ハ之ヲ商務大臣ニ呈シ地方裁判所長ハ之ヲ司法大臣ニ呈ス兩大臣協議シ上之ヲ國王ニ奏聞シ勅任ヲ以テニケ年間商事裁判所ノ判事ニ任ス又其補助ヲ爲シシムル爲メ豫備ノ商人判事ヲ勅任ス但三ケ年ノ後更ニ三ケ年間之ヲ命シ尙其年期ヲ繼續スルコトヲ得ルヲ以テ數十年間其職ニ在ルモノアリ

商人判事ハ獨逸人ニシテ滿三十歲以上ノモノニ限ル勿論判事在職中ハ其出席スル所ノ裁判所々在ノ地ニ居住セサル可ラス

身分分散處分中ノ者ハ商人判事タルコトヲ得ス

商人判事ハ無給ナルヲ以テ其職ヲ奉スル者固ヨリ本人ノ隨意ナリ且モ裁判官タルノ榮譽ヲ重ンスルカ故ニ之ヲ望ムモノ多シ

商事裁判所ハ必スシモ地方裁判所ト其管轄ヲ同フセス多クハ地方裁判所ノ區畫ヨリ狹少ナリ

商事裁判所ハ地方裁判所ノ判事一名商人判事二名ニテ裁判ヲ爲ス但シ裁判長ハ必ス判事ヲ以テ之レニ充ツ勿論商人判事モ尋常判事ト同等ノ權ヲ有シ服帽共ニ判事ニ同シ

商事裁判長ハ地方裁判所ノ判事ヲ以テ之レニ任スヘキモノナレトモ多クハ區裁判所ノ判事

司法大臣ヨリ之ヲ命ス若シ區裁判所中ニ其任ニ當ルモノヲ得サルトキハ地方裁判所ノ判事ヲ以テ之レニ充ツ此場合ニ於テハ地方裁判所長之ヲ命スルコトヲ得

抑法律ヲ學ハサルモノヲ人民中ヨリ撰舉シテ裁判官ニ連班セシムルハ商人判事ヲ以テ第三種トス(第一參審第二陪審)然ルニ參審陪審ハ前ニ論述セシ如ク實ニ無用ノ長物ナルヲミナラス却テ裁判ニ害アルモノナリ之レニ反シテ商人判事ハ事實上太ニ利益アリ其理由他ナシ參審陪審ハ固ヨリ法律ヲ知ラサルノミナラス一年ノ間ニ僅ニ五席位出廷スルモノナレハ裁判上ノ實際ヲ熟知スル能ハス事物ノ是非黑白ヲ判斷スルノ能力ニ乏シ商人判事ハ營業上各別専門ノ能力ヲ有スルノミナラス事務繁劇ノ地ニ在テハ一週間ニモ數度審廷ヲ開クコトアレハ裁判上ノ實務ヲ熟知シ數年若クハ數十年繼續シテ奉職スルモノハ自然ニ法律ニモ通曉シ裁判上ニ利益ヲ與フルモノ少ナカラサルカ故ナリ

又商業ハ習慣法ニ依ルモノ最多キモノナルヲ以テ商事上ノ訴訟ヲ判決センハ必ス其習慣如何ヲ審按セサル可ラス又物質或ハ價格ノ鑑査ヲ要スルモノアルカ故ニ鑑定人ヲ用フルコト最多シ然ルニ商人判事ハ必ス商業ニ老熟シタル者ヨリ撰任セラルハヲ以テ裁判上ニ三個ノ特益アリ一ハ則証人ヲ喚出スニ及ハスシテ商業上ノ習慣如何ヲ知ルヲ得ルコト是ナリ一ハ則物質及ヒ價格其他ノ鑑査ヲ要スルニ當リ他ノ鑑定人ヲ用フルニ及ハサルコト是ナリ

フイベルランドスグリヒト
上等地方裁判所

上等地方裁判所ハ李國中十三ヶ所アリ大概一州ニ一ヶ所ノ割ナレトモ(李國中十)其内一州ハ他國ノ土地ヲ略取シタル所ナルニ因リ習慣法等大ニ異ナルモノアルヲ以テ一州(ヘナツセウ)中ニ上等地方裁判所二ヶ所ヲ置キタルモノナリ(其一ハ「カツセル」ニ在リ其一ハ「フワンクフヨルト」ニ在リ)

伯林ノ上等地方裁判所ハ「ヨールランドスグリヒト」ト云ハスシテ「カンメルグリヒト」ト稱ス其故ハ昔時ヨリ伯林ノ上等地方裁判所「カンメルグリヒト」ト稱シ大ニ裁判ノ信用ヲ得「カンメルグリヒト」ト云ヘハ伯林ノ上等地方裁判所ナルコトヲ知ラサルモノナキ程ナルヲ以テ其名ヲ改ムルニ忍ヒス伯林ノ舊稱ヲ存シタルモノナリ
上等地方裁判所ニハ所長一人局長數人其他要用ナル判事ヲ置ク
民刑事務ノ繁閑ニ依リ一局又ハ數局ヲ置ク但シ一局ニ局長即チ裁判長一人陪席判事四人ナカル可ラス
判事差支アルトキハ代理ヲ爲ス等ノ規則ハ地方裁判所ノ規程ト異ナルコトナシ但シ上等地方裁判所ノ會議ニ於テ之ヲ決ス

會議員ハ左ノ如シ

上等地方裁判所長

各局長

先任判事

李國上等地方裁判所判事ノ數左ノ如シ

裁判所長

民事局長

判事

總計

二百八十三人

李滯生全國中ノ判事(上等地方裁判所以下區裁判所ニ至ル)

總計

三千九百〇一人

帝國裁判所

帝國裁判所ハ獨逸帝國一般ヲ管轄スルモノナリ帝國裁判所ニハ長一人其他現今六十八ノ判事ヲ置ク

刑事ヲ除ク外聯邦中ニ帝國裁判所ニ代ルヘキ最上等地方裁判所ヲ置クコトヲ許ス依テ「バイエルン」ニハ別ニ帝國裁判所ニ代ルヘキモノヲ設置セリ此レ其習慣法多キヲ以テナリ帝國裁判所ニ於テハ七名ノ判事ヲ以テ裁判ヲ爲ス現今民事五局刑事二局ニシテ各局裁判長アリ但シ民事刑事ノ局數ハ獨逸ノ上議院ニ於テ之ヲ定ムルモノトス

帝國裁判所ノ會議員ハ左ノ如シ

各局長

先任判事

帝國裁判所中ノ同一ノ刑事局ニ於テ既ニ判決シタル慣例ニ異ナル判決ヲ爲スヘキ旨ヲ發論スル者アルキハ各刑事局ノ判事合員會議シテ之ヲ決ス此場合ニ於テ若シ判事偶數トナリタルトキハ其中ノ後任判事ヲ除クモノトス
以上講述シタル所ヲ以テ區裁判所ヨリ帝國裁判所ニ至ル迄ノ構成ヲ概了シタルニ因リ今茲

ニ二ノ通則ヲ述ヘ然ル後判事授任ノ順序等ニ及フヘシ

主任判事差支アルトキノ代理員ヲ豫定スルハ前述ノ如クナレトモ裁判所ノ等級ニ隨ヒ代理員ニ左ノ區別アリ

- 一 區裁判所ニ於テハ判事若クハ判事候補ヲ用ニ若シ判事候補ニ代理ヲ爲スヘキモノナキハ二年以上實習ヲ爲シタル裁判所見習生ヲシテ其代理ヲ爲サシムルヲ得
- 二 地方裁判所ニ於テハ判事若クハ判事候補ニ止マル裁判所見習生ヲ用フルヲ得
- 三 上等地方裁判所ハ判事ニ限ル判事候補ヲ用フルコトヲ許サス若シ其裁判所中ニ代理ヲ命スルモノ無キトキハ他ノ裁判所ニ就テ之ヲ命スルコトヲ得

四 帝國裁判所ニ於テハ必ス其裁判所中ノ判事ヲシテ互ニ代理ヲ爲サシム他ノ裁判所

右ノ代理員ヲ任免スルハ必ス司法大臣ノ命ニ依ルモノトス

裁判管轄ハ法律上豫定シタルモノ、外互ニ侵犯スルコトヲ得ス但シ事機緊急ヲ要スルモノアルトキ及ヒ他ノ裁判所ヨリ依頼ヲ受ケタルトキハ其要用ナル部分ヲ審問及判決スルコトヲ得此二箇ノ場合ニ於テハ判事ハ之ヲ辭スルコトヲ得ス
裁判所ニハ必ス左ノ職員アルコトヲ要ス

一 判事

二 検事

三 書記

四 執行吏

五 下等官吏(使部類等)

六 代言人

七 公証人

右ノ例外アル者ハ後ニ至テ説ク所アルヘシ

二 判事授任ノ順序並階級

判事トナル者ハ二箇ノ試験ヲ經タル者ト大學校ノ博士トニ限ル

二箇ノ試験トハ第一學科第二實務ナリ二箇ノ試験ハ獨逸聯邦中何レノ地ニ於テスルモ妨ケ

ザシ勿論學科及實務ノ習練共ニ聯邦ニ因リ長短同シカラス現ニ帝國ハ學科三年實務四年

「バイエルン」ハ學科四年實務三年ナリ此レ別意アルニ非ス其舊慣ト便宜トニ依リタルモ

ナリ

第一學科ハ中學校ヲ卒業シタル後大學校ニ於テ三ケ年間法學ヲ修メサル可ラス其内少クテ

二ケ年ハ獨逸ノ大學校ニ於テセサル可ラス

第一學科ノ試験ハ大學校近傍ノ上等地方裁判所ニ於テ左ノ人員會合シテ之ヲ行フ

一 名 上等地方裁判所長若クハ裁判長

一 名 上等地方裁判所判事

一 名 大學校教官

第一ノ試験ヲ受ケントスル者ハ二ケ年間大學校ニ於テ法學ヲ修メタルコトノ證書ヲ添ヘ試

験ヲ受度旨ノ願書ヲ上等地方裁判所長ニ呈シ然後上等地方裁判所長ヨリ付スル所ノ問題ニ

就キ書面ノ答案ヲ出ス

又口述上ノ試験アリ其日時等總テ上等地方裁判所長ノ指示スル所ニ依ル

第一試験ニ落第シタル者ハ尙六ヶ月修學ヲ爲シタル後更ニ前ノ如キ手續ヲ以テ願書ヲ出サ

ル可ラス

二回落第シタル者ハ試験ヲ受クルノ權ヲ失フ

第一試験ニ及第シタル者ハ實務ノ習練ヲ爲サント欲スル裁判所ヲ管轄スル上等地方裁判所

長ニ試験済ノ證書ヲ添ヘ裁判所見習生志願ノ願書ヲ呈ス

其願ヲ受ケタル上等地方裁判所長ハ其管轄内ニ見習生ヲ容ル、ヘキ餘地アレハ直チニ之ヲ裁判所見習生ニ任シテ其志願ヲ遂ケシム若シ其管轄中ニ數多ノ見習生アリテ不都合ナルトモ其願書ヲ却下スルコトヲ得

裁判所見習生ヲ命スルハ上等地方裁判所長ノ權内ナリ判事試補ハ司法大臣之ヲ命ス

各聯邦中一ヶ所ニ於テ第一學科ノ試験ヲ經タルモノハ各聯邦中ニ於テ「フレンドタル」トナリ第二實務ノ習練ヲ爲スコトヲ得

各聯邦中ニ於テ實務ノ習練中甲地ヨリ乙地ニ轉シタルトキハ前後ノ年數ヲ通算スルコトヲ得

「フレンドタル」トナリタル者ハ少クトモ四年間(學國ハ四)判事檢事及代言人ノ事務ヲ實習セザル可ラス其趣意ハ第一學科ノ試験ヲ經タルモノナレハ學問上ノ能力ヲ有スルハ固ヨリ尤モ學問上ノミニテハ裁判ノ實務ニ差支アルヲ以テ判事檢事トナル前ニ於テ尙數年間實地ノ習練ヲ爲サシムルナリ之ヲ判事檢事及代言人トナルノ準備ト云フ

「フレンドタル」カ裁判所ノ實務ニ從事スルハ必ス區裁判所ヨリ始ムルヲ例トス而シテ區裁判所ノ習練少クモ十八ヶ月ヲ經サル可ラス夫ヨリ地方裁判所判事檢事ノ事務ヲ實習スルコト十五ヶ月其内少クトモ六ヶ月ハ必ス檢事局ニ在ルコトヲ要ス勿論事務ハ都合ニ因リ裁

判所中ニ於テハ判事檢事ノ事務ヲ兼テ修ムルモ妨ケナシ其次ニ上等地方裁判所ニ六ヶ月代官局ニ六ヶ月ヲ要スルモノナレハ總計四十五ヶ月ナルヲ以テ尙三ヶ月ヲ餘ス其三ヶ月ハ本人ノ望ミニ任セ其實習ヲ要スル場所ニ於テ定期ヲ伸ルコトヲ得

代官局ニ在ルハ通例最後ノ六ヶ月ニ於テスルモノナレトモ時宜ニ依リ地方裁判所ノ後上等地方裁判所ノ前ニ於テスルコトヲ得

地方裁判所ニ於テハ判事ノ事務ヲ先ニシテ檢事局ヲ後ニスルヲ例トス
地方裁判所ニ於テハ判事ノ事務ヲ先ニシテ檢事局ヲ後ニスルヲ例トス
在ノ實習中八週間迄ハ欠席ノ日數ヲ通算ス八週間ヲ過レハ則其日數ヲ扣除シテ定期外更ニ之ヲ補ハシム余カ「フレンドタル」タリシ時佛ノ戰爭ニ際シ出兵ノ列ニ加ハリ一年半程裁判所ノ實務ニ從事スルコトヲ得ナリシヲ以テ法ニ依テ其日數ヲ扣除セラレ判事試補トナルコト一年半後レタリ八週間以上欠席ノ日數ヲ扣除スルコト皆如此

「フレンドタル」ハ其所在裁判所長ノ指揮ニ從ヒ事務ニ從事スルコト勿論ナレトモ多クハ判事ニ引受ケアリ(某「フレンドタル」ハ某判事ニ屬スト云フカ如シ)以テ其實習ヲ便ニス但シ事務ノ都合人員ノ多寡ニ因リ便宜之ヲ差配スルカ故ニ各裁判所一定ノ規則ナシ區裁判所ニ於テハ引受ケノ判事其「フレンドタル」ノ勤怠及事務上ノ長短得失ニ注意シ其考課ヲ録シテ區裁判所監督判事ニ出ス監督判事ハ之ヲ纏メテ地方裁判所長ニ送致ス地方裁判所長之ヲ上

等地方裁判所長ニ呈ス

地方裁判所ニ於テハ其引受ケノ判事檢事ヨリ其考課表ヲ所長ニ出ス所長之ヲ纏メテ上等地
方裁判所長ニ呈ス

右ノ如ク順ヲ逐フテ考課表ヲ呈出スルモノハ各裁判所長ニ於テ其「レフレンダ」ルノ能否ヲ
知了センコトヲ要スルカ爲メナリ

「レフレンダ」ルハ固ヨリ獨立シテ事務ヲ行フコトヲ得ス判事ノ爲スヘキコトヲ爲シ判事ノ
録スヘキコトヲ録スルモ皆其判事ノ爲メニ事務ノ補助ヲ爲スモノナルカ故ニ總テ判事ノ名
義ヲ以テ施行セサル可ラス

但書記ノ代理ヲ爲ストキハ「レフレンダ」ル自ヲ獨立ノ權ヲ以テ其事務ヲ行フコトヲ得
又檢事ノ事務差支アルニ當リ餘義ナク代理ヲ爲ス場合ニ於テハ獨立專務スルコトヲ得

實務ノ練習二年ヲ經タル後ハ時宜ニ因リ代言人ノ代理ヲ爲シ又區裁判所ニ於テハ判事ノ代
理ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ司法大臣ヨリ之ヲ命ス但シ代言人ノ代理ヲ爲スニ就テハ
上等地方裁判所長ヨリ之ヲ命スルヲ得

區裁判所ニ於テ判事ノ代理ヲ爲ス場合ニ於テモ司法大臣ハ唯其「レフレンダ」ルヲシテ代理
セシムルコトヲ許可スル迄ニシテ其人撰辭令等ハ上等地方裁判所長ニ委任シテ之ヲ行ハシ

ム
「レフレンダ」ルニシテ判事ノ代理ヲ爲スモノハ裁判ヲ爲スノ權ナシ且ツ左ノ事件ヲ取扱フ
コトヲ許サス

- 一 遺囑ニ付テノ事務
- 二 物件差押ニ付テノ判決
- 三 拘引狀ヲ出スコトニ付テノ事務
- 四 參審撰舉ノ事務
- 五 家宅搜索ニ付テノ判決

右ノ事項ヲ除クノ外「レフレンダ」ルヲシテ代理セシムルコトヲ得ルト雖トモ判決ニ係ルモ
ノハ及フヘキ的他ノ判事ニ兼務セシメ「レフレンダ」ルヲシテ判決ニ任セシメサルヲ例トス
「レフレンダ」ルノ判事代理ヲ爲ス者其事務ヲ取扱フニ當リ他ノ裁判所ヨリ依頼アルカ或ハ
至急ヲ要スル事件アルトキハ公判ヲ除クノ外証人ニ宣誓ヲ爲サシメ審問スルコトヲ得勿論
從前判事^{アシセン}補ノ數寡キトキハ餘義ナク裁判所^{シヤン}見習生ヲシテ代理ヲ爲サシメタルコトアレト
モ目今^{アツ}アツセスソルノ數多キカ故ニ「レフレンダ」ルヲシテ代理セシムルコト甚々稀ナリ
「レフレンダ」ルハ常ニ手帳ヲ所持シ日々取扱フ所ノ事務ニ付其要領主點ヲ記錄シ置キ月末

毎ニ之ヲ其引受ケナル判事檢事ニ出シ検査ヲ受ケサル可ラス判事檢事之ヲ検査シテ異議ナ
 ケレハ相違ナキ旨ヲ附記シ署名シテ之ヲ所長ニ出シ其査閱ニ供ス
 右ノ成規ニ從ヒ順序ヲ履ミ實務ノ習練ヲ了リタルトキハ其手帳ヲ證據ト爲シ實習ヲ畢リタ
 レニ付試験ヲ受ケ度旨ノ願書ヲ上地方裁判所長ニ呈ス其願書ニハ兵役ヲ了リタルコト若
 クハ兵役ヲ免カレタルコトノ事由ヲ記載スルコトヲ要ス(若シ「レフレンダール」ニシテ四年以
 上ニ至リ試験ヲ願出テサル者アレハ其事由ヲ査閱シ決意ノ有ル所ヲ陳述セシムルコトアリ)
 右ノ試験願ヲ受ケタル上地方裁判所長ハ成規ノ如ク實習ヲ爲シタルモノナリヤ否ヲ検査
 シ異議ナケレハ其願書ヲ司法大臣ニ呈ス司法大臣之ヲ檢シテ後試験委員ニ付ス
 上地方裁判所ニ於テハ唯其成規通ニ四年以上實驗ヲ爲シタルヤ否ト兵役ヲ畢リ若クハ之
 ヲ免レタルモノナルヤ否ヲ検査スルニ此マルモノナルヲ以テ此ニ事ニ異議ナケレハ司法大
 臣ニ呈出セサル可ラス

司法大臣ハ試験ヲ要セスシテ其願ヲ拒否スルコトヲ得(此「レフレンダール」ヲ引受ケタル
 者ヨリ考課表ヲ呈シ若シ實習ノ年數ヲ經過セシモ到底實務ニ堪ヘサル者ト見込ムトキハ其
 旨ヲ具申スルヲ成例ト爲スカ故ニ司法大臣ハ之「レ」ニ因テ其能否ヲ知了シ到底實務ニ堪ヘサ
 ルモノト確認スルトキハ試験ヲ要セスシテ直チニ其願書ヲ却下スルコトアルヲ云フナリ)

司法省ノ試験委員ハ國王ヨリ之ヲ命ズ多クハ司法省參事官ナリ上地方裁判所ノ判事モ之
 「レ」ニ加ハル内務省參事官セ亦其員中ニ在リ目今委員九名ナリ其中ニ委員長アリ委員ハ總テ
 兼官ナリ事務ノ者ナシ

試験ハ委員三名以上ニテ之ヲ行フ一席六人ニ過クルコトヲ得此規則ハ上地方裁判所ニ
 於テ第一試験ヲ爲ストキニモ之ヲ用ユ
 第二試験即チ司法省ニ於テスルモノハ專ラ實務ノ能否ヲ試ムルモノナルニ依リ大學校ノ教
 員ハ之ニ與カラス

抑獨逸ノ國法タル人民一般故ナク兵役ヲ免カルト能ハサルモノナルヲ以テ修學中ハ勿論實
 務從事中ト雖モ兵役ニ就カサルコトヲ得ス然レモ中學校ノ二級(甲乙)乙部ニ登第シタル
 者ハ一年間(本則ハ三)自費ヲ以テ服役スレハ兵役ヲ了リタルモノトシ他ノ事務ニ從事スル
 コトヲ許スノ法ナリ然ルニ「レフレンダール」ハ中學校ヲ卒業シタル者ナルニ依リ兵役ハ一年
 ニシテ畢ルモノナルコト勿論ナリ但シ(身体不具又ハ休質脆弱ニシテ)兵役ヲ免カレタルモ
 ノヲ除クノ外「レフレンダール」ト爲テ實務ニ從事セシ後ト雖モ其服役ヲ免カル、コトヲ得サ
 ルノミ

第二試験ハ左ノ如シ

但シ其試験場ヲ公開セス此規則ハ第一試験モ亦同シ(然レモ第一ニ於テハ時ニ因リ委員ノ見込ヲ以テ公開スルコトヲ得)

第二號

法理ノ問題

試験委員問題ヲ授ケタルヨリ六週間内ニ答案ヲ出サシム若シ餘義ナキ事情アルトモ六二週間ノ猶豫ヲ與フルコトヲ得

若シ其期間ニ答案ヲ出サ、レハ他ノ問題ヲ與フルコトアリ但シ其弊ヲ防クカ爲メニ後ノ問題ニハ疑難ナルモノヲ出スヲ例トス

第二號

實務ノ問題

此問題ハ裁判所ノ案件民事ニシテ殊ニ疑難ナルモノヲ撰テ判決ヲ爲サシム勿論實地ニ判決シタル裁判所ノ前書ヲ與ヘ其判決案ヲ作ラシムルヲ例トス

但シ六週間ヲ定期トシ定期外尙二週間ノ延期ヲ許ス等ハ第一號問題ト同シ

右三題共ニ答案不合格ナルトキハ試験委員ノ申立ニヨリ司法大臣ハ直チニ之ヲ上等地方裁判所ニ却下シテ試験ノ格ニ當ラサル旨ヲ告ク

右ノ二案共ニ合格ナルカ又ハ其一可ニシテ其二否ナルトキハ口述ノ試験ヲ爲スヘキ日時ヲ豫定シ召喚ノ手續ヲ爲ス
口述試験ハ午前十時ヨリ午後三時迄ヲ定則トス但シ其時間ハ委員ノ見込ヲ以テ伸縮スルコトヲ得

口述試験ノ期日二日前ニ一件書類ヲ與ヘテ之ヲ熟覽セシメ其事件ニ付公庭又ハ會議席ニ於テ判事ヲ爲スヘキ演說ヲ爲サシム蓋辯論ノ能否ヲ試ミルナリ
口述ノ試験畢リタルトキハ試験委員別室ニ退キ會議ノ上多數ヲ以テ其可否ヲ決シ再ヒ試験席ニ出テ某々ハ可某々ハ否ナル旨ヲ告ク但シ其答案中某問題不合格ナル旨ヲ告ケサル可ラス其理由ハ説明スルニ及ハス

試験ノ頗末ヲ委員ヨリ司法大臣ニ具申シタル後司法大臣ハ試験不合格ナル者(第一第二ノ問者)及ヒ口述試験不合格ナル者ヲ上等地方裁判所ニ却下シ少クトモ九ヶ月間更ニ實習ヲ爲サシム上等地方裁判所長ハ試験場ノ記録ニ依リ其長短得失ヲ按シ落第シタル者ヲ各邦ニ配賦ス勿論更ニ實習ヲ爲サシムルハ九ヶ月ヲ定期ト爲スト雖モ司法大臣ハ時宜ニ因リ尙其時間ヲ伸ルコトヲ得

一度落第シタル者ヲ再ヒ試験スルトキハ委員ノ見込ヲ以テ問題ヲ減スルコトヲ得但シ最初

試験ノ畢リタルトキ豫メ其理由ヲ司法大臣ニ具申スルヲ例トス
 九ヶ月間實習ノ後再度ノ試験ヲ願フモノニ付テモ亦最初ノ手續ヲ用フ
 再度ノ試験ニ落第シタル者ハ更ニ試験ヲ願フコトヲ得ス但シ司法大臣ニ於テ別段リ見込
 ルトキハ更ニ多少ノ實習ヲ爲サシメタル後之ヲ試験スルコトヲ得
 試験ヲ受ル者凡三分ノ二ハ及第シ残り一分ハ落第スル割合ナリ
 第二實務試験合格ノ者ハ司法大臣ヨリ直チニ判事試補ニ任ズルコトヲ得
 但シ無給勤務ノ旨ヲ辭令ニ記ス

若シ司法大臣ニ於テ第二試験ヲ經タル者ヲシテ檢事少勤ヲ爲サシムルコトヲ要スルトキハ
 先ツ本人ノ意見ヲ聽キタル上ニ非ラサレハ直チニ之レヲ命スルコトヲ得ス
 代言次々ラント欲スルモノハ判事試補ヲ命セラレタル後ト雖モ其旨ヲ申立司法大臣ノ許可
 ヲ受ルコトヲ得
 判事檢事差支アルトキハ司法大臣ノ命ヲ以テ「アツセスソル」ヲシテ代理ヲ爲サシム此場合
 ニ於テハ日當ヲ給ス若シ旅費ヲ要スルコトアルトキハ亦之ヲ給ス其代理ヲ解キタルトキハ
 直チニ無給ニ復スルコト勿論ナリ
 區裁判所及ヒ檢事局(區裁判所ニ在ルモノトシテ地方裁判所トシテ論ゼズ)ニ於テハ司法大臣ノ命ヲ待タズシテ「アツセス

ソル」ヲシテ判事檢事ノ代理ヲ爲サシメ獨立ノ權ヲ以テ其事務ヲ行ハシムルコトヲ得
 地方裁判所ニ於テハ司法大臣ノ命アルニ非ラサレハ「アツセスソル」ヲシテ判事ノ事務ヲ行
 ハシムルコトヲ得ス故ニ地方裁判所ニハ概テ判事試補ナシ其事務ヲ代理スルコト甚々稀ナ
 ルヲ以テナリ區裁判所地方裁判所ニ論ナク「アツセスソル」ヲシテ常ニ從事セシムヘキ事務
 ハ地方裁判所ノ會議ニ於テ之ヲ定ム
 「アツセスソル」ハ司法大臣ト雖モ本人ノ意ニ背キ任所ノ移轉ヲ命スルコトヲ得ス但シ日當
 及ヒ旅費ヲ給スルトキハ格別ナリトス
 李國中ノ「アツセスソル」凡六百八人ノ内二百人程ハ判事檢事ノ代理ヲ爲スカ爲メニ日當ヲ受
 ク其餘ノ四百人程ハ皆無給勤務ナリ
 獨逸聯邦中執レノ國ニ於テナリトモ七年以上ノ習練ヲ爲シ二回(第一學科)ノ試験ヲ通過シ
 テ「アツセスソル」トナリタル者ハ聯邦中ニ於テ判事タルノ資格ヲ有ス
 但シ前ニ述ベシ如ク聯邦中ニ於テ學科ヲ三年トシ實務ヲ四年トスルモノアリ或ハ學科
 四年實務三年トスルモノアリ一様ナラスト雖トモ通計七年ヨリ少ナカラサルコトヲ要ス
 「アツセスソル」ヲ判事ニ任スルトキハ國王ヨリ之レヲ命ス其命ハ國王ノ署名セル辭令書ヲ
 司法大臣ニ付シテ傳達セシムルヲ例トス故ニ他ノ地方ニ在ルモノニハ司法大臣ヨリ之ヲ郵

送スルヲ勿論ナリ

判事ハ裁判所ノ等級ニ依テ其名ヲ異ニスルコト左ノ如シ

區裁判所判事

地方裁判所判事

上等裁判所判事

帝國裁判所判事

判事十二年間奉職シタル後ハ國王ノ特權ヲ以テ「ゲリヒツラート」ノ名ヲ賜フコトアリ「ラー

ト」ノ名ヲ得タルモノハ一等上位ニ居ルモノトス但シ「ラー」ノ名ヲ授ルハ常ニ判事ノ總員

三分ノ一ヨリ多カラサルナリ

學國ニ於テハ各官吏ヲ上中下ノ三階トシ各級之ヲ五等ニ分チ判事ハ則チ上等官吏ニシテ五

等ノ階級アリ左ノ如シ

上等地方裁判所長

上等地方裁判所各局長

上等地方裁判所判事

地方裁判所長

二等官相當

三等

四等

三等

地方裁判所各裁判長

地方裁判所判事

區裁判所判事(別ナシ)

裁判事試補

四等

五等

五等

五等下級

又「イユスチツラート」ノ位階アリ之ヲ得タルモノハ官一等ヲ加フ其階級左ノ如シ

「イユスチツラート」

「ゲハイムユスチツラート」

「グハイムユスチツラート」

「ウヰルクリヘルゲハイムユスチツラート」

「エキセルレンツ」

四等ノ間ニ位ス

三等

二等

特別一等

帝國裁判所長ハ「エキセルレンツ」ニシテ各局長ハ「イユスチツラート」ノ第一等ナリ是等ハ別

段ノ定規アルニ非ラス唯其習慣ニ因ルモノナリ

區裁判所ノ判事ト地方裁判所ノ判事ハ同等ナルヲ以テ初メヨリ孰レニ任セラル、モ差支ナ

判事ノ職務ヲ行フニ差支アルヲ以テ必ス先ツ區裁判
所ノ判事ニ任スルヲ例トス如何トナレハ區裁判所ニ於テハ判事一人ニテ裁判ヲ爲スコトヲ
得ルヲ要ス各種ノ事務ヲ負擔セザル可ラサルカ故ニ判事ノ能力ヲ練磨スルモ於テ緊要
ノ場所ナルヲ以テナリ

各區裁判所判事各地方裁判長及判事上等地方裁判所判事ノ中ニ欠員アルトキハ一アツセス
ソルルニ某裁判所判事奉職志願ノ旨ヲ其任所ヲ管轄スル上等地方裁判所長ニ申立ルヲ例ト
ス而シテ其願ヲ受ケタル上等地方裁判所長ハ之ヲ其奉職志願ノ地ヲ管轄スル上等地方裁判
所長ニ送致シ其所長ヨリ之ヲ司法大臣ニ呈ス司法大臣其願意ヲ國王ニ奏聞シテ勅任辭令ノ
發スルヲ待ツモノトス

既ニ判事タル後ニ於テ甲ノ裁判所ヨリ乙ノ裁判所ニ移轉センゴトヲ望ム者モ亦同手續ニ依
ル
地方裁判所長ヲ任スルトキハ司法大臣之ヲ特撰シ(地方裁判所ノ裁判長及ロ上等地方裁判所
ノ各局長若クハ陪席判事ノ内ヨリ撰ム)
先ツ其本人ノ意見ヲ問ヒ異議ナキヲ待テ然後之ヲ奏聞ス此手續ハ上等地方裁判所ノ各局長
ヲ命スルニモ亦之ヲ適用ス即チ三等官相當ノ者ヲ任命スルノ法ナリ

上等地方裁判所長ヲ命スルニハ司法大臣別ニ其意見ヲ問フノ定規ナント雖トモ上等地方裁

判所長トナラント欲スル者ハ口述ヲ以テ司法大臣ニ其意見ヲ通スルヲ便利アルヲ以テ別段
其規則ヲ設ケザルナリ

判事ノ俸給並増俸ノ例規

判事ノ俸給ハ左ノ如シ

一萬四千マルク

上等地方裁判所長

但シ別ニ官宅ヲ給ス若シ官宅ナケレハ其料ヲ給ス現ニ伯林上等地方裁判所長ハ三千マ
ルクノ官宅料ヲ受ク

上等地方裁判所局長

七千五百マルクヨリ
九千九百マルクマテ

上等地方裁判所判事

四千八百マルクヨリ
六千六百マルクマテ

但シ六百マルクヲ以テ一級ト爲シ欠員ヲ待テ増俸スルヲ例トス

伯林地方裁判所長

一萬五百マルク

地方裁判所長ハ上等地方裁判所局長ト同様ナリ但シ伯林地方裁判所長ハ特別ナリ

地方裁判所裁判長ハ上等地方裁判所判事ニ同シ俸額ノ差等及ヒ増俸法モ亦之レニ依ル

地方裁判所判事
區裁判所判事

二千四百マルクヨリ
六千マルクマテ

但シ三百マルクヲ以テ二級ト爲シ欠員ヲ待テ増俸スルヲ例トス
上等地方裁判所長ノ俸給ハ各所一定ニシテ増俸ノ典ナシ但シ土地ニ因リ官宅料ニ多寡アリ
判事ノ増俸順序ハ左ノ如シ

上等地方裁判所局長

全國ニ於ル上等地方裁判所ノ各局長ヲ通算シ順序逐テ増俸ヲ議定ス

地方裁判所長

上等地方裁判所判事

地方裁判所裁判長

全國ニ於ル右裁判所ノ所長判事及裁判長ヲ通算シテ増俸ヲ爲スコト上等地方裁判所局

長ノ法ト同シ

地方裁判所判事

區裁判所判事

全國ニ於ル右裁判所ノ判事ヲ通計セス上等地方裁判所毎ニ其管轄地内ノ地方裁判所判

事ト區裁判所判事トヲ總計シテ増俸ヲ議定ス

右ノ順序ニシテ各所定員定額アルカ故ニ欠員アラサレハ増俸スルコトナシ

但シ其増俸ヲ爲スハ授任ノ順次即チ在職年數ノ多キモノヲ先ニス勿論其手數ハ判事試補

ニ任セラレタルトキヨリ之ヲ計算ス

地方裁判所判事ト區裁判所判事ニ限リ全國ヲ以テセスシテ一上等地方裁判所ノ管轄地内ヲ

以テ増俸ヲ議定スルモノハ其人員數多ナルカ爲メノミナラス人情都會ヲ好テ僻地ヲ避ルル

故ニ都會ハ常ニ欠員少クシテ僻地ハ往々欠員ヲ生ス此事由アルニ因リ上等地方裁判所毎ニ

其計算ヲ別ニスレハ僻地ニ在ルモノハ都會ニ在ルモノヨリ多ク増俸ノ典ニ與カル割合ナリ

故ニ俸給ヲ多ク得ント欲スルモノハ僻地ト雖トモ在職ヲ望ム道理ナルヲ以テ此規則ヲ設ケ

タルナリ勿論一旦僻地ニ在勤シタルカ爲メニ増俸シタルモノト雖トモ又其望ニ依リ都會ノ

地ニ移轉スル時ハ其給ヲ減シテ相當ノ地位ニ復スルモノトス

地方裁判所及ヒ區裁判所ニ在テ四千八百マルク以上ノ俸給ヲ受クルモノト上等地方裁判所

陪席判事ニ轉スル時ハ或ハ減俸トナルノ虞アリ此レ上等地方裁判所ハ名譽ノ地ナルカ故ニ

俸給ノ多寡ニ拘ハラス在職ヲ望ムモノアルヘキ理由ナルヲ以テ全ク俸給ヲ爲メニ移轉ヲ願

フモノナキヲ要シ其差違ヲ置キタルモノナリ

判事ノ在職地ハ總テ其情願ニ任ス本人ノ意志ニ反シテ之レカ移轉ヲ命スルコトヲ得ス
 帝國裁判所ノ判事ハ獨逸ノ上議院ニ於テ之レヲ撰擧シ獨逸帝之レヲ命ス其人員ニ定數ナシ
 雖モ多クハ各聯邦ノ人口ニ依リテ之レヲ撰擧ス
 帝國裁判所ノ判事タルモノハ成規ニ從ヒ二回(第一學科)ノ試験ヲ經テ判事タルノ資格ヲ有
 シ滿二十五才以上ノモノナルコトヲ要ス
 帝國ニ於テモ判事タルノ資格ヲ有スルモノハ直チニ上等地方裁判所ノ判事タルコトヲ得サ
 ルニ非ラサレトモ上等地方裁判所ノ判事ハ多ク區裁判所及ヒ地方裁判所ヲ經歷シタルモノ
 ヲ採用スルヲ例トス
 判事ノ身分ニ係ルコトハ總テ國王ノ命ニ依ルヘキモノナレトモ其煩ヲ省カンカ爲メ判事ノ
 五等官ニ當ルモノ即チ地方裁判所判事區裁判所判事等ヲシテ甲地ヨリ乙地ニ移轉セシムル
 如キハ司法大臣ニ委任シテ直チニ其辭令ヲ發セシムルモノトス
 判事ハ其威望ヲ裝ハンカ爲メ公廷ニ於テ官帽官服ヲ着用セサル可ラス其制ニ差等アリ皆其
 制ニ從ヒ判事ノ私費ヲ以テ之レヲ制ス

檢事
スタリツスアンワルト

各裁判所ニ檢事ヲ置ク左ノ如シ

區裁判所
アムツスアンワルト

區裁判檢事

一名若クハ數名

但シ區裁判所ニ於テハ山林等ノ植物ニ係ル犯罪ニ付檢事ノ事務ヲ行フモノアリ之ヲ

森林檢事ト云フ

地方裁判所
エルスタルスタツスアンワルト

檢事長

一名

檢事
スタリツスアンワルト

數名

上等地方裁判所
フイベルンスタツスアンワルト

檢事長

一名

檢事
スタリツスアンワルト

數名

帝國裁判所
フイベルライヌアンワルト

檢事長

一名

檢事
フイビヌアンワルト

三名

但シ定員ナシ目今三名アリ

檢事ハ總計百三十八ナリ
檢事ハ判事ノ如ク各自獨立ノ權ヲ有セス唯其長若クハ上席人獨リ責任ヲ有ス他ノ檢事ハ其長若クハ上席人ヲ補佐スルモノナリ

檢事ハ獨立ノ權ナシ故ニ區裁判所ノ檢事ハ命ヲ地方裁判所ノ檢事長ニ聞キ地方裁判所ノ檢事長ハ上等地方裁判所檢事長ノ指揮ニ從ヒ上等地方裁判所檢事長ハ司法大臣ノ命令ヲ奉スルモノトス帝國裁判所ノ檢事長ハ獨逸帝國宰相ノ命令ヲ遵奉スルモノトス

檢事トナルノ資格ハ判事ト同シ

檢事ハ如何ナル場合ト雖モ判事ノ職務ヲ行フコトヲ得ス

區裁判所ノ檢事ハ別段ノ資格ヲ要セス唯其普通ノ識見アルモノナレハ何人ニテモ之レニ任スルコトヲ得地方裁判所及上等地方裁判所ノ檢事ハ國王之レヲ命ス

帝國裁判所ノ檢事ハ獨逸帝ノ名ヲ以テ之ヲ命ス

區裁判所ノ檢事ヲ「アッセツル」又「ハレフレンダル」ノ内ニ命スル時ハ司法大臣ヨリ其辭令ヲ付ス其他ノ者ニ任スル時ハ地方行政官ノ意見ヲ聽キタル上其地ヲ管轄スル上等地方裁判所長ヨリ之ヲ命ス

區裁判檢事ハ何時ニテモ之ヲ免黜スルコトヲ得其他ノ檢事ハ一般上等官吏ト同ク終身ヲ期

トシテ任命スルモノトス

檢事在職地ノ移轉等ハ總テ國王ヨリ之ヲ命ス

檢事ヲフント欲スル者ハ判事ヲ志願スルモノト同ク二箇ノ試験ヲ經タル後其所在上等地方裁判所長ニ願書ヲ進達ス其上等地方裁判所長之ヲ奉職志願ノ地ヲ管轄スル上等地方裁判所長ニ送り夫レヨリ之ヲ司法大臣ニ呈シテ授任ニ至ルノ順序皆判事ト同シ

區裁判所ニ於テ山林田園等一般ノ植物ニ關スル犯罪アルトキハ其事ニ關スル行政官吏ヨシテ檢事ノ務ヲ行ハシムルコトヲ得但シ法律上ニ於テハ官私ノ別ナク時宜ニ因リ其務ヲ爲サシムルモノナレトモ實際ハ重モニ官有ニ係ルモノニ適用ス

前ニモ述ヘシ如ク檢事ハ合同一體ノモノニ付其職務ヲ行フニ當リ長上ノ命ヲ聽カサル可ラス故ニ上等地方裁判所地方裁判所ニ於テハ其檢事長區裁判所ニ於テハ其上席人ヨリ職務上一切ノ指揮ヲ爲スモノトス其指揮ヲ受ケタルモノハ之レニ對シテ異議ヲ唱フルコトヲ得ス

至急ヲ要スル場合ニ於テハ裁判所長直チニ檢事ノ代理ヲ命スルコトヲ得例ヘハ公判中檢事俄ニ發病シテ其職務ヲ行フ能ハサルトキ其代理員ヲ命スルカ如シ此場合ニ於テハ裁判所ニ詰メ合ヒタル判事判事試補ノ中ヲシテ代理ヲ爲サシムルモノトス

檢事數人アル場所ニ於テハ其檢事長ヨリ事務ノ分課ヲ定ム多クハ事件ノ種類ニ依リ之レヲ

分ッ窃盜犯ハ其檢事ノ主任毆打創傷ハ其檢事ノ受持ト云フカ如シ
檢事ハ何故ニ獨立ノ權ナキカト云ヘハ檢事ハ唯犯罪者ヲ糺治スルニ當リ其原告ヲ爲スモノ
ニシテ罪犯ヲ搜查スルノ責任アルモノナルヲ以テ國事犯等アルトキニ當リ若シ獨立一個ノ
意見ヲ以テ直チニ着手スルトキハ大ニ公益ヲ害シ其レカ爲メニ國安ヲ亂ルカ如キコトアル
モ難計モノナルカ故ナリ因テ檢事ハ是等ノ事ヲ處分スルニヨリ總テ其長官ノ指揮ヲ受ケサ
ル可ラス如何トナレハ公利公害ノ區別ハ長官タル者善ク之レヲ辨別スルモノト想定スベキ
モノナルヲ以テナリ

檢事ハ公害ヲ除キ公益ヲ保護スルノ責任アルモノナルヲ以テ其務ムル所ハ一般公衆ノ利益
ヲ謀リ各人各個ノ權利ヲ保護スルニ外ナラサルナリ
抑政府ハ一般公衆ノ代表ニシテ一國ノ定意ヲ體認シ國ノ爲メニ利ヲ起シ害ヲ除クヲ以テ責
任ト爲スモノナルニ依リ其勸獎施爲スル所ハ皆公益ヲ保護スルモノニシテ其防壓禁止スル
所ハ皆公害ヲ芟除スルモノト看做サハル可ラス故ニ國王ノ命令則チ法律ヲ犯スモノハ國
公敵ナルヲ以テ「スタート」ノ臣僕タル官吏就中檢事ノ如キハ最公敵ヲ彈壓シテ國安ヲ保
スルコトヲ務メサル可ラス勿論佛王「ルイ」十四世ノ云ヒシ如ク國王ノ一身ヲ以テ一國トシ
タルトキハ國王ノ賢愚良否ニ依リ或ハ國王ノ利害ト一國ノ利害ト背馳スルモノナキヲ保
タ

ス左スレハ國王ノ命令ニ從ハサルモノヲ以テ盡ク公益ヲ害シタルモノト看做ス可ラサル場
合モアルヘシ然レトモ立憲政体ノ國ニ在テハ「李國ノ先王」アリ「ドドリヒグレート」カ(余ハ則
國ノ第一臣僚ナリ)ト云ヒシ如ク國王ハ國ニ屬シテ一國ノ定意ヲ體認スルモノナルヲ以テ
國王ノ利トシ害トスル所ハ一國即チ公衆ノ利トシ害トスル所ノモノナラサル可ラス然ラサ
レハ公利公害ト稱スルコトヲ得サルナリ檢事ノ官等並俸給ハ左ノ如シ

上等地方裁判所檢事長

七千五百マルクヨリ

俸給

九千九百マルク迄

但シ六百マルクヲ以テ一級ト爲シ順ヲ逐フテ増俸ヲ爲ス

地方裁判所檢事長

四千八百マルクヨリ

俸給

六千六百マルク迄

但シ六百マルクノ階級並増俸ノ順序ハ上等地方裁判所檢事長ト同シ

上等地方
地方
裁判所檢事

五等

俸給

二千四百マルクヨリ
四千八百マルク迄

但シ三百マルクヲ以テ一級ト爲シ増俸ノ典ヲ擧ク

區裁判所檢察事

無等級

俸給

六百マルクヨリ
二千マルク迄

伯林地方裁判所ハ特ニ七千五百マルクノ俸給ヲ受ク

檢察ハ全國中ヲ通計シテ其増俸ヲ議定ス

檢察ハ總テ五等官相當ナレド年數ヲ累マルキハ四等ニ昇級スルヲアリ上等地方裁判所地方
裁判所ノ檢察長モ或ハ二等或ハ三等ニ昇進スルヲアリ但シ昇等スルモ其官名ハ異ナルヲナ
シ

檢察ハ(區裁判檢察ヲ除クノ外)總テ公廷ニ於テ官帽官服ヲ用ユ

檢察ハ各其在職スル裁判所ノ管轄ニ屬スル事務ヲ管轄ス

檢察ハ重モニ刑事ノ事務ヲ掌リ犯罪ヲ捜査シ公訴ヲ爲シ控訴上告ヲ爲スモノトス

檢察ハ一般ニ罪犯ヲ捜査スルノ權アリト雖モ被害者直チニ告訴ヲ爲ス種類ノ犯罪ニ付テハ

搜索スルヲ得ス但シ公益ニ關係スルモノナルキハ干渉スルヲ得

告訴ヲ爲シタルモノ有ルニ際シ檢察事其公訴ヲ爲スヲ肯ンセサルキハ告訴人ヨリ直チニ裁

判所ノ判決ヲ請求スルヲ得若シ裁判所ニ於テ公訴ヲ爲スヘキモノト判決シタルキハ檢察

ハ之レカ爲メニ公訴ノ手續ヲ爲サハル可ラス

檢察ハ其職務ヲ隨意ニ行フヲ得ルト雖モ左ノ三箇ノ場合ハ例外ナリトス

一 被害者檢察ニ依ラスニテ直チニ告訴ヲ爲ス權アルモノナルキ

二 裁判所ノ判決ニ依リ餘義ナク公訴セサル可ラサルキ

三 被害者檢察ニ隨從シテ公訴ヲナシタルキ

罪犯ヲ公訴スルノ權ヲ一般人民ニ與フヘシトノ説モアレド我學國ニ於テハ既ニ檢察ノミニ

公訴原告ノ權ヲ與ヘ實際差支ナキヲ以テ(罵詈毆打等ノ被害者直チニ告訴ヲ爲スヘキ種類

ノ犯罪ヲ除クノ外)一般人民ニ公訴ノ權ヲ與ヘス但シ檢察ニ於テ被害者ノ告訴ヲ受理セザ

ルキハ前述ノ如ク被害者ヨリ直チニ裁判所ノ判決ヲ請求スルノ法ヲ設ケ枉屈スルモノナカ

ラシム

檢察ハ裁判執行ノ權アリ故ニ時宜ニ因リ其裁判執行ヲ延期スルヲ得又罰金ヲ一時ニ取リ

立スシテ數度ニ上納セシムルヲ得又裁判執行ヲ停止スルコトヲ得

區裁判所ノ檢事ハ刑ノ執行ヲ爲スノ權ナシ但シ其執行ヲ延期スル等ノ事ハ之ヲ爲スコトヲ得若シ至急ヲ要スルハ判事之ヲ決スルコトヲ得
刑ノ執行四週間以上ノ延期ニ付テハ上等地方裁判所ノ檢事長ニ具狀シテ其決ヲ取ルモノトス蓋シ上等地方裁判所ノ管内一様ナルコトヲ要スルナリ
罪犯ノ特赦ヲ乞ハント欲スル者ハ直チニ之ヲ國王ニ哀願ス國王之ヲ司法大臣ニ下シテ其事情ヲ具狀セシム司法大臣ハ地方裁判所ノ檢事長ヲシテ其犯由ヲ審査セシメ然ル後奏聞スルヲ例トス

國王ニ宛テ郵送若クハ直チニ奉呈スル所ノ書面ハ王親ラ之ヲ開封スヘキモノナレトモ一般人民ヨリ國王ニ向テ請願スルコトヲ得ルモノナルヲ以テ國王ニ宛テ郵送スル所ノ書面ハ獨リ特赦ノ事ノミナラス其數甚多クシテ國王之ヲ親ラスルニ堪ヘサルモノアルカ故ニ王宮ニ別段ノ官吏ヲ置キ之ヲシテ其事務ヲ掌ラシム
余カ考フル所ニ據レハ特赦ノ事ニ付檢事ヲシテ其犯由ヲ審査セシムルハ不可ナルモノアルカ如シ何トナレハ檢事ハ原告官ニシテ罪犯ヲ糾治スルコトヲ請求スルカ故ニ其罪ヲ赦ス可ク好マサルハ情勢ノ自然ナルヲ以テナリ
之レニ反シテ判事ハ公平ヲ主持シ其事由ヲ審ニスルカ故ニ判事ヲシテ之ヲ審査セシメハ其

赦スヘキノ情狀アリヤ否ヲ明カニ答議スルヲ得ベシト思ハル
假出獄ヲ許スヘキ者ハ獄長之ヲ司法大臣ニ具申ス司法大臣之ヲ上等地方裁判所檢事長ニ付シテ其事由ヲ審査セシメ然ル後之ヲ決行ス

區裁判所ニ在ル所ノ監倉ハ區裁判所判事之レヲ監督シ地方裁判所ニ在ルモノハ地方裁判所檢事長上等地方裁判所ニ在ルモノハ上等地方裁判所檢事長之ヲ監督スルヲ常規トス
監獄ハ内務ニ屬スルモノト司法ニ屬スルモノトノ二様アリ内務ニ屬スルモノハ内務ノ官吏之ヲ主管シ司法ニ屬スルモノハ上等地方裁判所ノ檢事長總監ノ職ニ任ス勿論伯林ノ如キ廣大ナル監獄アル處ニテハ別ニ典獄ヲ置キ上等地方裁判所ノ檢事長之ヲ總括ス
大ナル監獄アル處ニテハ別ニ典獄ヲ置キ上等地方裁判所ノ檢事長之ヲ總括ス
監獄ハ總テ司法ニ屬スヘシトノ論アレトモ實際ノ取扱ニ種々ノ不便アリトノ事由ヲ以テ未

タ内務ノ管轄ヲ脫セス
監獄ノ事ニ付テハ種々ノ論アリ其故ハ目今各裁判所ニ在ル監倉ハ僅ニ數人若クハ十數人ヲ容ル、モノナルヲ以テ別段之レニ事業ヲ爲サシムルノ準備ヲ爲ス能ハス伯林等ノ如キ廣大ナル監獄ニ於テハ諸事整備スルカ故ニ各作業ニ就カシムル等ノ異同アリ勞逸苦樂大ニ不公平ナルモノアルヲ以テ之レカ改正ヲ要スル理由アレハナリ
右ノ理由アルヲ以テ各裁判所ニ在ル所ノ小監ハ未決囚ト三日位ノ拘留ノミヲ容ル、モノト

シ其他ハ總テ廣大ナル監獄ニ送ルコトニスヘシトノ趣意ヲ以テ「ローベルケハイム」ニシテ
ツラトスタルケ」氏ガ其改正案ヲ草シ既ニ議決ヲ經タレ目下財政上ノ都合ニ因リ之ヲ
實施スルコトヲ得スト云ヘリ

以上檢事ノ職務上刑事ニ關スルモノ、ミヲ叙述シタリ然ルニ檢事ハ民事ノ或ル部分ニモ關
涉スルコトアリ即チ離婚ノ訴訟及ヒ癡癲人ニ後見人ヲ置ク等ニ付テハ檢事ノ意見ヲ聽ク
ヲ要スルコトアル是レナリ

浪費者ニ管財人ヲ置クニ付テハ唯其親族ノ請求ニ依テ之ヲ命ス別ニ檢事ノ關涉ヲ要セス
此レ唯一人一個ノ事ニ止マリ公益ニ關係ナキヲ以テナリ

佛國ニ於テハ民事ノ訴訟ニ總テ檢事ノ意見ヲ述ル法ナレトモ學國ニ於テハ唯公益公安ニ關
係スルモノミ檢事ノ立會ヲ要スルコトセリ

訴訟ニ因ラスシテ法律上ノ保護ヲ與フルモノ即チ遺囑及後見事件ノ如キモノニハ檢事ノ立
會ヲ要セス但シ幼者ノ父若シ懲役ノ刑ニ處セラレタルトアルキハ檢事ヨリ後見事件ヲ取扱
フ所ノ判事ニ其旨ヲ報告スルモノトス

十二才未滿ノ幼者ハ如何ナル犯罪アリトモ其罪ヲ問ハサルモノナリト雖トモ其情狀懲戒ヲ
加ヘサル可ラサルモノアルキハ檢事之ヲ裁判官ニ報告ス然ルキハ裁判官其情由ヲ審ニシテ

後之ヲ懲治場ニ送ルモノトス

學國ニ於テハ父母タルモノ子弟ノ教育ヲ爲ス能ハス子弟タル者惡業ニ陥リ公益ヲ害スル
モノアルトキハ政府ノ權力ヲ以テ(父母ノ承諾有無ニ拘ハラズ)之ヲ懲治場ニ送ルノ法アリ

區裁判所ノ檢事ハ其職務ヲ行フニ付權域ノ廣狹アルヲ左ノ如シ

- 一 違警罪ノミヲ取扱フモノ
- 二 違警罪ト輕罪トヲ兼テ治ルモノ
- 三 輕罪ニ係ルモノハ地方裁判所ノ檢事ニ於テ公訴ヲ爲シ其後之ヲ區裁判所ノ檢事ニ委任スルモノ

右ノ三種アルモノハ別段ノ趣意アルニ非ラス區裁判所ノ檢事ハ往々法律ニ熟達セサルモノ
ナルカ故ニ實際事務上ノ便宜ヲ謀リタルモノナリ

裁判所書記

各裁判所ニ書記局ヲ置ク其事務ノ煩悶ニ依リ一局又ハ數局トス若シ書記煩劇ニ堪ヘサル場
合ニ於テハ書記補ヲ置ク

裁判所書記ヲ命シタルトキニ於テ裁判所書記官ノ稱ヲ與フルヲ例トス此レ實ニ重複無要ノ

下ナルカ如クナレモ學國一般ノ人民書記ノ名ヲ輕シ書記官ヲ重ニスルカ故ニ書記タルモノ
「セクレタル」ノ稱號ヲ願望スルニ因リ事ニ輕重ナキモノナルヲ以テ其望ニ任セ之ヲ與フル
ヲ常トス

書記タル者ノ資格左ノ如シ

- 一 滿十八歳以上ノ者
 - 二 二ヶ年間無給ニテ奉職スルニ堪ユヘキ財産アルコトヲ證據立シ者
 - 三 兵役一年ノ免許ヲ得タル者(兵役一年ノ免許ヲ得ル理由ハ前ニ述ヘタリ(參考))
- 兵隊ノ下士官ニシテ十二年間奉職シタル者ハ他ノ資格ヲ要セス裁判所書記トナルコトヲ許ス
然レモ下等士官ハ多クハ教育ヲ受ケサルモノナルニ因リ書記タルノ能力ナク大抵裁判所ノ
執行吏又ハ使部トナルヲ例トス

下士官ニシテ文官候補タルモノヲ「ミリテールアンウワルテル」ト云フ
「ミリテールアンウワルテル」ハ十二年ノ奉職ヲ爲サ、ル者ト雖モ職務上ニ付テ身体ノ不具
ヲ致シ武官ノ任ニ堪ヘサル者ハ國王ノ特許ヲ以テ裁判所ノ官吏其他ノ文官タラシムルコトヲ
得ルノ法アリ

右ノ如ク十二年間下士官タリシ者ハ他ノ資格ヲ要セスシテ中等下等文官トナルコトヲ得ルノ
法アルカ故ニ始メヨリ其目的ヲ以テ下等士官トナルモノアリ此理由ヲ以テ順次ニ文官ニ轉
シ隨テ壯士其後ヲ承ケ下等士官トナリ兵力ヲシテ益強堅ナラシムルハ實際ニ於テモ大ニ利
益アルトナルヲ以テ其法能ク今日ニ行ハル

ノトス

書記タルノ許可ヲ得タル者ハ「イユスチツ、アンウワルテル」(書記ノ候補)ノ名ヲ以テ書記局ヲ見
習ニ從事ス而シテ其實習ハ二ヶ年ヲ要ス其内少クモ區裁判所ニ一ヶ年地方裁判所ニ半年檢
事局ニ半年無給ヲ以テ勤務セザル可カラズ

「イユスチツ、アンウワルテル」ハ其從事シタルコトヲ表ニ掲ケ區裁判所ヨリ地方裁判所ニ移ラ
シテテ請求ス其表ニ區裁判所判事檢印シテ之ヲ地方裁判所長ニ送ル地方裁判所長充分ナリ
トシタルトハ之ヲ許シ若シ尙未熟ナリトスレハ之ヲ許サズ

右ノ如ク始メニ區裁判所ニ次ニ地方裁判所並ニ其檢事局ニ順序ヲ逐テ二年以上ノ實習ヲ經
タルトハ其証書ヲ以テ上地方裁判所長及ヒ其檢事長ニ試験ヲ受ケ度旨ヲ請求スルモノト
ス

試験ハ文案ト口述トノ二課ニシテ試験ヲ爲ス者ハ上地方裁判所長ヲ併セテ判事三名ナル

コヲ要ス但シ其員中ニ檢事ヲ交ルコヲ得又其外ニ上等地方裁判所ノ會計ヲ掌ルモノヲシテ
立會ハシムルコトアリ蓋シ書記ノ分課ニ會計ノ事務アル場合モアル故ナリ其試験ハ學問上ニ
非ラス專ラ書記ノ主掌スル文案起草等ノ事ヲ問題ト爲スヲ常トス
試験ヲ了リタルキハ上等地方裁判所長並ニ檢事長ヨリ証書ヲ與ヘテ裁判所ニ出仕セシム之
ヲ「ダブリウフテル、イニスチツアンウウルテル」(試験済ノ書記候補)ト云フ勿論書記本官ト
ナル迄ハ無給ナリ

其試験ニ落第シタルモノハ更ニ實地ノ練習ヲ爲サシム其時間ハ上等地方裁判所長及ヒ檢事
長ヲ見込ヲ以テ之ヲ定メ滿期ヲ待テ然後之ヲ再試験ス

書記候補ヲ書記ト爲ス場合ニ於テハ上等地方裁判所長及檢事長ヨリ之ヲ命ス但シ候補ヨリ
直チニ書記本官トナルコトヲ得ス必ス先ツ書記補トナリ然後順ヲ逐フテ書記本官トナルモノ
トス

書記補ハ俸給ヲ得ルモノト否ラサルモノトノ二様アリ
書記補ハ滿二十一歳以上ニシテ兵役ヲ了リタルモノニ非ラサレハ之レニ任スルコトヲ得ス但
シ書記本官トナルコトヲ望マシテ始メヨリ書記補ヲ目的トスルモノハ直チニ其試験ヲ受ル
コトヲ得勿論之ヲ許ルモノハ「ミリテールアンウウルテル」ニ限ル

書記補タルノ試験ヲ受ケント欲スルモノハ六ヶ月間ノ準備ヲ爲サ、ル可ラス六ヶ月ノ内少
クモ三ヶ月ハ區裁判所ニ於テシ其餘ノ三ヶ月ヲ地方裁判所並檢事局ニ於テ實務ノ習練ヲ爲

ス
書記補ノ試験ハ地方裁判所ニ於テ所長ト檢事長トニテ之ヲ爲ス其試験ハ文案ト口述トニ課
ナリ但シ其問題ハ書記本官トナルモノヨリ平易ナル者ヲ撰ムヲ常トス何トナレハ書記補ハ
唯其本官ノ補助ヲ爲スモノニシテ主任事務ノ職ニ非サルヲ以テナリ

書記補ハ上等地方裁判所長及其檢事長ヨリ之ヲ命ス
書記補ニ二種アリ左ノ如シ

一 書記本官タルノ資格ヲ備ヘ一旦書記補トナリテ命ヲ待ツ者はナリ
二 最初ヨリ書記補ヲ目的トスルモノニシテ補官ニ終ル者はナリ

上等地方裁判所地方裁判所區裁判所ノ書記及書記補ハ上等地方裁判所長及其檢事長ヨリ之
ヲ命ス
裁判所見習生ノ滿二十一年以上ニシテ實習一ケ年ヲ經過シタル者ハ其志願ニ依リ別ニ試験
ヲ用ヒスシテ直チニ書記ニ任スルコトヲ得又二ケ年ニ滿タスト雖モ六ヶ月間更ニ書記局ノ實
習ヲ爲シタルキハ書記タルノ試験ヲ受ケ度旨ヲ請求スルコトヲ得

書記並書記補ノ俸給左ノ如シ

上等地方裁判所書記

一千百「マルク」ヨリ
三千九百「マルク」迄

地方裁判所

一千百「マルク」ヨリ

區裁判所

三千三百「マルク」迄

但シ伯林地方裁判所ハ三千六百「マルク」ヲ限リトス

右孰レモ百五十一「マルク」ヲ以テ一級ト爲シ順ヲ逐テ増俸ス

書記補

千五百「マルク」ヨリ
千八百「マルク」迄

百五十一「マルク」ヲ以テ階級ヲ立テ増俸スル「書記」ニ同シ

裁判所書記ハ獨立ニ非ラサル附屬官吏ナルニ依リ大學校ハ經過セサルモノニテモ其職務ニ

従事スル「ト」得固ヨリ上等官吏ニ非ラズ然レモ下等官吏トハ自ラ別ナルモノニ付之ヲ中等

官吏ト云フモ妨ケナカルヘシ

書記ニ左ノ名稱アリ以テ等級ヲ分ツ

一「レヒマンクラート」

二「カンツライラート」

右ノ外「二」ノ名義ヲ付スルモノアリ勿論「ラート」ノ稱號ヲ得タルモノハ位一級ヲ進ミ「ゲ」

イム「ラート」ノ名ヲ得ルハ尙一等ヲ進ム

諸省ノ附屬官吏即チ中等ニ位スルモノハ裁判所書記ヨリ一等上位ニ居ルモノトス

裁判所書記ハ公廷ニ於テハ官服ヲ用ヒサル可ラス

裁判所書記タル者ハ任官ノ始メニ於テ三百「マルク」ヨリ少ナカラズ九百「マルク」ヨリ多カラ

サル保証金ヲ出サ、ル可ラス其金額ハ諸証券等ヲ以テスル「ト」要ス若シ其証券ノ類ヲ納ム

ル能ハサルモノハ現金ヲ以テ數次ニ納ム「ト」許ス若シ又現金ヲ納ムル「ト」能ハサルモノハ

本人ノ受クヘキ俸給中ニテ一年二百「マルク」ヨリ少ナカラサル分ヲ引キ去リ保証金ニ充ツ

ル「ト」得

其納メタル証券等ハ別段ノ官署(内務大藏兩屬ニテ是等ノ事務ヲ取扱フ所)ニ預カリ置キ利

息アル証券等ハ其得ヘキ金額ヲ計算シテ預ケ人ニ與フ

此保証金ハ書記ノ職務上過誤失錯ヨリ起ル損害金ノ要償ニ充ツルモノナルヲ以テ若シ其書

記辭職若クハ死亡シタルハ其書記ニ對シ賠償ノ請求ヲ爲スモノナキヤ否ヲ知ランカ爲メ

ニ公告ヲ爲シ其期限内ニ要償ノ訴ナキハ其預カリ金ヲ本人若クハ其相續人ニ返還スルヲ

常規トス

書記ノ職務ハ左ノ如シ
 書記ハ判事ノ爲スヘキ事務上ニ於テ法律上ノ學識ヲ要セサル部分ヲ補助スル義務アリ其
 書記ハ裁判所ノ一件書類其他ノ文書ヲ記録シ或ハ其寫ヲ調製セサル可ラス之ヲ「レギスト
 ラツールウエーゼン」ト云フ若シ其附屬吏ヲシテ文書ノ筆寫ヲ爲サシメタルハ書記其責
 任ニ當ルモノナルカ故ニ記録一切ノ事ヲ監督スルノ義務アリ勿論其附屬吏ノ爲シタル書類
 ニハ書記之ニ署名セサル可ラス
 書記ハ判事ノ命令ニ從ヒ文書ノ往復書類ノ整頓ニ從事スルモノナルニ因リ判事ヨリ唯其意
 味ヲ授ケタルハ其前後ノ文案ヲ潤飾シ附屬吏ヲシテ直チニ其淨寫ヲ爲サシムル迄ニ之ヲ
 起草セサル可ラス

書記ノ職務中最重要ナルモノハ地所臺帳ノ記入ナリ其登記ハ書記之ヲ爲シ判事署名ヲ爲シ
 タル上書記之ニ署名シ他日ノ証據ニ供ス故ニ若シ其間ニ錯誤アリテ損害ヲ被ムルモノアル
 ハハ判事若クハ書記其賠償ノ責ニ任セサル可ラス
 書記ハ判事ノ命ニ從ヒ遺產分配ノ計算等ニ任セサル可ラス
 書記ハ公判廷ニ於テハ獨立ノ職權ヲ以テ公判始末書ノ記載ニ任ス其他ハ皆判事ノ命令ニ從

ヒ其意ノマヽニ之ヲ記録スルノ義務アルモノトス

書記ハ訴訟關係人ヨリ上納シ來ル所ノ裁判入費ノ取扱ニ任ス若シ之ヲ納メサルモノアルト
 キ其督促ヲ爲スカ如キハ別ニ官吏ノアルアリ書記ハ唯未納者ノ姓名ヲ其官吏ニ報告スルノ

裁判入費ハ大抵書記局ニ於テ豫納セシムルヲ例トスレバ若シ之ヲ豫納セス又裁判結局ノ後
 ニ至テモ之ヲ納メサルモノアルハ未納者ノ姓名ヲ表ニ記シ一週間毎ニ收稅官吏ニ送り徴
 收ヲ爲サシム

裁判入費ノ未納ハ從前裁判所ニ於テ書記其徴收ニ任スルモノナリシニ裁判所ノ事務ヲ省
 カシカ爲メ收稅官吏ニ託スルトセリ然ルニ實際書記ノ事務ハ僅ニ減シタルノミニシテ
 收稅官吏ハ之レカ爲メニ大ナル手數ヲ加ヘ官吏ノ増員ヲ要スルトナレリ故ニ又之ヲ舊
 法ニ復スヘシトノ論起リ既ニ其改案ヲ草シタルモノアリト云ヘリ余モ亦此徴收ノ事ハ裁

判所ニ於テ取扱フ方實際便利ナルヘシト思考ス
 書記ハ死者ノ相續人ナキ場合ニ於テハ其家ニ至リ其遺物財産ノ明細表ヲ作り遺留ノ財産ニ
 封印シ之ヲシテ遺脫ナカラシムルヲ務メサル可ラス是レ判事ノ當ニ爲スヘキ職務ナレバ
 書記ヲシテ之ヲ爲サシムルヲ例トス書記ハ爲替証書ヲ所持スル者ノ請求ニ因リ爲替金拂方

ノ家ニ至リ其拂ヲ爲スヤ否ヲ尋問スルモノトス此レ其拂方ヲ爲サハルモノハ其決答ヲ証據トシテ訴訟ヲ爲スヘキモノナルカ故ナリ勿論此事ハ執行吏ニ於テ取扱ヲ爲ス場合多キモノナレト書記之レニ任スルコトアリ但シ時宜ニ因リ代言人ヲシテ之レヲ爲サシムルコトヲ得書記ハ確定シタル裁判ニ付其裁判ヲ執行スル証書ヲ執行吏ニ渡サハル可ラス右ニ述フルモノハ書記ノ職務中重要ナルモノニ係ル其細目ニ至テハ殆ント枚擧スルニ暇アラス但シ書記獨立ノ權ヲ以テ事務ニ任スルモノ(公判始末書ヲ作ル)ノ外尙左ノ事項アリ一裁判所ノ書類整頓保存等ノ事ニ裁判確定シタル後裁判執行ノ証書ヲ執行吏ニ與フル事是ナリ其他ハ皆判事ノ命ニ之レ從フモノニシテ處決判事ニ在ルモノナルニ依リ判事ノ署名ヲ要スルコト勿論ナリ

書記補ハ總テ主任事務ノ權ナシ但シ其書記タルヘキ試験ヲ通過シタル者ニシテ書記本官タルノ前ニ於テ書記補ノ地ニ在ルモノハ獨立專任ノ事務ヲ爲スコトヲ得書記數人アル所ノ裁判所ニ於テハ其内ノ一人ヲ書記長ニ任スルコトアリ之ヲ任スルハ裁判所長ノ申立ニ依リ上等地方裁判所長之ヲ命ス書記長ハ地方裁判所以上ニ置クヲ常トス但シ必スシモ一人ニ限ラズ現ニ伯林地方裁判所ニハ二人ノ書記長アリ

區裁判所モ事務煩劇ナル場所ニ於テハ書記長ヲ置クコトナキニ非サレトモ多クハ書記長ノ爲スヘキ職務ヲ一人ノ書記ニ命シ別段長ノ名ヲ與ヘサルヲ常トス

書記長ハ司法行政(會計ノ事モ其中ニ在リ)ノ事務ヲ專務スルヲ例トス但シ時宜ニ依リ裁判事務ニモ從事セシムルコトアリ他ノ書記ハ書記長ノ指揮ニ從ハサル可ラス但シ判事ヨリ反對ノ命アリタルハ此限ニアラス

書記ハ定リタル俸給ヲ受ルノ外訴訟事件ニ依リ或ハ遺産ヲ分配シ或ハ不動産ヲ賣却スルニ付煩雜ノ計算等ヲ爲シタルハ其關係人ノ費用中ヨリ一時間一「マルク」ヨリ多カラザル手

數料ヲ受クルコトヲ得其手數料ノ高ハ其時々判事ノ定ムル所ニ任ス書記ニ於テ裁判入費(収稅官吏ニ送ラサル分ニ係ル)ヲ取立テタルハ訴訟ノ種類並ニ金額ニ拘ハラズ總テ一事件ニ付十一「ペンニヒ」ヲ手數料トシテ受クルコトヲ得

書記ノ外別ニ裁判所ノ帳簿調製ノ事ヲ專務トスルモノナキ場所ニ於テハ其手數料トシテ一年間ニ二十一「マルク」ヨリ多カラザル金額ヲ給與スルコトヲ得

事務煩劇ナル裁判所ニ於テハ書記ノ外ニ計算掛ヲ置ク此職務ニ任スルモノハ書記トナル資格ヲ有スルモノヨリ撰任ス上等地方裁判所長及檢事長ノ命スル所ナリ

書記ハ各自獨立ノモノニ非ラサルカ故ニ互ニ相補助シテ職務ノ欠漏ナキ様ニ注意ヲ加ヘサル可ラス
書記差支アルキハ「イヌチツアシウワルテル」其他ノ者ヲシテ代理ヲ爲サシムルヲ得但シ書記ノ獨立專任ノ事務ヲ行ハシムルヲ得ス
寫字生ヲシテ書記ノ代理ヲ爲サシムル場合ニ於テハ其裁判所長ヨリ之ヲ命ス若シ之レカ爲メニ給料ヲ要スルキハ其所長限り之ヲ命スルヲ得ス上等地方裁判所長及檢事長ノ許可ヲ經ルヲ要ス
至急ヲ要スル場合ニ於テハ判事ハ何人ニテモ宣誓ヲ爲サシメ書記ノ務メヲ行ハシムルヲ得但シ官吏タルニ付一タヒ宣誓ヲ爲シタルモノハ更ニ宣誓セシムルヲ要セス

檢事局書記

檢事局ハ事務ノ都合ニ依リ書記局一局又ハ數局ヲ置ク
檢事局ノ書記タル者ハ總テ裁判所書記ニ同シ但シ授任ノ始メニ於テ保証金ヲ納ムルニ及ハス又公廷ニ出テサルニ依リ官服ヲ用フルニ及ハス
書記ノ補官アリ其職掌裁判所書記補ニ同シ

檢事局ニ^{レヒヤクシスレビレ}檢査員アリ書記ト同等ニシテ裁判所ノ諸預リ金及ヒ裁判所入費等總テ金額ニ關スル事務其正キヲ得ルヤ否ヲ檢査スル爲メ司法大臣ノ命ニ依テ其職務ニ従事スルモノナリ
檢査員ハ少クモ一年一回ハ各裁判所ニ出張シテ檢査スルヲ常トス但シ事ニ因リ臨時ニ書類ヲ檢事局ニ出サシムルヲアリ
檢査員ハ書記タルヲ得ヘキ資格ヲ有スル者ノ内ニ於テ計算ニ長シタル者ヲ撰任スルヲ例トス

檢査員ノ俸給ハ尋常書記ヨリ三百「マルク」多シ
上等地方裁判所ニ在ル檢査員ハ其管轄内裁判所ノ定額金ニ付豫算ヲ立テ之ヲ司法大臣ニ呈ス此事ハ檢事ノ本務ナレ他ノ事務煩多ナルカ爲メニ檢査員ヲシテ其補助ヲ爲サシムルナリ

上等地方裁判所ニ在ル檢査員ハ三千九百「マルク」ヨリ四千二百「マルク」迄ノ俸給ヲ受ク
檢査員ハ地方裁判所及ヒ上等地方裁判所ニ在ルモノトス
裁判所執行吏

獨逸國ノ或ル部分ハ以前ヨリ裁判所ニハ執行吏ヲ置キタレモ全國中一般ニ執行吏ヲ置クハ千八百七十九年ヨリ始マレリ

執行吏ヲシテ裁判執行等ノ事務ヲ行ハシムルハ入費多キヲ加ヘ或ハ人民ノ爲メニ不便ナルモノアリ又裁判執行上ニ付其施爲嚴酷ニ過ルモノアリトシ或ハ之ヲ非議スルモノアリ田權利者ノ爲メニハ大ニ便利ヲ與フルモノアリ裁判上ノ實益尠カラサルヲ以テ學國ニ於テハ一般ニ執行吏ヲ用フルトセリ

執行吏ハ裁判所ニ在ル所ノ一個獨立ナルモノニシテ裁判所ノ附屬官吏ニ非ラス然レモ其職務ヲ行フニ付人民ニ不服ノ者アレハ其執行吏ニ對シ所在裁判所ニ故障ノ申立ヲ爲スヲ許ス執行吏ハ其職務ヲ行フニ付隨意ニ他人ヲ使用スルヲ得但シ其事務ニ付テハ自ラ其責ニ任セサル可ラス

執行吏ハ區裁判所ノミニ在ルモノナレモ其所在地方裁判所ノ管轄地内ハ孰レノ地ニ於テモ其職務ヲ行フヲ得
執行吏ノ職務ニ三様アリ左ノ如シ

- 一 訴訟關係人ノ依頼ニ因リ直チニ其職務ヲ行フ
- 二 訴訟關係人ヨリ裁判所ニ請求シタルモノニ付裁判所ノ命ニ依リ其職務ヲ行フ
- 三 裁判所ノ爲メニ喚出狀其他ノ書類送達ヲ掌ル

執行吏數人アル場所ニ於テハ其執行吏ヲシテ受持區ヲ立テ裁判所ヨリ命スル所ノ事務ヲ負擔セシム然レモ人民ヨリ直チニ執行吏ニ依頼スルモノハ受持區ニ拘ハラズ一地方裁判所ノ区内ナレハ其人ノ隨意ヲ以テ孰レノ執行吏ニ依頼スルモ妨ケナキモトス此レ善良ナル執行吏ニハ自然依頼スルモノ多ク隨テ利益ヲ得ルト多キ故ニ他ノ不善良ナル執行吏モ競争ノ念ヲ起シ其職務ヲ正實ニシテ人民ノ爲メニ便利ヲ謀ルヲアヲシメント欲スルカ爲メナリ受持區ヲ分ツハ管轄地ノ部分ヲ以テスルヲ常トスト雖モ或ハ其事件ヲ以テ分ツモノアリ

一ハ裁判執行ノミヲ掌リ一ハ喚出狀等ノ送達ノミヲ掌ルカ如シ又被告人ノ姓氏ノ頭字ヲ以テ分掌スルモノアリ
執行吏ノ受持區ヲ定メ又ハ其ノ受持事件ヲ定ムルトハ上等地方裁判所長及ヒ檢事長ヨリ命スベキ答ナレモ之ヲ地方裁判所長ニ委任シテ行ハシム地方裁判所長モ亦此類ニ堪ヘサル事情アルニ因リ區裁判所判事ヲシテ其意見ヲ述ヘシメ其意見通之ヲ命スルヲ例トス
執行吏ハ區裁判所区内ニ住居スルヲ要スルヲ以テ全ク區裁判所ニ屬スルカ如クナレモ其取扱フ所ノ職務ニ至テハ地方裁判所ノ管轄中孰レノ地ニ於テモ之ヲ行フヲ得但シ其屬スル所ヲ區裁判所ニ定メタルモノハ執行吏ヲシテ全國中到ル處遍ク住居セシメンガ爲メナリ何トナレハ若シ其住居ヲ地方裁判所ニ屬セシメタラシニハ唯其好ム所ニ住居スルカ故ニ執

行吏ノ所在大ニ粗密ヲ生シ官民共ニ不便ニ苦ムノ憂アルヲ以テナリ
 地方裁判所ヨリ命スル所ノ事務ヲ取扱フモノハ執行吏中ニ受持アリ上等地方裁判所ノ事ヲ
 擔當スルモノモ亦同シ
 地方裁判所以上ニ於テハ執行吏ヲ要スルコト少ナシ被告人証人ヲ喚出シ及ヒ書類ヲ送達ス
 ル等ノ事ノミナリ
 執行吏タル者ハ滿二十五歳以上ニシテ兵役ヲ了リタル体格強壯ノモノニ限ル故ニ大抵下士
 官ニシテ文官ノ候補タルモノ即チ前ニ述ヘタル「ミリテールアンウワルテル」ヨリ之ヲ採用
 スルヲ常トス
 執行吏タラント欲スル者ハ試験ヲ受ケサル可ラス但シ書記タルノ試験ヲ經タルモノハ直チ
 ニ執行吏ニ任スルコトヲ得
 執行吏ノ試験ヲ受ケントスル者ハ六ヶ月間實務ノ練習ヲ爲スコトヲ要ス其中三ヶ月ハ裁判所
 ノ書記局ニ出テ三ヶ月ハ執行吏ノ事務局ニ在ルコトヲ要ス
 六ヶ月ノ實習畢リタルハ區裁判所判事ヨリ成規ノ如ク實習濟ノ證書ヲ地方裁判所ヲ經由
 シテ上等地方裁判所長及檢事長ニ送呈ス此證書ヲ送リタル後本人ヨリ定規ノ試験ヲ受ケ度
 旨ノ願書ヲ上等地方裁判所長ニ呈ス

試験ハ地方裁判所ニ於テ判事一名檢事一名ニテ之ヲ行フ但シ必スシモ判事檢事各二名ニ限
 ラス判事檢事ノ内二名以上アルヲ要スルノミ
 執行吏ノ試験ハ唯喚出狀ヲ送達スルトト裁判執行ノ規則ヲ熟知スルヤ否ヲ試ミルノヨニシ
 テ別段ノ事ナシ
 試験畢レハ試験濟ノ證書ヲ與フ
 執行吏ハ中等官吏ノ部ニシテ終身ヲ期トシテ命セラルヘモノトス
 執行吏ニ任スヘキ者ニハ其意ヲ傳ヘテ六百「マルク」ノ保証金ヲ出サシム若シ之ヲ納ムルコ
 能ハサルモノハ執行吏タルコトヲ得ス
 執行吏タルノ資格ヲ有スル者ニシテ六百「マルク」ノ保証金ヲ納メタル者ハ宣誓ヲ爲サシメ
 執行吏ニ任スルノ辭令ヲ與ヘ然後其職務上使用スル所ノ印章ヲ與フ其印章ハ(某區裁判所
 執行吏)ト記載シタルモノナリ
 執行吏ニ於テハ其任官ノ辭令書必用ノモノナリ何トナレハ執行吏其職務ヲ行フニ當リ其辭
 令書ヲ示スヲ以テ緊要ト爲ス實際履之レアルモノナルヲ以テナリ
 執行吏ハ常ニ官服ヲ用ヒサル可ラス何トナレハ執行吏ハ何時ニテモ人民ノ依頼ニ應ゼサル
 可ラサルモノニ付其職務ヲ行フ場合ニ於テ衆人ノ目標トナルヘキ服色ナルヲ以テ緊要ト爲

スカ故ナリ

判事検事モ常ニ官服ヲ用フヘシトノ説アレトモ判事検事ハ裁判所外ニ於テ其職務ヲ行フモ
ノニ非ラス(豫審判事及検事ハ時トシテ裁判所外ニ)故ニ裁判所公廷ノ外ニ官服ヲ用ヒサ
ルモノトス(於テ職務ヲ行フコトアレトモ其場合稀ナリ)

執行吏ハ其區裁判所ノ管轄地内ニ住シ事務局ヲ設ケ且ツ裁判執行ヲ爲スカ爲メニ差押ヘタ
ル所ノ物件ヲ安全ニ納メ置ク所ノ土藏ヲ有セサル可ラス
字國ノ執行吏ハ總テ無給ナリ但シ人民ヨリ直チニ手数料ヲ受クルコトヲ得其手数料ハ人民ヨ
リ直チニ依頼ヲ受ケタルキト人民カ裁判所ニ請求シテ裁判所ヨリ命ヲ受ケタルキト別段異
ナルコトナシ

裁判所ノ爲メニ職務ヲ行フタルモノハ二ヶ月毎ニ其所持スル所ノ帳簿ヲ區裁判所ヲ經由シ
テ地方裁判所長ニ送り其手数料ノ額定マルヲ待テ支給ヲ受クルモノトス
但シ裁判所ヨリ支給スルモノハ人民ヨリ拂フ所ノ半額ヲ例トス

區裁判所ハ執行吏ヲシテ一年一回其帳簿(手数料ヲ受クル所ノ總金額ヲ記載スルモノ)ヲ出
サシメ若シ其受クル所ノ金額千八百「マルク」ニ滿タサルモノハ其不足ノ分官費ヲ以テ支給
ス但シ執行吏ニハ宿料ヲ給スルニ依リ宿料ヲ籠メテ千八百「マルク」ニ滿タサルキニ限ルモ

トス
執行吏ハ中等官吏ナルニ一定ノ俸給ヲ與ヘスシテ手数料ヲ以テ其給ニ充テシムルモノハ之

ヲシテ能ク其職務ヲ勉メシメンカ爲メナリ
手数料ハ左ノ如シ

- 一本ニ付五十「ペンニヒ」
- 一本ニ付八十「ペンニヒ」
- 一本ニ付八十「ペンニヒ」

一 區裁判所長ノ書類ヲ送達シタル時
二 地方裁判所及ヒ上等地方裁判所ノ分ヲ送達セシ時
三 人民ヨリ依頼ヲ受ケタル時
若シ其書類ヲ郵便ニ托シタルキハ定限ノ半額ヲ受ク但シ郵便切手ノ料ハ別ニ之ヲ受ルコト

ヲ得ルモノトス
執行吏ノ手数料最初ハ多額ヲ受クルコトヲ得セシメシニ其大ノ金額トナリ伯林ノ如キハ一年
間ニ三萬「マルク」ノ高ヲ受クルニ至リ一等官ノ俸給ヨリ超過シタルニ依リ其定限ヲ減シタ

レトモ今尙一年間ニ受クル所ノ金額區裁判所判事ノ俸給ヨリ多シ
裁判ヲ執行スル場合ニ於テ物品ヲ差押其物品ヲ領置スルキハ請求金額五十「マルク」ナレハ
手数料一「マルク」百「マルク」ナレハ二「マルク」三「マルク」ナレハ三「マルク」其以上ハ請求金
額ノ多キニ從ヒ六「マルク」迄ハ割増ヲ得ルコトヲ許ス六「マルク」以上ハ之ヲ受クルコトヲ許サ

執行吏職務ヲ行フ時間ニ時間ヲ越ルトキハ其手数料ノ四分ノ二ヲ増スヲ常規トス
物件ヲ糶賣スルキハ其賣却金高ノ歩割ヲ手数料トシテ受クルコトヲ許ス其定限左ノ如シ
賣却高

- 百「マルク」迄 五歩(少クモ二「マルク」下ヲス)
- 三百「マルク」迄 三歩
- 千「マルク」迄 二歩
- 五千「マルク」迄 一步
- 五千「マルク」以上 五厘

執行吏ニ於テ立換ヘ置キタル郵便料ハ後ニ至テ辨償ヲ受クルコトヲ得
執行吏ノ旅費定限左ノ如シ

「キロメートル」毎ニ一事件ニ付十「ペンニヒ」
右ノ割合ヲ以テ數事件ナレハ各個ニ其旅費ヲ受クルコトヲ得

執行吏裁判ヲ執行スルニ當リ現金ナク且ツ物品モ日常必要ノモノ、ミニシテ差押ルコト能ハサルキハ物品ヲ差押ヘタルキノ金高ノ半額ヲ受ク

執行吏ノ主務ハ左ノ如シ

一 裁判執行(裁判所ニ於テ直チニ執行スルモノヲ除ク)

二 財産差押

三 喚出狀其他書類ノ送達

裁判所ニ於テ直チニ裁判執行ヲ爲スモノハ左ノ如シ

- 一 不動産ノ糶賣
 - 二 權利者ノ請求ニ因リ義務者ノ他ヨリ得ヘキ金額ヲ差押フル場合
 - 三 權利者ノ請求ニ因リ義務者ノ行爲ヲ禁止シ又ハ其行爲ヲ遂ケシムル場合
- 執行吏ハ爲換金ノ拂方ヲ尋問スル爲メ人民ノ依頼ニ依リ直チニ其職務ヲ行フコトヲ得
裁判所ノ命ニ依リ又ハ身代限ノ處分ヲ爲ス官吏ノ指揮ニ依リ義務者ノ財産ニ封印ヲ爲シ又
之ヲ解封スルノ職務ヲ行フコトヲ得
裁判所ノ命令及ヒ檢事ノ指揮アルキハ被告人及ヒ犯罪ノ用ニ供シタル物件ヲ捜査シ被告人
ヲ拘引シ若クハ之ヲ捕拿シ又ハ裁判所ノ公庭ニ於テ被告人其他ノ關係人ヲ喚出ス等ノ事ヲ
務メザル可ラス
訴訟物件ナルト否トニ拘ハラヌ動産物ノ糶賣ヲ依頼セラレタルトキハ之レヲ行フコトヲ得

ルモノトス

執行吏ノ職務ニ付瑣細ノ事ヲ舉レハ尙數多アレトモ其重モナルモノハ右ニ叙述セシ如シ

假執行吏

執行吏ノ事務繁劇ナルキニ當リテハ時宜ニ因リ假執行吏ヲ用フルコトヲ得勿論近時ニ至リテハ執行吏ヲ要スルノ員數大概定マリタルカ故ニ假執行吏ヲ用フルコト稀ナリ

一 書記並ニ書記補タルノ試験ヲ經タルモノ

二 執行吏タルノ試験ヲ經タルモノ

三 執行吏タルノ試験ヲ受ル爲メニ六ヶ月ノ實習中三ヶ月ヲ經過シタルモノ

四 裁判所ノ使部勤務中ノモノ

右ノ數者ハ上等地方裁判所長並ニ檢事長ヨリ假執行吏ヲ命スルコトヲ得但シ負債アル者ハ假執行吏タルコトヲ許サス

假執行吏ハ六百一マルクノヨリ多カラサル保証金ヲ納メサル可ラス其金高ハ上等地方裁判所長定ル所ニ任ス

至急ヲ要スル場合ニ於テハ區裁判所判事假執行吏ヲ命スルコトヲ得此時ハ速ニ上等地方裁判所長ニ報告シテ許可ヲ得サル可ラス

假執行吏ハ別ニ官服ヲ用ヒス唯其執行吏タルノ章標ヲ用ルモノトス

假執行吏ノ外執行吏ノ病氣等ニ際シ差支ヲ生シタルキハ執行吏ノ代理人ヲ用フルコトヲ得此

代理人區裁判所判事ノ見込ヲ以テ相當ノ者ヲ撰任ス

又執行吏人少ノ場合ニ於テ執行吏一人ヲ増員スルハ無益ニ屬スルモノト思量スルキハ區裁判所判事ノ見込ヲ以テ執行吏補ヲ任スルコトヲ得此執行吏補ハ假執行吏タルノ資格ヲ有スル

者ノ中ニテ之ヲ撰任ス勿論實際ニ於テハ大抵裁判所ノ使部ヲ任用スルヲ常トス

執行吏補ハ總テ官ニ屬スル命令ヲ執行スルモノニシテ人民ノ依頼ヲ受クルコトヲ得ス

官ニ屬スル書類ノ送達料ハ三ヶ月毎ニ官費ヲ以テ之ヲ支給ス

裁判所ヨリ在監ノ被告人ヲ喚出スルハ總テ執行吏ヲ用ヒス裁判所附屬ノ官吏若クハ獄吏ヲ

シテ喚徴ノ命ヲ傳ヘシム又裁判所ヨリ郵便ヲ以テ送達スル所ノ文書ハ執行吏ノ手ヲ經ス直

チニ裁判所ノ使部ヲシテ郵便局ニ送ラシム此場合ニ於テハ手數料ナシ

右ノ如ク此二個ノ場合ニ於テ執行吏ヲ用ヒサルモノハ別段ノ理由アルニ非ラス前半ノ場合

ニ於テ執行吏ヲ用フルキハ裁判所ヨリ執行吏ニ書面ヲ交付スルノ手數アルノミナラス被告

人ニ書面ヲ渡スニハ獄吏ノ立會ヲ要スル等ノ面倒アルカ爲メナリ後半ノ場合ハ唯郵便局ニ書類ヲ交付スルノミノ事ニシテ他ノ手數ナキモノナルニ若シ執行吏ヲ用フルキハ定限ノ手數料ヲ拂ハサル可ラサルヲ以テ裁判所附屬ノ使部ヲ用テ其費用ヲ省クナリ
執行吏裁判所ヨリ書類ノ送達ヲ命セラレタルキハ必ス自ラ其務メニ從事セサル可ラス若シ其裁判所ノ命令ヲ執行スル場合ニ於テ其執行ヲ受クヘキモノ執行吏ノ親戚故舊ナルキハ其旨ヲ原告人若クハ裁判所ニ報告セサル可ラス若シ之レヲ報告セスシテ其執行ヲ爲シタルキハ相當ノ罰ヲ受クヘシ

執行吏ノ忌避ヲ爲シタル者アル場合ニ於テ執行吏數人アレハ他ノ執行吏ヲシテ其務ヲ爲サシムルコト勿論ナレド若シ他ノ執行吏ナキハ假執行吏若クハ執行吏ノ代理人ヲ命スルヲ常トス但シ其務ヲ行ヒタルニ付テノ手數料ハ現ニ其事務ニ從事シタルモノ之ヲ受領ス若シ其手數料ヲ(本執行吏ト假執行吏トノ間若クハ代理人トノ間ニ)分配スル約束アルキハ上等地方裁判所長ノ決ヲ取ラサル可ラス

裁判所使部

使部ハ裁判所諸般ノ使役ニ供シ郵便局及監獄等其他ノ官署ニ書類ノ送達ヲ爲シ並ニ判事檢

事書記ノ命令ニ從ヒ公廷内訴訟人ノ呼込等一切ノ雜務ニ從事スルモノトス

使部ハ滿二十五歳以上ニシテ兵役ヲ了リタル体格強壯ナル者ヲ用ユ故ニ大抵前ニ述ヘタル「ミリテールアンウワルテル」(即チ下等士官ニシテ文官ノ候補タル者)ヨリ採用スルヲ常トス

使部タル者ハ六ヶ月間ノ實習ヲ爲スノミニシテ別ニ試験ヲ受ルコトナシ
使部志願ノ者ハ其履歷書ヲ添へ上等地方裁判所長及ヒ檢事長ニ願出テ其許可ヲ得テ裁判所ノ實習ヲ爲スモノトス

使部ハ別段ノ能力ヲ要セサルモノナルカ故ニ試験ヲ用フルコトナシト雖トモ若シ六ヶ月間實習ヲ爲シタル後其任ニ適スルヤ否ヲ詳ニスル能ハサルキハ臨時ニ試験ヲ爲スコトヲ得
使部志願ニシテ在職地ニ別段ノ望ミアルモノハ豫メ其旨ヲ上等地方裁判所長ニ願出ルコトヲ得若シ其情願ナキハハ上等地方裁判所長及ヒ檢事長ノ見込ヲ以テ各裁判所ニ配賦スルモノトス

使部ノ俸給ハ左ノ如シ

區裁判所
地方裁判所

八百「マルク」ヨリ
千二百「マルク」マテ

上地方裁判所

九百六十一マルクヨリ
千二百マルクマテ

地方裁判所ノ使部ハ裁判所ト検事局トヲ兼務スルモノトス其ノ勤務ノ順序ハ裁判所長ト檢事長ト協議シテ之ヲ定ム

使部ハ裁判所諸般ノ使役ニ供スルノミナラス時宜ニ因リ使吏ノ職務及ヒ監獄看守人ノ職務ニ從事セサル可ラス上地方裁判所地方裁判所ハ勿論區裁判所ト雖使部數人アル場所ニ於テハ使部長ヲ命シ其取締ヲ爲サシムルコトヲ得其使部長ハ五十一マルクヨリ少ナカラス百マルクヨリ多カラサル増俸ヲ受ク

判事八人以上アル區裁判所ニ於テハ使部ノ外別ニ裁判所中ノ掃洒等ニ使役スヘキモノヲ用フルコトヲ得判事八人以下ノ所ニ於テハ別ニ掃洒等專務ノ者ヲ用ヒス使部ヲシテ其事ヲ掌ラシムルカ爲メニ給料ノ外一年二百二十マルクヨリ多カラサル金額ヲ給與ス因テ是等ノ區裁判所ニ於テハ掃洒等ノ事ハ使部隨意ニ他人ヲ使用ス此レ固ヨリ明許スル所ニ非ラサレモ定員ノ使部ニテハ他ノ事務繁多ナルカ爲メニ掃洒等ノコトヲ親ラスル能ハサル情勢ナルヲ以テ之ヲ默許ニ付スルモノナリ

使部ハ下等官吏ナリ

使部ハ常ニ官服ヲ用ヒサル可ラス但シ別ニ服料ヲ給セス

裁判所寫字生

裁判所ノ事務繁劇ニシテ書記其煩ニ堪ヘサルコトアルモノ一人ノ書記ヲ増加スルコトヲ要セサルハ裁判所ヨリ別ニ若干ノ金額ヲ書記ニ給シ其金ヲ以テ書記ノ事務ヲ受負ハシムルコトアリ

此場合ニ於テハ書記ノ見込ヲ以テ相當ノ寫字生ヲ用フルモノトス
判事二人以上アル區裁判所ニ於テハ常ニ書記ノ外ニ一人若クハ數人ノ寫字生ヲ置ク此寫字生ハ區裁判所判事ノ見込ヲ以テ其人ヲ撰任ス其寫字料ハ二ペーヂニ付五ペーニヒ乃至七ペーニヒヲ給ス一ヶ月分ヲ纏メテ給與スルモノトス此寫字生ハ一ロインシユライベルト云フ

又事務煩多ナル裁判所ニ於テハ書記ノ外ニ定マリタル寫字生ヲ置ク之ヲ寫字生ト云フ其給料ハ千五百マルクヨリ千八百マルク迄ナリ

「カンツライベアムテ」ハ一日ニ必ス三十二「ペーヂ」ヲ書記セサル可ラス此ノ「カンツライベアムテ」ト寫字生ハ異名同實ノモノナルニ因リ「カンツライベアムテ」ニ定マリタル俸給ヲ與フルハ無益ナルカ如クナレモ寫字生ハ官吏ニ非ラサルヲ以テ病氣等ニテ一日ニテモ其職務

ニ從事セサルキハ其日給ヲ引去ラルノミナラス多年其事務ニ從事スルモ退隱料其他ノ賞與ナキカ故ニ勉勵ノ念ヲ欠クニ至ルハ人情ノ自然憫諒スヘキモノアリ因テ更ニ「カンツライベアムテ」ナルモノヲ置キ「ローンシユライベル」ノ中ヨリ順次ニ登庸シテ定マリタル俸給ヲ與ヘ競争勉勵セシムルモノナリ

監獄官吏(司法附屬ノ監獄ニアルモノ)

地方裁判所々在ノ地ニ於テ司法附屬ノ獄吏ヲ監督スルモノハ檢察長ナリ區裁判所ニ於テ判事數人アルキハ其上席人若シ其上席人煩務ナルキハ刑事擔當ノ判事其監督ニ任スルモノトス勿論伯林ノ如キ大監獄アル處ニ於テハ別ニ典獄ヲ置ク(學國中ニ五ケ所程ナリ)監獄取締(即チ監獄ノ庶務ヲ掌ルモノ)ノ職務ハ區裁判所ニ於テハ裁判所書記之ニ任シ地方裁判所ニ於テハ檢察局ノ書記之ヲ務ム但シ伯林ノ如キ大監獄ニ於テハ別ニ其事務官ヲ置ク區裁判所ニ於テハ使部リシテ監倉看守人ノ職務ヲ兼務セシムルコトヲ得勿論稍大ナル監倉アル場所ニ於テハ別ニ看守人ヲ置ク(現ニ「リクスドルフ」區裁判所ニ於テハ別段ノ看守人アリ)

女監ニハ婦女ノ看守人ヲ用フルコト勿論ナリ

區裁判所々屬シ小監倉ニ於テハ在監人ノ食事ヲ看守人ニ受負ハシムルコトアリ其食料錢ハ其土地ノ物價ヲ計評シテ之ヲ定ム「リクスドルフ」ニ於テハ一日一人前四十「ペンニヒ」ナリ勿論其食物ハ監獄則ニ定メタルモノヲ與ヘサル可ラス

大監獄ノ「インスベクトル」ニ取締役ハ上等地方裁判所ノ檢察長之ヲ撰任ス其他ノ獄吏ハ總テ上等地方裁判所長檢察長協議ノ上之ヲ命ス其理由如何トナレハ司法附屬ノ監獄總監ハ檢察長ナルニ因リ大監獄ニ付テハ檢察長自ラ其監督ニ任シ其他ハ判事ニ於テ其監督ヲ兼任スルコト事情アルヲ以テナリ

代理人

代理人ハ訴訟關係人ノ爲メニ法律ノ意義ヲ解示シ又ハ訴訟關係人ノ爲メニ裁判所ニ呈出スル所ノ書類ヲ調製シ又ハ訴訟關係人ト共ニ若クハ自己一人ニテ裁判所ニ出廷シ訴訟事件ヲ取扱フモノトス
御原被兩造公庭ニ於テ法理上ノ權利義務ヲ争ヒ罪ノ有無ヲ辯論スルニ當リ裁判官タル者法律上ノ辯明ヲ爲スキハ言語ノ精粗アルニ隨テ訴訟ノ勝敗罪ノ有無ニ關係ヲ來シ不公平ヲ免レサルモノアルカ故ニ判事ハ一切兩造ノ間ニ法律上ノ解示ヲ爲サス唯其争訟ノ主點辯論

ノ結局ヲ推按シテ裁判ヲ爲スモノトス然レモ裁判上ノ實際ニ於テ訴訟關係人ノ爲メニ法律
ノ意義ヲ解明シ被告者ノ爲メニ法律上ノ辯護ヲ爲スハ緊要欠ク可ラサルモノナルヲ以テ判
事ト同様ノ學識經驗アル代理人ヲシテ其任ニ當ラシムルモノナリ
千七百年代ニ於テハ訴訟上ニ代理人ヲ用ヒス必ス訴訟關係人ノ辯論ヲ要シタルトアリタレ
モ到底一般人民ハ法律ニ通曉セサルカ故ニ自ラ辯護セントシテ反テ自己ノ利益ヲ招クカ
如キコアリ裁判上ノ不都合尠ナカラサルヲ以テ代理人ヲ用フルトナリ今日ニ至テ異ナル
トナシ

代理人タル者ハ判事ノ資格ヲ有スルモノニ限ル

昔時ハ代理人ヲ以テ官吏ノ一部ニ加ヘタルモノナリシカ今日ニ於テハ全ク官吏ト別異シ醫
師ト同シキモノトセリ勿論裁判上ノ事ニ付テハ裁判所ノ命令ニ從ハサル可ラサルモノアリ
即チ被告者ノ爲メニ辯護人トナリ又ハ貧窮人ノ爲メニ無料ノ代辯ヲ爲ス等ノ場合はナリ
代理人ハ其志願ニ依テ之ヲ許可スルモノナリ政府ヨリ命ズルモノニ非ラズ
刑法中官吏受賄ノ條ニハ代理人モ含有セリト雖モ其性質ハ官吏ニ非ラサルカ故ニ該條ハ法
律中ノ特例ト知ルヘシ

地方裁判所以上ニ於テハ民事訴訟ニ必ス代理人ヲ用ヒサル可ラス刑事ニ於テハ事件ノ種類

ニ依リ代理人ヲ用フルモノト否トノ區別アリ
代理人ハ自己ノ望ニ隨ヒ獨逸國中孰レノ地ニテモ住居營業ノ自由ヲ得之ヲ一アドホカト
ルコトヲイハイトト云フ
地方裁判所以上民事訴訟ニ必ス代理人ヲ用フヘシト定メタルハ左ノ理由ニ基キタルナリ

- 一 人民一般盡ク法律ヲ知ルモノニ非ラズ然ルニ法律ヲ知ラサル者自ラ訴訟ヲ爲ス
ハ真正ノ法理ニ訴ヘ其是非曲直ヲ辯明スルコト能ハサルカ故ニ自ラ正理ヲ有シナカ
ラ反テ利口ノ者ニ論破セラレ固有ノ權利ヲ失フカ如キ不幸アルトテ免レサルヲ以
テ代理人ヲシテ此類ノ者ヲ辯護セシメンカ爲メナリ
 - 二 法律ヲ知ラサルモノ訴訟ヲ爲スハ不要ノ事ヲ互ニ論辯スルカ故ニ審判ノ實際紛
擾ヲ免レス隨テ争訟ノ主點ヲ見出スニ困シムモノアルノミナラス之レカ爲メニ無
益ノ時間ヲ費スノ弊アルヲ以テ代理人ヲシテ煩ヲ去テ簡ニ就キ燕ヲ鋤テ潔ニ從ハ
シメ審判ノ便利ヲ謀ラシメンカ爲メナリ
- 右ノ如ク代理人ヲ用フルハ二個ノ理由ニ因ルモノニシテ裁判上大ニ利益ヲ與フルトアルモ
其弊害モ亦甚キモノアリ其概要左ノ如シ
- 一 訴訟ハ事實ヲ得ルヲ主要トスルモノナルニ代理人偏ヘニ勝ヲ法律上ニ添ムルカ爲

メニ其事實ヲ塗飾シ審問上其實ヲ得ル能ハサルトアリ隨テ裁判其當ヲ得セルノ弊アリ

三 代理人ノ謝金ハ定則アリト雖モ事件ニ依リテハ代理人ヲ用フルカ爲メニ大ニ其費用ヲ増加シ訴訟關係人大ニ迷惑スルトアリ

三 一般人民ハ法律ヲ知ラサルモノナレモ其中法律ニ通曉シタルモノナキニ非ラズ然ルニ是非共代理人ヲ要スルカ爲メニ自ラ訴訟ヲ爲ストヲ得ス不本意ナカラモ代理人ヲ用ヒ相當ノ費用ヲ拂ハサル可ラサルモノアリ

千八百七十九年前迄ハ一般人民自由ニ訴訟ヲ爲ストヲ許シ必スシモ代理人ヲ用フルトヲ要セサリシヲ訴訟法ノ頒布後前述ノ如ク地方裁判所以上ハ必ス代理人ヲ用フルトニ制定シタリ然レモ今日ノ實際ニ依テ之ヲ觀レハ利害相半ハスルモノ、如シ

代理人タル者ハ其望ム所ノ土地ニ於テ自由ニ營業ヲ爲スト「アドボカトールフライハイト」六千八百七十九年新法實施ノ時ヨリ始メテ之ヲ許シタリ其以前ハ代理人ノ數ヲ限り某裁判區内ニ代理人幾人ト云フカ如ク其制限ヲ立テ伯林地方裁判所管轄内ハ六十人ノ定員ナリシニ「アドボカトールフライハイト」ヲ許シタル後ハ人員ノ制限ハ勿論住所ノ規程モ之レナキニ因リ伯林ノ如キハ一時ニ其數ヲ増シ目今二百五十餘人ノ多キニ至リ需要供給ノ不平均ヲ

生シタルカ爲メニ代理人自然ニ訴訟ヲ買込ニ或ハ争フテ代辯ノ安賣リヲ爲スカ如キ弊ヲ生シ以前ノ如キ代理人ノ名譽ヲ保ツモノ甚タ少ク代理人會社ノ風俗大ニ敗壞シタリ勿論其制限アル當時ニ在テハ代理人ノ員數少ナキカ故ニ訴訟事件ヲ依頼スルモノハ不便ヲ極メタリシニ其制限ヲ解キタルカ爲メニ容易ニ代理人ヲ頼ムノ便ヲ得隨意ニ訴訟ヲ爲ストヲ得ルニ至リシハ利益ノ大ナルモノナリ然レモ弊害ノ大ナルモ亦右ニ述ヘタルカ如ク一利アレハ一害アルノ通情亦已ムヲ得サルモノナリ

右ノ事情アルヲ以テ論者或ハ之ヲ舊制ニ復シ代理人ノ數ヲ限り代理人ノ榮譽ヲ保タシムハシト云フ者アレモ「アドボカトールフライハイト」ヲ許シタルヨリ僅ニ數年ナルカ故ニ未タ容易ニ其利害得失ヲ論ス可ラス

余カ父ハ從前代理人タリシニ近來傾リニ其風俗ノ不良ナルモノアルヲ厭ヒ遂ニ其營業ヲ止メタリ余モ亦初メ代理人タルノ志望ナキニシモアラサレモ父ノ教ニ從ヒ裁判官ヲ以テ終ルニ決心シタリ勿論利益ノ一方ヨリ之ヲ云ヘハ代理人タル方利益多シ何トナレハ判

事ニ俸給ハ一定ニシテ代理人ノ所得ハ限リナキモノナルヲ以テナリ
代理人ハ一個ノ營業ト看做スカ故ニ判事タル資格ヲ有スル者即チ代理人タルトヲ得ル者ヨリ之レヲ請求スレハ司法大臣ハ必ス允許ヲ與ヘサル可ラス判事ハ之レニ反シ假令其資格ヲ

有ズル者ト雖用之ヲ判事ニ任スルト否トハ國王ノ意見ニ依ルモノトス
字國ニ於テ代理人タルノ資格ヲ有スル者他ノ聯邦ニ行キタルトキハ其營業ヲ許スト否トハ
其國王ノ隨意ナリ

字國ニ於テ代理人タラント欲スル者ノ請求ニ隨ヒ許可スヘキモノナルトハ前述ノ如クナ
レドモ其中例外アリ

第一款 代理人營業ヲ許サ、ルモノ左ノ如シ

第一 代理人志願ノ者若シ官吏ノ職務ヲ止メラルヘキ種類ノ罪ヲ犯シタルモノナルトキ
ニ至ラズニ其營業ヲ許サス(即チ懲役ノ刑ニ當ル罪ヲ犯シタル者及公權ヲ停止セラレタル
者、其餘者是レナリ)

第二 代理人組合議會ニ於テ一旦營業ヲ禁セラレタル者ハ其請求ヲ許サス

第三 代理人ハ各上地方裁判區毎ニ一ノ組合議會ヲ立テ其議會ニ於テ組合中ノ代言
人ヲ監督シ若シ代理人ノ榮譽ヲ害スルカ如キモノアルトキハ定規ニ因テ之ヲ督責
スルコトヲ得ルシ其事情重キモノハ營業ヲ禁止スルコトアリ其規則ハ別段ノ法ヲ以テ之ヲ定ム
第四 自己ノ財産ヲ自由ニ支配スルコトヲ得サル者(即チ身分分散處分中ノ者瘋癲病ノ者
或ハ浪費者ニシテ治産ノ禁ヲ受ケタル者)是レナリ

第四款 代理人タルニ不相當ナル下等ノ官吏タルカ若クハ賤劣ノ營業ヲ爲スモノニシテ組
合議會ヨリ其願ヲ許ス可ラサル旨ノ意見ヲ呈出シタル者(如下等ノ官吏トハ使部等ノ
業トハ馬丁又ハ
町小使等ヲ云フ)

代理人營業ヲ願出ル者アルトキハ其地ノ組合議會ニ付シテ可否ノ意見ヲ呈出セシ
ムルヲ例トス

五 未タ代理人タラサルト雖モ若シ代理人ナレハ其營業ヲ禁止セラルヘキ不行狀ア
ラシ者

六 癩篤疾ニシテ代理人ニ堪ヘサル旨組合議會ヨリ意見ヲ呈出シタル者

第二款 司法卿ノ意見ヲ以テ其願ヲ許否スルコトヲ得ルモノ左ノ如シ

一 代言營業ヲ出願スルトキヨリ前ニケ年間裁判官其他ノ諸官吏又ハ大學校ノ教官トシ
テリタルトキ者

二 ケ年間事業ニ從事セサル者ハ(假令一旦其資格ヲ有スルモノト雖モ)學科及ヒ
實務上ノ能力ヲ失フタルモノト看做スカ故ナリ

三 上等官吏タルノ權ヲ失フニ當ル犯罪アリタル者
賄賂又ハ其他ノ不廉耻ナル贈物ヲ受ケタルコトアルカ又ハ官署ノ秘密ヲ漏泄シタ
ル者

ルヲアルモノ等ヲ云フ

三 前二ケ年間ニ組合議會ニ於テ譴責又ハ百五十マルク以上ノ罰金ヲ科セラル者ニシテ事故アリ一旦代理人ノ營業ヲ止メ再願ヲ爲ス者

第三款 代言營業ヲ許シタル後之ヲ禁スルモノ又ハ司法大臣ノ見込ニ依テ之ヲ禁スルト否トヲ決スルモノ左ノ如シ

一 代言營業ノ免許ヲ得タルモノハ其時ヨリ三ケ月内ニ其營業ヲ爲ス裁判所所在ノ地ニ居住セサル可ラズ此規則ニ背キタル者ハ其營業ヲ禁ス

二 其裁判所々在ノ地ニ一旦居住ヲ爲シタル後直チニ其居住ヲ移轉シタル者ハ其營業ヲ禁ス

三 第一款代言營業ヲ許サル條目中一項二項ノ犯罪事件代理人ヲ免許スル時ニ發露セシテ後ニ至リ發覺シタル時ハ其營業ヲ禁ス但シ當時既ニ復權シタル者ナル時ハ必スシモ之ヲ禁セス

四 第一款三項ノ場合即チ裁判所ノ命ニ依テ治産ノ禁ヲ受ケタル者ハ司法大臣ノ見込ヲ以テ或ハ之ヲ禁シ或ハ之ヲ禁セス

第四款 代理人ノ營業ニ付其自由ヲ制限スルモノ左ノ如シ

一 代理人ハ其營業ヲ爲サント欲スル地ヲ管轄スル裁判所々在ノ地ニ住居セサル可ラ

二 代理人ハ其住居スル裁判區外ノ裁判所ニ出廷スルコトヲ許サス但シ區裁判所ハ學國中何レノ地ニ於テモ出廷スルコトヲ得

三 甲裁判區ノ代理人乙裁判所區ノ裁判所ニ出廷セント欲スル時キハ其區ノ代理人ヨリ委任狀ヲ受ルカ又ハ其區ノ代理人ト同伴セサル可ラズ此場合ニ於テハ甲區ノ代理人ハ訴訟事件ニ付法律上ノ事ヲ論辯シ乙區ノ代理人ハ事實ニ係ルコトヲ陳述スルモノトス(曾テ他國ヨリ略取シタル土地ニ於テ某事件ニ因リ學國政府ニ係リ要償

ノ訴ヲ起シタルコトアリタリ其時ニ訴訟ノ事實ニ係ルコトハ其訴訟ヲ爲ス地ノ代理人之ヲ陳述シタル時其要求ノ理由即チ法律上ノ權利ヲ論述スルコトニハ原告所在ノ地ノ代理人ヲ用ヒタルコトアリ是レ其一例ナリ)

四 代理人ハ地方裁判所ヲ受持ツモノアリ或ハ區裁判所ノミヲ受持ツモノアリ各其目的トスル所ノ裁判所々在ノ地ニ住居セサル可ラズ勿論區裁判所々屬ノ代理人ハ他ノ區裁判所ニ出廷スルコトヲ得レバ地方裁判所以上ニ出廷スルコトヲ得ズ地方裁判所々屬ノモノハ全國中ノ區裁判所到ル處ニ於テ其務ヲ行フコトヲ得

但シ區裁判所ノ代理人ニシテ地方裁判所ヲ兼務スルコトヲ得現ニ「リクスドルフ」ノ代理人ハ伯林地方裁判所ノ所屬ヲ兼帶ス此レ伯林府外ヲ管轄スル地方裁判所ハ代理人ノ人員少キカ爲メ「リクスドルフ」ノミニテハ其營業ヲ爲スニ足ラサルカ故ナリ

五 上等地方裁判所及ヒ地方裁判所ヲ同地ニ設置セル場所又ハ地方裁判所ニ箇アル處ニ於テハ三箇ノ裁判所ヲ兼ヌルコトヲ得但シ二箇ヨリ多ク之ヲ兼ヌルコトヲ許サス其兼帶ノ事ニ付テハ上等地方裁判所長之ヲ許サス

六 若シ一ノ裁判區内ニ代理人少ク他ノ裁判區ノ代理人ニ請求シタルハ已ムヲ得サル場合ニ於テハ他區ノ務ヲ行フコトヲ命スルコトヲ得但シ一時ニ限ルモトス右ノ如ク種々ノ例外アレドモ代言營業ヲ出願スル者アルニ當リ司法大臣ノ注意ヲ要スル事件ハ左ノ如シ

- 一 代理人タルニ不相當ナル下等ノ官職(使部等)ノ如キモノ)ヲ勤務スル者
 - 二 代言營業ヲ禁止セラル、ニ當ルヘキ所業ヲ爲シタルコトアル者
 - 三 癡篤疾ニシテ代言營業ヲ爲スニ不相當ナル者
- 右等ノ者ヨリ代言營業ヲ出願シタルハ司法大臣ハ先ツ其組合議會ノ意見ヲ聽キタル後其

願ヲ許可セサル旨ヲ願人ニ達ス若シ願人ニ於テ其達ニ不服ナルハ(其達ヲ受ケタルヨリ二週間内ニ)組合議會ノ判決ヲ受ケ度旨ヲ司法大臣ニ申立ルコトヲ得

代言營業ノ願ヲ取扱フ順序ハ左ノ如シ
代言志願ノ者ハ其住居ヲ管轄スル上等地方裁判所長ニ(某裁判所區内ニ於テ營業ヲ爲ス度旨)願書ヲ呈出ス

其願書ヲ受取リタル上等地方裁判所長ハ其願書ヲ組合議會ニ付シ其意見ヲ聽キタル上許否ノ見込ヲ添ヘ之ヲ司法大臣ニ呈ス若シ其營業志願ノ地他ノ管轄區内ナルハ其願書ニ意見ヲ添ヘ其地ノ上等地方裁判所ニ送達シ其所長ニ於テ前段ノ手續ヲ爲ス若シ一ノ上等地方裁判所管轄内ニ於テ二個ノ裁判所ヲ兼務センコトヲ出願スルモノアルハ其上等地方裁判所中ノ判事總會議ヲ爲シ二個ノ所屬タルコトヲ要ナルヤ否ヲ議決シ其意見ヲ司法大臣ニ呈出スルヲ例トス司法大臣ニ於テ上等地方裁判所長ヨリ其願書ヲ受取リタルハ尙其許スヘキヤ否ヲ審査シタル後之ヲ許否ス
若シ一旦代理人タルコトヲ許可シタル後其營業ヲ禁セサル可ラサルモノアルハ先ツ其本人ニ答辯ヲ爲サシメ議會ノ意見ヲ聽キタル後之ヲ禁ス其手順ハ左ノ如シ
代理人ニシテ其職ヲ瀆スモノアルハ何人ニテモ之ヲ上等地方裁判所長ニ報告スルコト

ヲ得ルモノナルガ故ニ若シ如此モノアルハ上地方裁判所長ヨリ本人ニ尋問シテ答辯ヲ爲サシメ議會ノ意見ヲ聽キタル後其營業ヲ禁スヘキモノト思量スルハ其意見ヲ添ヘテ司法大臣ニ呈ス司法大臣尙之ヲ審査シテ之ヲ禁スルヤ否ヲ決ス
代言營業ノ許可ヲ得タル者アルハ其所屬裁判所ニ於テ日限ヲ定メ總判事立會ノ上代言人ヲシテ宣誓ヲ爲サシム勿論實際判事ノ立會アルトヲ要スルノミニシテ總會スルト稀ナリ

代言人ノ誓詞ハ左ノ如シ

予ハ不測ノ威嚴ト無限ノ靈知トヲ具備スル天帝ニ代言ノ職務ヲ正實ニ盡ストヲ誓フ天帝必ス吾レヲ祐ケン

代言人ハ裁判所ノ名簿ニ其姓名ヲ記載シ其裁判所々在在地ニ住居セサル可ラス其名簿ヲ裁判所ニ備ヘ置クモノハ一ハ裁判所ノ用ニ供シ一ハ人民被閱ノ便ニ供スルナリ
代言人ハ(裁判所ノ名簿ニ)其名ヲ記入シタルハ上地方裁判所ニ於テハ其所長ヨリ直チニ司法大臣ニ其旨ヲ具申シ地方裁判所ナレハ上地方裁判所長ニ區裁判所ナレハ地方裁判所長上地方裁判所長及司法大臣ニ其旨ヲ届出ルモノトス(通例區裁判所判事ヨリ進達スル書面ハ地方裁判所ヲ經由スル成規ナレトモ此代言人ノ姓名記入ノ事ヲ直接ニ司法大臣ニ具申スルモノハ例外ナリ)

代言人ハ其名ヲ裁判所ノ名簿ニ記入シタル後ニ非ラサレハ營業ヲ爲ストヲ得ス
裁判所ニ於テハ代言人ノ費用ヲ以テ所屬代言人タル旨ヲ公告ス

代言營業ヲ止ムル場合ハ左ノ如シ

- 一 自分自ラ其業ヲ止ムル時
- 二 司法大臣ヨリ其業ヲ禁セラレタル時
- 三 議會ヨリ其業ヲ禁セラレタル時
- 四 官吏タルノ權ヲ失フヘキ犯罪アリタル時
- 五 死去シタル時

代言營業ヲ止メタルハ裁判所ノ名簿ヲ消抹シ其旨ヲ公告ス
地方裁判所以上ノ民事訴訟ニシテ代言人ヲ用ヒサル可ラサル場合ニ於テ擔當者ニ差支アルハ同區内ノ代言人ヲシテ代理セシムルコトヲ得尙差支アルハ他區ノ代言人若クハ二年以上實習ニ從事シタル裁判所見習生ヲ用フルコトヲ得
一時ノ差支ニテ代理ヲ爲スハ右ノ如クナレトモ若シ長病其他ノ事故ニ因リ長ク代理ヲ要スルハ二ヶ月迄ハ上地方裁判所長ノ權ヲ以テ他區ノ代言人若クハ「レフレンダ」ニ代理ヲ命スルトヲ得若シ二ヶ月以上ナルハ司法大臣ノ命ニ依ラサル可ラス此代理ノ權ヲ得タ

ル者ハ其擔當事件ヲ取扱フニ於テ本人ト異ナルヲナシ
 代理人ハ總テ其裁判所々在ノ地ニ住居スヘキ定則カレレ區區裁判所ニ於テハ其管轄内ナレバ
 他ノ地ニ住居スルコトヲ許ス此レ其土地ノ繁閑ト人民ノ便否トニ因ルモノナリ但シ實際ニ於
 テハ裁判所々在ノ地概テ繁盛ナルモノナルカ故ニ他ノ地ニ住居スルコト稀ナリ
 二箇ノ裁判所兼帶ノ者ハ其始メニ許可ヲ得タル裁判所々在ノ地ニ住居セサル可ラス
 裁判所々在ノ地ニ住居スルモノ其居ヲ轉シタルハ其時々裁判所ニ届出テサル可ラス
 若シ司法大臣ノ許可ヲ得テ他ノ場所ニ住居シタルハ裁判所ニ其届ヲ爲スモノトス
 裁判所々在ノ地ニ住居セサル代理人ハ其ノ裁判所々在ノ地ニ定マリタル代人ヲ置キ裁判所
 ヲ下付スル所ノ書類ヲ受取ラシムルコトヲ要ス此レ裁判所ノ便ニ供スルナリ
 二箇ノ裁判所ヲ兼帶スルモノハ其住居セサル裁判所々在ノ地ニ代人ヲ置キ裁判所ノ命ヲ聽
 クノ便ニ供セサル可ラス若シ三ヶ月内ニ此代人ヲ置カサルモノハ其裁判所管内ニ於テ營業
 ヲ爲スノ權ヲ失フ
 代理人一週間以上旅行スルハ代理人ヲ定メ其名ヲ裁判所ニ届出ルモノトス若シ兼帶ノ場
 所アルハ各別ニ届ヲ爲スコ勿論ナリ
 代理人ハ必スシモ人民ノ依頼ニ應スルニ及バズ然レモ其依頼ヲ辭スルハ成ルヘク即時ニ爲

スコトヲ要ス若シ之ヲ怠リ時間ヲ經テ之ヲ辭シタルカ爲メニ依頼人又損害ヲ醸シタルハ必要
 償ノ責メニ任セサル可カラズ
 一 必ス依頼ヲ辭セサル可ラサルモノアリ左ノ如シ
 一 依頼ヲ受クル事件ハ法律ニ背キタルモノナルハ及ヒ代理人タルノ榮譽ヲ害スヘキ
 事件ナルハ(偽証ヲ爲スコトヲ依頼セラレタル場合等ニテモ)
 二 同一ノ事件ニ付原告又ハ被告ノ一方ヨリノ依頼ヲ既ニ引受ケタルハ
 三 判事在职中擔當セシヨアル事件ニ係ルハ
 代理人ハ裁判所ノ命ニ依リ何時ニテモ其務ヲ行ハサル可ラス(刑事ニ於テ被告人ノ爲メニ
 辯護ヲ爲シ民事ニ於テ貧窮人ノ爲メニ代辯ヲ爲スノ類ナリ)
 訴訟關係人代理人ヲ依頼セントシテ其人ヲ得サルハ裁判所ニ請願スルコトヲ得此場合ニ於
 テハ裁判所ヨリ相當ノ人ヲ撰任スルモノトス
 貧窮人ハ區長ノ保證書ヲ裁判所ニ呈出シ裁判入費ヲ納メシテ訴訟ヲ爲サンコトヲ請求
 スルコトヲ得此場合ニ於テハ判事ハ先ツ其訴訟ヲ豫審シ其訴旨不理ナルカ又ハ瑣細ノ事
 件ニシテ權義上ニ格別ノ關係ナキモノト思量スルハ其訴訟ヲ爲スコトヲ許サズ若シ訴意
 理アリテ看認ムルハ訴訟ノ手續ヲ爲サシム又原被告決ノ後ニ非ラサレハ其曲直ヲ判決

スル丁能ハサルモノナルトハ其訴訟ヲ爲ス丁ヲ許ス
代理人ハ訴訟事件ノ依頼ヲ受クルニ當リ其謝金ヲ豫收スルコトヲ得
代理人ノ過失ニ因リ裁判入費ヲ生シタルトハ代理人其費用ヲ負擔ス
若シ代理人ノ過失ニ因リ依頼人ニ別段ノ損害ヲ生シタルトハ其依頼人ヨリ別段ノ訴訟アル
ヲ待テ後之ヲ判決ス勿論其過失ニ因リ裁判入費ヲ償ハシムルニ付テハ必スシモ依頼人ノ申
立アルコトヲ要セス明カニ其過失ヨリ生シタルモノナルコトヲ裁判所ニ於テ知り得タルトキハ
直チニ之ヲ其代理人ニ科スルコトヲ得

代理人ノ取扱ヲ爲シタル訴訟關係ノ書類ハ裁判アリタルヨリ五ヶ年間保存セサル可ラス但
シ依頼人ニ其書類ヲ返付スル旨ヲ報告シタル場合ニ於テ六ヶ月ヲ經テ依頼人之ヲ受取ラザ
ルトハ保存ノ責メニ任セス

代理人ハ依頼ヲ受ケタル訴訟事件ノ秘密ヲ漏泄スルコトヲ許サス若シ之ヲ犯シタルトハ刑法
上ノ罰ヲ受ケ

代理人ハ地方裁判所以上ノ公廷ニ於テハ一定ノ法服ヲ着用セサル可ラス勿論各自ノ費用ヲ
以テ之ヲ製スルモノトス

代理人ハ公廷ニ於テ言語動作ヲ慎ミ裁判所ニ對シ敬禮ヲ行フコトヲ要ス若シ之ヲ犯スモノトス
以下ノ罰金ヲ科ス此罰金ノ宣告ハ其裁判官直チニ之ヲ行フ
代理人ハ「レフレンダ」ニ其職業ニ係ル一切ノ事ヲ教授セサル可ラス
代理人ニハ國王ヨリ「ユスチツラト」及「ヒゲハイムユスチツラト」等ノ位階ヲ授ケルコト
アリ

代理人ハ官吏ニアラサルコトヲ以テ定マリタル俸給ナシ唯其務メヲ行フタル事件ニ付相當ノ手
數料ヲ受ルノミ

其手數料ハ民事々件ニ付受領スヘキ金額ノ定限アリ其規則ニ依テ依頼人ヨリ之ヲ受取り又
ハ刑事ニ付テハ裁判所ヨリ支給ヲ受ルコトアリ

刑事上ニ付裁判所ヨリ辯護人ヲ命シタル場合ニ於テハ被告人ノ資力有無ニ拘ハラヌ先ツ裁
判所ヨリ其手數料ヲ立換ヘ置キ之ヲ被告人ヨリ徴收ス故ニ若シ被告人無資力ニシテ到底徴

收スル丁能ハサルトハ國庫即チ政府ノ損失ニ歸ス
民事ニ付貧窮人ノ爲メニ代辯ヲ命シタル場合ニ於テハ別ニ官費ヲ以テ其手數料ヲ立換ルコ
トアリ

代理人ハ依頼人ト共ニ裁判所ニ出廷スルモ又ハ自分一人ニテ出廷スルモ其手數料ニ影響ナ
シ又其訴訟書類ヲ自書スルモノヲシテ代書セシムルモ其書類ニハ必ス自ヲ署名スルモノナ

ルが故ニ其手数料ハ異ナルコトナシ
 地方裁判所以上ニ於テ代言人タル者被告人ノ一方トナリタルモハ自ラ其事件ヲ取扱フコトヲ
 得此場合ニ於テ勝訴訟トナリタルモハ別ニ代言人ニ依頼シタルモノト看做シ相當ノ訴訟入
 費ヲ受ケルコトヲ得
 代言人ハ相當ノ手数料ノ外(依頼人ト別段ノ契約アルモハ)定限外ノ手数料ヲ受ルコトヲ得
 代言人ノ手数料定則ハ全國一樣ナリ蓋シ都鄙ニ依テ物價ノ高低其他ノ差違アルモノハ
 隨テ手数料ノ厚薄アルヘキモノト如ト雖トモ手数料ノ額ヲ異ニスルハ是等ノ入費ニ係ルコ
 ニ總テ差等ヲ立テサル可ラス此レ實際爲シ得ヘキコトニ非ラス假令之ヲ爲シ得ルモ其煩ニ堪
 へサルモノナルヲ以テ全國一樣ニシタルモノナルヘシ
 代言人ト依頼人トノ間ニ別段ノ契約アレハ定限外ノ手数料ヲ授受スルコトヲ許シタルモノハ
 訴訟事件ノ難易ニ因リ定限ノ手数料少クシテ迷惑タル事件ハ引受ルモノナキニ至ルヘキヲ
 慮リタルニ由ルナリ
 右ノ如ク別段ノ契約アルモハ定限外ノ手数料ヲ受ルコトヲ得ルト雖トモ代言人タル者非常ノ
 多額ヲ貪リ依頼人ニ於テ事實不相當ト思量スルモハ假令別段ノ契約ヲ爲シタル後ト雖トモ
 依頼人ヨリ裁判所ノ判決ヲ請フコトヲ得此場合ニ於テハ議會ノ意見ヲ聽キタル上之ヲ定限迄

ニ減殺スルコトヲ得此判決ニ對シテハ其代言人ヨリ上訴スルコトヲ得

民事訴訟ニ付代言人ノ手数料定限ハ左ノ如シ

訴訟金高

手数料

- | | |
|------------|---------|
| 一「マルク」ヨリ | 一「マルク」 |
| 廿「マルク」マテ | 二「マルク」 |
| 廿「マルク」ヨリ | 三「マルク」 |
| 六十「マルク」迄 | 四「マルク」 |
| 六十「マルク」ヨリ | 七「マルク」 |
| 百二十「マルク」迄 | 十「マルク」 |
| 百二十「マルク」ヨリ | 十四「マルク」 |
| 二百「マルク」迄 | |
| 二百「マルク」ヨリ | |
| 三百「マルク」迄 | |
| 三百「マルク」ヨリ | |
| 四百五十「マルク」迄 | |

四百五十「マルク」ヨリ	十九「マルク」
六百五十「マルク」迄	廿四「マルク」
六百五十「マルク」ヨリ	廿八「マルク」
九百「マルク」ヨリ	三十二「マルク」
千二百「マルク」迄	三十六「マルク」
千二百「マルク」ヨリ	四十「マルク」
千六百「マルク」迄	四十四「マルク」
千六百「マルク」ヨリ	
二千二百「マルク」迄	
二千二百「マルク」ヨリ	
二千七百「マルク」迄	
二千七百「マルク」ヨリ	
三千四百「マルク」迄	

三千四百「マルク」ヨリ	四十八「マルク」
四千三百「マルク」迄	五十二「マルク」
四千三百「マルク」ヨリ	五十六「マルク」
五千四百「マルク」迄	六十「マルク」
五千四百「マルク」ヨリ	七十四「マルク」
六千七百「マルク」迄	
六千七百「マルク」ヨリ	
八千二百「マルク」迄	
八千二百「マルク」ヨリ	
一萬「マルク」迄	

一萬以上五萬迄ハ二千「マルク」毎ニ四「マルク」ヲ増シ五萬以上十萬迄ハ二千「マルク」毎ニ三「マルク」ヲ加フ十萬以上ハ二千「マルク」毎ニ二「マルク」ヲ加フ

代理人訴訟事件ノ依頼ヲ受ケ訴狀呈出ノ手續ヲ爲シタルハ定限ノ手数料ヲ受ルモノトス

而シテ對審ヲ爲シタルハ又其定限ヲ受ケ更ニ證據ヲ擧ケタルハ又之ヲ爲メニ定限ノ半額ヲ受ク

始メヨリ勸解ノミニテ終リタルハ其定限ノ金額ヲ得

對審ヲ爲シタルトモ若シ一方ニ於テ毫モ抗論ヲ爲サルハ其定限ノ半額ヲ受ク

對審ヲ爲シタル後勸解ヲ爲シタルハ其定限ノ半額ヲ受ク

證據ヲ擧ケタル後ニ又對審論駁ヲ爲シタルハ其定限ノ半額ヲ受ク

代言人一旦依頼ヲ受ケ訴訟ヲ爲ス用意ヲ爲シタル後未タ裁判所ニ訴狀ヲ呈出セサル前ニ於テ依頼人ヨリ其訴訟ヲ止メタルハ其定限ノ半額ヲ受クルヲ得

欠席裁判ヲ受ケタルハ對審ヲ爲シタルハ其定限ノ半額ヲ受クルヲ得

別段ノ證據ヲ擧ケスシテ對審ヲ爲シタル後直チニ裁判結局ニ至リタルトキハ前ニ述ヘシ如ク訴訟ノ手續ヲ爲シタルニ付テノ定限ト對審ニ付テノ定限トヲ受ク

訴訟ノ種類ニ依リ別段ノ手續ナキモノ(正確ノ證書ヲ以テ貸金催促ヲ爲スノ類)ハ其定限ヨリ其手数料ヲ減スルヲアリ

此規則ハ區裁判所ヨリ上等地方裁判所迄之ヲ通用ス但シ帝國裁判所ニ於テハ此定限十分ノ三ヲ增加ス

三ヲ增加ス

負債者ノ身代限ノ義務ヲ得ンヲ請求シタル節裁判所ニ於テ之ヲ受理シタルハ原告ノ方ハ十分ノ五

被告ノ方ハ十分ノ二ヲ受ルヲ許ス

刑事ニ於テハ謝金ノ額一様ナラサルコト左ノ如シ

一 區裁判所 十二「マルク」

二 地方裁判所 二十「マルク」

三 陪審裁判所 四十「マルク」

三 帝國裁判所

違警罪輕罪ニ論ナク始審即チ第一裁判所トシテ裁判ヲ爲スハ皆此定限ニ依ル若シ審問數

日ニ涉ルハ次日ヨリ一日コトニ其定限ノ半額ヲ増スモノトス

控訴ヲ裁判スル裁判所(即チ地方裁判所)ニ於テハ總テ一事件ニ付十二「マルク」ナリ

地方裁判所ニ於テ終決シタル裁判ヲ帝國裁判所ニ上告スルハ二十「マルク」ナリ

公判廷ニ於テ豫審事件ノ代辯ヲ爲シタルモノハ其定限ノ半額ヲ受ク

被告人數人ノ分ヲ一時ニ代辯シタルハ二人以上一人毎ニ定限ノ半額ヲ増ス(例ヘハ區裁判所ニ於テハ一人ノ被告人ナレハ十二「マルク」ナルニ一人ナレハ其半額ヲ加ヘ十八「マルク」

判所ニ於テハ一人ノ被告人ナレハ十二「マルク」ナルニ一人ナレハ其半額ヲ加ヘ十八「マルク」

百十一

トナルカ如シ

控訴狀又ハ上告狀又ハ特赦ノ請願狀ヲ認メタルトキハ其謝料トシテ定限ノ半額ヲ受ク
告訴狀ヲ認タルトキモ亦其半額ヲ受ク

被告人ノ爲メニ金額ヲ受取り又ハ之ヲ引渡ス等ノ取扱ヲ爲シタルトキハ別ニ其謝金ヲ受ル
ヲ制アリ

謝金ノ外立替金其他ノ費用ニ付テノ辨償ヲ受ク其定限左ノ如シ

- 一 立替金
アウストライゼン
ソニライアウゼン
- 二 寫字料
- 三 旅費
フルコスタン
オーストライゼン
- 四 日當
オーストライゼン
- 五 宿料
オーストライゼン

立替金其他ノ費用ハ見積ヲ以テ依頼人ヨリ豫メ之ヲ領収スルヲ得但シ貧人ノ爲メニ代辯
スルトキハ之ヲ豫収スルヲ得ス

訴訟事件結局ニ至リタルキハ其收受スヘキ金額ヲ明細ニ(定則何條ニ依ル等ノ事由ヲ)記載
シタル計算書ヲ以テ依頼人ヨリ其金額ヲ受クルモノトス若シ依頼人之ヲ拂ハサルキハ裁判

所ノ判決ヲ乞ハサル可ラス

刑事裁判ニ付代言人ノ謝金ヲ定ムルハ一ノ難事ナリ通例刑事ノ被告人ハ貧民ナルカ故ニ定
限ノ謝金モ其多額ナルニ苦シムノ狀アリ之ニ反シ代言人ハ其謝金多カラサレハ生活上ニ影
響アルヲ以テ現今ノ定則尙其額ノ少ナキヲ訴テ貧民ノ情態固ヨリ察セサル可ラスト雖代
言人ヲシテ其任ヲ盡サシメサレハ人民ハ權利ヲ伸張スルノ道オキカ故ニ餘義ナク代言人ノ
爲メニ相當ノ謝金ヲ拂フノ法ヲ設ケサル可ラス

代言人若シ訴訟事件ニ係ルノ質問ヲ受ケ唯其意見ヲ陳述シタルノミナルキハ其定限十分
ノニテ謝料トシテ受領スルヲ得

アンリツスカンセル
代言組合議會

議會ハ之ヲ各上地方裁判所々在ノ地ニ設ケ上地方裁判所管轄地内ノ代言人集會スルモ
トス

議會ニ幹事九人ヲ置ク時宜ニ依リ十五人迄ハ増員スルコトヲ得
幹事ハ其組合中ヨリ公撰ス但シ其中ニ制限アリ左ノ如シ

- 一 裁判所ノ命ニ依リ治産ノ禁ヲ受ケタルモノ

二 議會ノ判決ヲ要スル事件又ハ裁判所ニ告訴發スヘキ事件ヲ既ニ訴ヘラレタル者
ニシテ其事由官吏タルノ權ヲ失フ罰ニ當ルヘシト思量セラル、モノ
三 前五ヶ年内ニ譴責若クハ罰金百五十「マルク」以上ニ罰セラレタルモノ
右ノ事項ニ當ル者ハ幹事タルトヲ得ス若シ幹事ニ撰擧セラレタル後ニ發覺シタルハ直チ
ニ解任ス

幹事ノ任期ハ四年ヲ一期トス但シ二年毎ニ其半數ヲ改撰ス

幹事ノ欠員ヲ生シタルハ其欠員トナリタル幹事ノ任期間代員ヲ撰任ス

幹事ニ當撰シタルモノハ之ヲ辭スルトヲ得ス但シ六十五歳以上ノ者及其當撰シタル日ヨリ
前四年内ニ幹事ノ任ニ在リタルモノハ之ヲ辭スルコトヲ得

幹事中ニ於テ幹事長一人副長一人書記一人副一人ヲ撰任ス

幹事ノ姓名ハ之ヲ司法大臣並ニ其管轄上地方裁判所長ニ具申ス
議會ハ議會ノ事務ヲ討議シ幹事ヨリ出ス所ノ豫算ニ付其費額ヲ議定シ並ニ代行人一人ニ付
幾許ノ金額ヲ出スヘキヤヲ定ム

議會ノ費額ヲ平等ニ賦課セスシテ其出金ニ多寡ノ別ヲ立ルモノハ其代行人事務ノ關係多
クシテ費用多キモノハ其課金モ亦隨テ多カラサル可カラサルヲ以テナリ(例ヘハ上等地

方裁判所々屬ノ代行人ハ上等地方裁判所長又ハ司法大臣ヨリ特ニ下問ヲ受ルト多ク
議會ノ入費モ亦隨テ多キ者ノ如シ然レトモ實際ニ於テハ議會ノ總費ヲ平等ニ賦課スル
點ヲ通例トス

幹事ハ其議決シタル金額ヲ以テ議會ノ費用ヲ支辨シ會計明細帳ヲ議會ノ檢閱ニ供ス
議會ハ唯其事務上ニ付議決ヲ爲スノミニシテ其ノ決議シタル事ヲ施行スルハ幹事局ナリ
幹事局ハ組合中ノ代行人ヲ監督シ若シ代行人タルノ榮譽ヲ害スル所業ヲ爲シタルモノアル
トハ幹事局ニ於テ之ヲ審判ス稱シテ榮譽裁判ト云フ

幹事局ハ組合代行人互相ノ間ニ起リタル民刑事件ニ付勸解ヲ爲スコトヲ得若シ此勸解ニ服セ
ザレハ裁判所ノ判決ヲ受ルコト勿論ナレトモ組合中ニ起リタル事件ハ成ルタケ議會ニ於テ終
局ヲ爲スヲ主トスルカ故ニ幹事局ニ於テ勸解ヲ試ミルナリ

幹事局ハ幹事中ノ一人ヲシテ勸解ノ職務ヲ專務セシムルコトヲ得
代行人ト他ノ人民トノ間ニ起リタル事件ハ双方ノ承諾ニ依リ幹事局之ヲ勸解スルコトヲ得勿
論勸解ヲ爲スハ總テ其請求ニ因ルモノトス

幹事局ヨリ召喚ヲ受ケタル代行人ハ必ス出頭セサル可ラス若シ故ナク其召喚ニ應セサルハ
百三百「マルク」以下ノ罰金ヲ科スルコトヲ得

幹事局ヨリ代言人ニ答辯ヲ命シタルトハ之レニ從ハサル可ラス此場合ニ於テハ其喚出狀ニ
 (若シ喚出ニ應セス若クハ其答辯ヲ爲サ、ルトハ)三百「マルク」ヨリ多カラサル罰金ヲ科ス
 ヘキ旨ヲ附記ス其金高ハ事情ノ輕重ニ依リ幹事局ノ見込ヲ以テ之ヲ定ム
 幹事局ハ司法大臣及各裁判所ヨリノ下問ニ對シ答辯ヲ爲スヘキ義務アルモノトス
 幹事局ハ(司法大臣カ代言營業ノ願ヲ許否スルトキニ當ル)上等地方裁判所長ヨリノ下問ニ從
 セ可否ノ意見ヲ陳セサル可ラス
 幹事局ハ法律上ニ付意見アレハ之ヲ司法大臣ニ建議スルヲ得勿論一般ノ法律ニ意見ヲ述
 ルトテ許シタルモノナレトモ實際ハ代言人ニ關スルトノミ建議スルヲ例トス
 幹事ハ別段ノ給料ナシ勿論事務アルトキニ會合スルモノナリ但シ幹事中二人以上ノ請求ア
 ルトキハ臨時ニ集會スルヲ得
 議會ハ幹事局ニ於テ要用ナリトスルトキ之ヲ開クモノトス會員中十人以上ノ請求アルトキハ何
 時ニテモ會議ヲ開クヲ得
 議會ハ上等地方裁判所ノ管内孰レノ地ニ於テモ之ヲ開クヲ得但シ地方裁判所々在ノ地ニ
 限ル然レトモ其實ハ上等地方裁判所々在ノ地ニ於テ之ヲ開クヲ常トス何トナレハ上等地方裁
 判所々在ノ地ハ概テ都會ナルカ故ニ諸事便利ナルヲ以テナリ幹事ノ集會ヲ要スルトキハ幹事

長ヨリ之ヲ召集ス

議會ヲ開クトキハ其事ヲ記載スヘキ定マリタル新聞紙ヲ以テ報告ス(代言人ノ營業ニ係ル必
 要ナルトキヲ掲載スル新聞紙アリ代言人ハ必ス之ヲ購讀スルモノトス)
 幹事長ハ會議ノ議長トナリ又榮譽裁判ノ裁判長トナルモノナリ
 會議ノ記録ハ勿論議會一切ノ書類ニハ總テ幹事長ト書記ノ署名アルトキヲ要ス
 幹事局ニ於テ決議及ヒ施行シタル事件ハ總テ記録ニ存セサル可ラス
 議會ニ於テ施行シタル事件ノ要目ハ毎年司法大臣ニ報告スルヲ規トス
 幹事ノ書記ハ諸般記録ノ事ニ任スルノ外會計ノ事務ヲ主掌ス
 議會ト人民トノ間ニ起リタル訴訟事件アルトキハ書記(議會ノ代人トシテ)其事ヲ擔當處辨ス
 ルモノトス

榮譽裁判

代言人ノ刑事上ニ係ル被告事件ハ通常刑事裁判所ニ於テ之ヲ裁判シ訟廷内ノ犯罪ハ其裁判
 官直チニ規定ノ罰金ヲ科スルモノナレトモ代言人ハ特ニ其榮譽ヲ貴フモノナルヲ以テ榮譽上
 ノ裁判ヲ幹事局ニ委任シタルモノナリ

帝國裁判所ニ於テ榮譽裁判ノ控訴ヲ審判スル判事ハ一年毎ニ其人員ヲ豫定シ並ニ其代理員ヲ定ム其所屬ノ代理人モ亦之ヲ豫定シ代理員三名ヲ命ス
帝國裁判所長差支アルトキハ其裁判所中ノ上席判事之レヲ代理ス
始審榮譽裁判ニハ上等地方裁判所ノ檢事之レニ立テ會ヒ終審ニ於テハ帝國裁判所ノ檢事之ニ連班ス

始審ノ裁判手續ハ地方裁判所ニ準シ終審ハ上等地方裁判所ノ定規ニ從フ
榮譽裁判ハ概テ豫審ヲ爲サス但シ豫審ヲ要スルトキハ幹事長ヨリ之ヲ上等地方裁判所ニ請求ス此場合ニ於テハ上等地方裁判所ノ判事ヲシテ豫審ヲ爲サシム
豫審中ノ証人ハ宣誓ヲ要セサル通則ナレトモ榮譽裁判ニ限リ宣誓ヲ爲サシムルヲ得
榮譽裁判ニ關シテハ拘引又ハ拘留ヲ爲スコトヲ得ス
裁判席ハ公開セス代官議會中ノ者ハ傍聽ヲ爲スヲ得但シ議會外ノ者ト雖トモ裁判長ノ許可ヲ經タルトキハ傍聽スルヲ得
裁判席ノ書記ハ別ニ幹事外ノ代官人中ヨリ一名ヲ撰任ス
通常刑事裁判ニハ必ス被告人ノ出廷ヲ要スルモノナレトモ榮譽裁判ニ於テハ被告人出席セズト雖トモ裁判ヲ爲スコトヲ得此裁判ニ對シテハ控訴スルヲ得榮譽裁判上ノ判決ニ付一

般ニ故障ノ申立ヲ爲スコトヲ許シタルモノハ上等地方裁判所ニ於テ其故障ヲ判決スルモノトス蓋シ榮譽裁判ノ構成ニ依レハ故障ノ申立モ帝國裁判所ニ於テ判決スヘキモノナレトモ便ヲ謀テ之レヲ上等地方裁判所ニ付シタルモノナリ

榮譽終審裁判ハ帝國裁判所中ニ別局ヲ開キテ之ヲ裁判ス
代官營業ノ願ヲ司法大臣カ許可セサルトキ其命ニ不服ナレハ免許ヲ得ヘキ理由ヲ付シテ司法大臣ニ再願スルコトヲ得此場合ニ於テ司法大臣其願ヲ理アリトスレハ直チニ之レヲ許シ若シ不理ナリトスレハ則チ之レヲ議會ノ幹事局ニ付シテ判決ヲ爲サシム但シ再願書ヲ呈出スルトキニ於テ(若シ此願ヲ許サレハ)其議會ノ判決ヲ請求スル旨ヲ添申スルヲ常トス
若シ此請求ナキトキハ之ヲ幹事局ノ判決ニ付セス

榮譽裁判ノ罰目左ノ如シ

- 一 諭示
- 二 譴責
- 三 罰金 (三千「マルク」ヨリ多カラス)
- 四 除名

譴責罰金ハ併科スルコトヲ得其他ハ之ヲ併科スルコトヲ許サス

榮譽裁判ハ人ノ自由ヲ束縛スル處置ヲ爲スコトヲ得ス故ニ罰金ヲ拘留又ハ禁錮ニ換ルコトヲ許サス

第一第二ノ罰ハ執行ノ手續ナシ第三ハ一般民事ノ裁判ヲ執行スルト同ク幹事局書記ノ署名シタル裁判書ヲ以テ執行ヲ遂ルモノトス

裁判書ニ裁判席ノ書記ヲシテ署名セシメサルモノハ一時撰任ノモノナルヲ以テナリ

榮譽裁判ニ依テ徵收シタル罰金ハ之ヲ議會ノ會計ニ納メ代言組合中ノ寡婦孤兒ヲ救助スルニ用ニ供スルモノトス

第四ノ除名ヲ宣告シタル場合ニ於テハ其裁判確定ノ後幹事局ヨリ其旨ヲ司法大臣上等地方裁判所長並ニ其代理人所屬ノ裁判所ニ届出ルモノトス

幹事局ヲ監督スルハ上等地方裁判所長ノ任ナリ故ニ若シ幹事局ニ於テ取扱タル事務(即チ幹事長其他ノ撰擧及ヒ勸解等)ニ犯則ノ廉アルハ上等地方裁判所長ノ職權ヲ以テ之ヲ破毀スルコトヲ得然レハ此場合ニ於テハ上等地方裁判所ノ判事總員會議シタル後ニ非ラサレハ之ヲ行フコトヲ得ス蓋シ代言人ノ業ハ獨立別科ノモノナルヲ以テ他ノ牽制ヲ要セサル筈ナレハ人ニシテ利己ノ念ナキ能ハス若シ幹事局ニ於テ自利ノ爲メニ徧倚シ處分ヲ爲シタルハ其害獨リ代言人ニ止マラス一般ニ害アラントテ慮リ此制ヲ定メタルナリ然レハ今日迄ハ之

ヲ行ヒシコトナシ
以上上等地方裁判所長ノ監督ニ屬スル代言人ノ事ヲ説了セシガ故ニ是レヨリ帝國裁判所々

屬代言人ノ事ヲ述ヘ然後公証人ノ事ニ論及スヘシ

帝國裁判所々屬代言人

帝國裁判所々屬ノ代言人モ代言人ニ係ルニ般ノ規則ヲ遵守セサル可ラス但シ帝國裁判所々屬ノ者ハ住居ノ自由ヲ許サス又其營業ヲ出願スルハ司法卿ノ許可ヲ要セシテ帝國裁判所長ノ免許ヲ要スルモノトス其故如何トナレハ帝國裁判所ハ最上等ノ判事集テ裁判ヲ爲ス處ナルカ故ニ代言人モ亦其裁判所ノ審査ヲ以テ精撰セサル可ラサルヲ以テナリ且ツ其員數モ多キヲ要セサルニ依リ帝國裁判所ノ「プレジデント」ニ於テ相當ノ數ヲ定ムルモノトス一旦所屬ヲ許シタル者ヲ罷免スルコトアリ勿論始メニ許可スルト否トハ帝國裁判所ノ見込ニ在レハ一旦許可シタル者ヲ免スルニハ一定ノ規則ニ依ラサル可ラス
帝國裁判所々屬ノ代言人ハ別ニ一ノ組合議會ヲ設ク故ニ帝國裁判所ニ於テ所屬代言人ノ願ヲ許否スル場合ニ於テハ議會ノ意見ヲ聽キタル後之ヲ決スルモノトス
帝國裁判所々屬ノ者ハ他ノ裁判所ヲ兼帶スルコトヲ許サス又其裁判所々屬ノ代言人ニ非ラ

サレハ代理ヲ託スルヲ得ス

帝國裁判所々屬ノ代理人ヲ上地方裁判所管下ノ議會幹事局ニ於テ榮譽裁判ノ始審ヲ爲ス
トキハ帝國裁判所々屬ノ者之ニ連班セサル可ヲサルヲ以テ帝國裁判所ニ於テ若シ之レヲ終
審スルトキハ同一ノ代理人之レニ陪席スルコトヲ得ス

帝國裁判所々屬代理人ノ事ニ付テハ(學國ニ於テ司法卿ノ爲スヘキ職務ヲ)獨逸帝國ノ總理
大臣之レヲ掌リ(學國上地方裁判所長ノ代理人ニ於ケル事務ヲ)帝國裁判所長ニ於テ取扱
フモノトス

帝國裁判所々屬ノ代理人ハ目今二十一一人ナリ

帝國裁判所代理人ノ事ハコレニテ濟ミタリ

學國ニ於テハ前三述ヘシ如ク千八百七十九年ニ於テ「アドホカトールフライハイト」ヲ許
シ定員ヲ解キシカ爲メニ大ニ代理人ノ數ヲ増シ又住居ニ制限ナキカ爲メニ一時都會ノ地
ニ集リ現今地方ニ於テハ代理人其人ナキニ因シムノ情ナキニ非ラス然レトモ供給需要ハ
自然ニ平均ヲ得ルノ道理ナルヲ以テ追々僻地ニ移住スルモノアルヘシ又其數モ始メニ想
像シタル程ニハ増加セス今試ニ其比較ヲ舉クレハ左ノ如シ
千八百八十二年一月一日ノ調査ニ依レハ

學國中總計

千九百九十四人

内

一 百四十三人

上地方裁判所

二 千六百五十四人

地方裁判所

三 百九十七人

區裁判所

千八百八十三年一月一日調査

千九百一十一年(前年ニ比スレハ
百十九人ヲ増ス)

内

百四十四人(増一人)

上地方裁判所

千六百九十人(増三十六人)

地方裁判所

二百七十七人(増八十八人)

區裁判所

公証人

公証人ノ遵守スヘキ規則ハ全國一様ナルヘキ筈ナレド前ニ述ヘシ如ク學國中ニ三箇ノ民法

行ル、ガ故ニ公証人ノ規則モ亦隨テ異ナラサルヲ得サル理由アリ勿論新タニ各種ノ規則ヲ設ケタルニ非ラス唯從來ノ慣習自然ニ其規程ノ異ナルモノヲ因襲セシナリ
民法ノ異ナル地方ハ左ノ如シ

- 一 「ハノーバー」
- 二 來因地方
- 三 自餘ノ學國領

右ノ三地方ニ區別アリ勿論一般ニ係ル公証人規則ハ同一ナレ其細則ニ異同アルモノトス
公証人ハ重モニ司法權ニ屬スル事件(訴訟ニ至ラサル前)ノ取扱ヲ爲スモノトス其事類概テ左ノ如シ

- 一 人ノ依頼ニ因リ諸約定証書ヲ認ムル事
- 二 人ノ依頼ニ因リ諸証書ニ署名ヲ爲シ其証書ヲ慥ムル事
- 三 爲替証券ヲ有スル人ノ請求ニ因リ其拂方ヲ爲スヤ否ヲ(爲替拂人ニ)尋問シテ其決答ヲ証スル事
- 四 裁判所ノ命ニ依リ人ノ財産ニ封印ヲ爲シ又ハ之ヲ解封スル等ノ取扱ヲ爲ス事(此裁判所書記又ハ執行吏ノ責任ナレ公証人ニ任スルヲアリ又初メヨリ公証人ニ委任スル所アリ)

五 死者ノ相續者定マリタルハニ當リ第一相續ノ權ヲ有スル者ナルヲ證據立テシモ其後ノ人ヨリ請求アルハ其証書ニ署名スル事

相續權有無ノ證據ヲ立ルハ人別取扱役所ノ系圖寫ヲ以テス此場合ニ於テハ宣誓ノ代リニ其最親相續人タルニ相違ナキヲ自書セシメタル後公証人之レニ署名スルモノナルヲ以テ反對ノ確証ヲ提出スルモノアル迄ハ其証書ハ効力アルモノトス

但シ此事ハ公証人一般ノ規則ト云フニ非ラス學國普通ノ法律行ハレタル地方ニ於テハ相續權ノ事ヲ最鄭重ニ取扱フカ故ニ裁判所ニ於テ之ヲ行フモノアリ此場合ニ於テ若シ最親ノ証ヲ舉ルニ能ハサルハ之ヲ公告シテ最親相續權ヲ有スルモノノ公証人ニ有無ヲ精査スル等ノ手數ヲ要スルモノトス

公証人ニ於テ保證ヲ爲ス証書ノ種類ト裁判所ニ於テ保證ヲ爲ス証書ノ種類ニ區別アリ來因^{ライオン}地方ニ於テハ証書ヲ保證スルヲ一切公証人ノ職務トス學國普通ノ民法行ハル、地方ニ於テハ裁判所モ之ヲ爲スヲアリ故ニ其証書ニ區別アルナリ
前ニ述ヘシ如ク學國中三地方ニ於テ其規則ヲ異ニスルヨリ取扱フ所ノ事件モ同シカラサルカ故ニ同シク公証人ノ爲シタル公証ノ効力ニ輕重厚薄アルヲ免レサルナリ

公証人ノ認メタル証書ハ裁判上充分ノ證據トナルモノナリ但シ其管轄違ノ公証人ノ認メタル証書ハ其効ヲ有セス

公証人ノ認メタル(動産物ノ賣買又ハ讓與等ノ)約定証書ハ別段裁判ヲ要セスシテ其約定ヲ執行スルノ權アルニ依リ其公正ノ証書ヲ有スルモノハ直チニ執行吏ニ託シテ執行ヲ爲スコトヲ得

公証人タルコトヲ得ルモノハ判事トナルノ資格ヲ有スルモノニ限ル

公証人ハ司法大臣ヨリ之ヲ任ス但シ來因^{ライオン}地方ハ司法大臣ノ名ヲ以テシ其他ハ國王ノ名ヲ以テ司法大臣之ヲ奉行ス

「ライオン」地方ト「ハノーバー」ヲ除クノ外其他ノ地方ハ現ニ代言人タル者ガ又ハ一タヒ代言人ノ營業ヲ爲シタル者ヲ公証人ニ撰任スルヲ常トス

五萬以上ノ人口アル處ニテハ代言人ヲ兼テ公証人ヲ專務スルコトヲ得
「ハノーバー」ニ於テハ大抵代言人公証人ヲ兼帶シ「ライオン」地方ニ於テハ代言人公証人各別ナルヲ常トス伯林府ニ於テハ代言人公証人ヲ兼帶シ公証人ヲ專務スル者ハ唯二人アル而已
公証人ハ政府ノ直轄ヲ受ル所ノ官吏ナリ勿論其授任詞令ニ其地ノ公証人ニ任ストアルカ故ニ必ス其任地ニ住居セサル可ラス

公証人ハ管轄區ノ外其職務ヲ行フコトヲ得ス勿論「ライオン」地方ニ於テハ廣ク地方裁判所ノ管轄内ヲ限リ一人ノ公証人ニ受ケ持タシムルコトヲ得ルト雖^ニ實地ニ於テハ一區裁判所若クハ二區裁判所ノ管轄地ヲ受ケ持ツニ止マルカ故ニ其詞令ニモ某區裁判所公証人ニ任スト記載ス

「ハノーバー」地方ニ於テハ某地方裁判所ノ公証人ト命スルヲ例トス其他ハ一上^ニ等地方裁判所ノ管轄内ナレハ何レノ地ニ於テモ其職務ヲ行フコトヲ許ス

右ノ如ク「ライオン」地方ノミ公証人ノ管轄區ヲ狭小ニシタルモノハ裁判所ニ於テ公証人ノ事務ヲ一切取扱ハサルカ故ニ公証人ノ職務甚々繁劇ナルヲ以テナリ

甲地ノ代言人ニ乙地ノ公証人ヲ命スルキハ公証人ヲ辭スルカ否ラサレハ代言人ヲ止メサル可ラサルニ因リ大抵其地ノ代言人ニ公証人ヲ命スルヲ例トス

公証人タラント欲スル者ハ判事ヲ志願スルト同ク公証人ニ欠員アルキハ其住所ヲ管轄スル

上^ニ等地方裁判所長ニ願書ヲ呈ス若シ其欠員アル場所他ノ上^ニ等地方裁判所管轄ナルキハ其地

ヲ管轄スル上^ニ等地方裁判所ニ願書ヲ送達シ其上^ニ等地方裁判所長ヨリ司法大臣ニ具申シテ任

命ヲ待ツモノトス
公証人四週間以内ノ旅行ヲ爲スルハ地方裁判所長ノ許可ヲ得ルコトヲ要ス四週ヨリ八週迄ハ

上等地方裁判所長其以上ハ司法大臣ノ認可ヲ經サル可ラス
公証人ハ其命ヲ受ケタルハニ宣誓ヲ爲サ、ル可ラス其誓詞ハ一般官吏ト同シ

公証人ヲ命セラレタルハ其役印ヲ調製シ其下ニ署名ヲ爲シタル印鑑ヲ裁判所ニ呈出シテ
他日其證據ニ供セサル可ラス其役印ハ必ス墨肉ヲ以テ押捺スルモノトス役印ノ寸法記銘左
ノ如ク



「ライオン」地方ニ於テハ其受持區ノ區裁判所ニ呈出スルニ及ハス其地方ノ各地方裁判所ニ差
出スルヲ要ス一人ハ公証人ニシテ其管轄内ノ區裁判所ニ配賦シ得ル丈ケノ印鑑數
「ライオン」ニ於テハ地方裁判所書記ヨリ其管轄内ノ區裁判所ニ配賦シ得ル丈ケノ印鑑數

枚ヲ其所屬裁判所ニ差出スモノトス

役印廢滅スルカ又ハ其他ノ事故ニ因リ之ヲ改彫シタルハ其時々印鑑ト署名トヲ裁判所ニ
呈出スルモノトス

公証人ハ其職務ニ關スル事項ヲ記載スル帳簿ヲ製シ其記入ヲ爲ス前ニ於テ「ライオン」地方ハ
地方裁判所長ノ檢閲ヲ受ケ其紙數ヲ表シ其他ハ區裁判所ノ檢閲ヲ經可シ然シテ其記入ヲ爲
スハ毎件番號ヲ付シ其證書ト帳簿トニ割印ヲ爲シ以テ他日ノ證據ト爲サ、ル可ラス

公証人ハ其取扱フタル事件ヲ他ニ漏泄スヘカラサル義務アルモノトス
公証人ハ其依頼人ノ請求ニ從ヒ之ヲ公証セサル可ラス但シ法律ニ牴觸シタルモノハ之ヲ拒ム
コトヲ得

又法律上無効トナルヘキモノハ其趣意ヲ以テ之ヲ辭スルコトヲ得若シ強テ之ヲ請フモノアル
ハ其旨ヲ附記スルコトヲ要ス但シ犯罪ノ用ニ供スル等ノ徵証アルハ之ヲ拒辭スルコトヲ得ル
コト勿論ナリ

判事ハ其職務從事ノ際法律上ニ付人民ニ教示スルコトヲ許サ、ルモノナレドモ公証人ハ人ノ請
求ニ依リ法律ノ意義ヲ丁寧ニ指示シ且ツ時間ニ拘ハラズ其職務ヲ行フカ故ニ大ニ人民ニ便
利ヲ與ヘ隨テ依頼人モ多ク利益ヲ得ルコト尠カラサルヲ以テ自然其職務ヲ勉勵スルモノ多シ

公証人ハ官吏ナレハ一定ノ俸給ナシ唯其公証事件ニ付定限ノ手数料ヲ受ルノミナリ但シ立替金等ノ償還ヲ受ルコトハ代人ト同シ學國中地方ニ依リ公証人ノ職務ヲ行フニ當リ或ル事件ニ付テハ二人ノ証人ヲ要スルコトアリ然レハ此レ唯表面ノ規則ノミニテ實際無益ノモノナリ其故如何トナレハ唯其規則ヲ充テサンカ爲メニ依頼人ハ証人雇料ヲ公証人ニ渡シ其門番或ハ小使ヲ以テ証人ト爲スヲ常トシ甚シキニ至テハ其依頼人ヨリ町小使等ヲ雇來テ証人ト爲スモノアルヲ以テナリ勿論証人タルモノハ公權ヲ有スルモノニ限ル

公証人ハ自宅ニ於テ其職務ヲ行フモノトス若シ他所ニ於テ職務ヲ行フコトヲ要スルハ二「キロメートル」以上ノ地ナレハ七「マルク」半、二「キロメートル」以内ナレハ二「マルク」ヨリ二「マルク」迄ヲ其事件ニ依テ徵收スルモノトス但シ其旅費日當ハ代人ト同シ

手数料ハ事件ニ依リ割合ヲ以テ其多寡ノ額ヲ定ム

公証人ノ爲スヘキ職務ヲ裁判所ニ於テ行フタルハ公証人ノ取扱ヲ爲シタルト同ク其手数料ヲ收ムルモノトス

公証人ノ手数料ハ「フィン」及ヒ「ハノーバー」地方其額同シカラサレハ大同小異ナリ此地方ヲ除クノ外他ノ學國領地ニ於テノ手数料ハ左ノ如シ但シ契約上又ハ其他ノ事件ニ依リ双務ト片務トノ區別ヲ立ルモノトス

フィンランドニ於テハスウェーデンニ於テハ

片務ノ証書

金額

二百「マルク」以下

手数料

七十五「マルク」毎ニ七十五「ペニヒ」

但シ少クハ七十五「ペニヒ」ヲ下ラス

二百「マルク」以上

百五十「マルク」毎ニ五十「ペニヒ」

六百「マルク」迄

右ノ如ク金額ノ多キニ隨テ手数料ヲ増シ六萬「マルク」ニ至ル六萬「マルク」以上ハ幾許ノ高ニ昇ルモ其手数料ヲ増サス但シ六萬「マルク」迄ハ其証書金額ノ多キニ隨ヒ割合ヲ遞減シテ手数料ノ額ヲ加フルコト前表ノ例ニ準スト雖ハ加ヘテ二十五「マルク」ヲ過ルコトヲ許サス

フィンランドニ於テハスウェーデンニ於テハ

双務ノ証書

此手数料ハ片務ノ手数料ニ倍ノ割合ヲ以テ收受スルモノトス

公証人ニ於テ爲替金ノ拂方ヲ尋問シタル場合ニ於テ其手数料大ニ其額ヲ減ス

公証人ハ其手数料并印紙代價及其他ノ立替金ニ供スル爲メニ其金額ヲ依頼人ヨリ豫收スルコトヲ得

公証人ノ地方裁判所ニ屬スルモノハ地方裁判所長之ヲ監督シ上等地方裁判所ニ屬スルモノハ上等地方裁判所長其監督ニ任シ全國中ノ公証人ニ就テハ司法大臣之ヲ總監スルモノトス勿論其監督者ニ如何ナル權力アルヤハ一般官吏ノ權義ヲ論スル所ニ之ヲ詳説スヘシ

公証人ノ職務ハ左ノ事由ニ依テ止ムモノトス

一 死去

二 免職

三 辭職

四 轉任

公証人其職務ヲ止メタル場合ニ於テハ職務上ノ帳簿及役印等ヲ併セテ其住居ノ地ノ所屬裁判所ニ差出スモノトス若シ死去シタルハ其家事ヲ管理スルモノニ於テ其手續ヲ爲ス家事ヲ管理スルモノナキハ區裁判所ヨリ其處分ヲ爲シ後任者ノ定マル迄ハ區裁判所ニ於テ其公証人ノ爲スヘキ事務ヲ取扱フ但シ新タニ公証事件ヲ依頼ヲ受ルニ非ラス唯其既成ニ係ル公証ノ寫ヲ與フル等ノ事ノミナリ

學國中ノ公証人總計

千四百四十五人

伯林府ニ在リ

内九十七人

裁判所々屬譯官

學國ハ地方ニ依リ種々ノ言語アルカ故ニ譯官ヲ置ク即チ「ポーセン」地方ニ於テハ「ポーセン」語ニ通スルモノヲ通辨トシ「ブランデンブルク」中ノ小部分ナル（人口三千程ノ言語風俗ヲ異ニスル）地ニ於テモ亦譯官ヲ備フ皆裁判所ノ官吏ニ屬ス
譯官ハ書記又ハ書記補ノ試験ヲ受ケタルモノニシテ其地ノ通語ニ付試験ヲ經タルモノニ上等地方裁判所長及檢事長ヨリ之レヲ命ス
譯官ハ書記之ヲ兼務スルヲ例トス故ニ別段ノ俸給ナシ但シ之ヲ兼務スルモノハ百「マルク」以上五百「マルク」以下ノ増額ヲ受ク
譯官補ヲ置ク別ニ試験ヲ爲サス譯官差支ヘタルハ其時々幾分ノ給料ヲ與ヘ之ヲ使用ス
譯官ハ其職務ヲ奉スル所ニ於テ宣誓セサル可ラス
以上裁判所々屬官吏ノ組織ヲ説キ了リタルヲ以テ今余ハ學國官吏ノ授任及職務上ノ權利義務ニ係ルコトヲ講述セントス但シ官吏ト云ヘハ獨リ司法官吏ノミニ在ラス故ニ以下司法ノ一字ヲ掲ケサルハ一般官吏ノ事ト知ルヘシ然レモ此講義ノ目的ハ重モ司法關係ノ官吏ニ

在ルヲ以テ此レヲ詳ニシテ彼レヲ略スルヲアルハ勿論ナリ
總テ裁判ノ事ニ任スルモノハ(參審陪審ヲ除クノ外)判事檢事皆國王ヨリ勅任スルモノナリ
伯林等ニ在ル如キ大監獄ノ典獄ハ司法大臣ノ上奏ニ依リ國王ヨリ之ヲ命ス
司法大臣ヨリ任命スルモノ左ノ如シ

一 判事試補

二 上等地方裁判所

會計検査員

地方裁判所

三 公証人

區裁判所ノ檢事ヲ檢事又ハ「アッゼツソル」又ハ裁判所見習生ノ内ヨリ撰任スルキハ司法大臣之ヲ任ス其他ノ者ヨリ撰擧スルキハ上等地方裁判所檢事長ヨリ之ヲ命ス
「レフレンダール」ハ上等地方裁判所長ヨリ之ヲ命ス
上等地方裁判所長檢事長ト共ニ任命スルモノ左ノ如シ

裁判所

一 檢事局 書記並書記補

二 裁判所會計掛

三 譯官

四 執行吏

五 使部

六 寫字生(カンツライベアムデン)

定マリタル俸給ヲ受ルモノニ限ル

七 監獄取締并看守人等

上等地方裁判所檢事長ニ於テ任命スルモノ左ノ如シ

一 大監獄諸官吏

上等地方裁判所ノ檢事長自ラ監督ニ任スルモノニ限ル
學國中ニ五ヶ所アリ

二 區裁判所檢事

通常人ヨリ撰任スルモノニ限ル

地方裁判所長及區裁判々事ハ雇寫字生ヲ任免スルノ外他ノ官吏ヲ進退スルノ權ナシ
司法官即チ裁判官(檢事ヲ)ハ一定ノ成規ニ從ヒタル資格ヲ有スルモノニ非ラサレハ國王ト雖モ之ヲ任命スルヲ得ス
他ノ行政官吏ハ國王隨意ニ之ヲ進退スルヲ得故ニ司法行政ニ關スル官吏ハ必スシモ一定

以成規ニ依ルニ及ハス
行政官吏タル者ハ地方行政廳書記官ヲ除クノ外一定ノ試験ナシ唯國王ノ命スル所ニ任ス故
ニ縣知事等ハ往々議員中ヨリ撰任セラル、若シアリ然レモ實際上等官吏トナルモハ「レ
ギールングラウト」ノ試験カ若クハ裁判官タルノ試験ヲ經過セサルモノハ甚々稀ナリ
司法官ノ轉任昇進ハ總テ授任ノ先後ニ依リ其先任者ヨリ順次ニ進ムルヲ例トス但シ學識經
驗拔群ノ聲名アル者ハ此限ニ在ラス

此例規ハ實際盡ク然リト云フコトヲ得ス時トシテ其順序ニ違フモノアリ然レモ司法官吏ハ
行政官吏ニ於テ行ハル、カ如キ不規則ナルコトナシ而シテ武官ノ進退黜陟ニ至テハ其不順
序ナルコト行政官ニ比スレハ更ニ甚キモノアリ
判事ノ轉任昇進等ハ總テ本人ノ志望ニ從フモノナルニ依リ假令榮典ニ係ルモノト雖モ其意
ニ反シテ之ヲ進退スルコトヲ得ズ此レ判事ハ獨立ノ地位ヲ保ツモノナルカ故ニ最モ之ヲ鄭重
ニスルノ趣意ニ因ルナリ其他ノ官吏ハ國王及司法大臣ノ意見ヲ以テ進退黜陟スルモノトス
兵役ヲ了リ若クハ免レタルモノニ非サレハ官吏タルコトヲ得ス
公權ヲ停止セラレタル者ハ官吏タルコトヲ得サルハ固ヨリナレモ一旦公權停止ヲ受ルカ如キ
行爲アリタル者ハ復權ノ後モ官吏タルコトヲ許サ、ルヲ例トス

負債アル者ハ官吏タルコトヲ得ス但シ官吏タルノ始メニ於テ一年內ニ其負債ヲ償却スルコトヲ
證據立テシモノハ任官ヲ許ス勿論其負債ヲ償却スル迄ハ本官ニ任セシテ假リニ其職ニ就
カシムルモノトス然レモ負債ノ高其受ル所ノ年俸ヨリ少キハ其俸ヲ以テ償却シ得ヘキモ
コト看做シ直チニ之ヲ本官ニ任ス
官吏トナリタル後緊要ナラサル事由ヲ以テ負債ヲ爲シタルモノハ其事由ヲ審判シ其事ノ輕
重ニ依リ免職迄ニ處分スルコトヲ得コト場合ニ於テハ懲戒法ヲ取扱フ官署ニ於テ之ヲ審査ス
ルモノトス
若シ已ムコト得サル事故ニ因リ負債ヲ爲シタルモノニシテ其情原諒スヘキモノナルハ所屬
長官其間ニ立チ入り(債主ト相當ノ契約ヲ結ハシメ年割等ノ手段ヲ以テ償却スル等ノ)取扱
ヲ爲スコトヲ得
官吏ノ負債アル者ヲ處分スルハ前述ノ如クニシテ行政官司法官共ニ同一ノ規則ニ從フモノ
ナレモ司法官吏若シ負債ノ爲メニ訴訟ヲ受ルカ如キコトアルハ大ニ裁判上ノ信用ヲ失フモ
コトナリ其影響妙カラサルヲ以テ司法官吏ハ最嚴密ニ之ヲ處分スルモノトス
官吏ニ係リ負債ノ償却ヲ受ルハ(官吏ハ「スタート」ノ代表タル一部ニ在ルモノナルカ故ニ)
其職務ヲ爲スニ必要ナル書籍及其他ノ器械及必要ノ衣類ハ抵償トシテ差押ルコトヲ許サス

年俸千五百「マルク」迄ハ之ヲ差押ルヲ得ス若シ千五百「マルク」以上ナルハ其以上ノ分ヲ二分シ其一分ヲ差押ルヲ得若シ負債者現金ヲ所持スルハ其年俸千五百「マルク」ト其以上ノ三分ノ二ヲ併セテ之ヲ四分シ其一分ヲ殘シ餘ノ三分ヲ差押ルヲ得何シカ故ニ之ヲ四分スルカト云ヘハ年俸ハ一年四回ニ割リ渡スニ因リ一年四分ノ一即チ三ヶ月ヲ支フルノ資料ナカル可ラサルヲ以テナリ

夫婦別居シタル場合ニ於テ其妻子ノ養料ヲ給セサルハ在リ合ノ現金ハ盡ク之レヲ差押ルヲ得但シ其養料ハ前渡シニスヘキモノナルヲ以テ是レヨリ以往其養料ヲ以テ生活ノ資トナスヘキハニ限ルモノトス既往ニ遡リ養料ノ供給ヲ請求スルハ此限ニ非ラス

若シ未タ受取ラサル官吏ノ俸給ヲ差押ヘントスルハ裁判所ニ請フテ其權利アル旨ノ證書ヲ得之レヲ以テ年俸ヲ支給スル官署ニ就キ其受取ルヘキ金額ヲ差押ルヲ得

債主ヨリ俸給ヲ差押ルハ必スシモ官吏ニ限ラス雇トナリテ給料ヲ受ルモノニモ亦之ヲ適用ス判事タル者若シ負債ヲ訴ヘラレ其俸給中ヨリ之ヲ償却スヘキハ上等地方裁判所長及檢察長ニ於テ其金額ヲ定ムルヲ例トス

若シ二人以上ノ債主アルハ區裁判所ニ於テ其取扱ヲ爲シ金額分配ノ手續ヲ爲ス

凡ソ義務者裁判ノ執行ヲ受ル場合ニ於テ義務ヲ盡スヘキ金錢物品ナキハ其旨ヲ裁判所ニ

於テ宣誓セサル可ラス若シ其誓ヲ爲スヲ肯セサルハ之ヲ拘留スルヲ得ルト雖モ官吏義務者ナルハ直チニ之ヲ拘留スルヲ許サズ但シ其所屬長官ニ於テ代理人ヲ命シタル後ハ之ヲ拘留スルヲ得

「ミリテヤアンワルテル」(即チ軍人ノ文官候補タルモノト他ノ志願人ト一時ニ某ノ官職ヲ

志願スルハ軍人ヲ先ニシテ常人ヲ後ニス其官職ハ多ク裁判所ノ執行吏使部等ナリ

文官ニ軍人ヲ用ルヲ許シタル官職ニ欠員アルハ其所屬長官ヨリ軍務ノ主管者ニ之ヲ報告シ軍人ニ志願者ナキヲ待テ之ヲ他ニ求ムルヲ常トス蓋シ軍人ヲシテ其終ヲ全クセシメン

カ爲ナリ

官吏ヲ任スルハ其任スル所ノ官廳ヨリ詞令即チ證書ヲ渡サ、ル可ラス但シ之ヲ渡スノ手續ハ直接ニスルモノアリ或ハ之ヲ郵送スルモノアリ

國王ヨリ勅任スルモノニ就テモ司法官吏ハ之ヲ司法大臣ニ渡シテ傳達セシム司法大臣ニ於

テモ或ハ之ヲ直接ニシ或ハ之ヲ郵送スルヲ勿論ナリ

國王ノ宮内ニ於テハ文官及武官ノ職員掛ヲ兩局ニ分チ其任免ノ事務ヲ掌ラシム

「エキセレンツ」及「ラート」等ノ位階ヲ授與スルモ亦同ク證書ヲ以テス其手續ハ任官ノ詞

令ニ同シ

官吏トナリタル者ハ任官ノ始メニ於テ一般ニ宣誓セサル可ラス

其誓詞ハ左ノ如シ

余ハ天帝ニ對シ（我カ恩惠アル李國天皇陛下ニ忠義ヲ盡シ職務ヲ正實ニ務メ憲法ニ背カサルコトヲ）誓フ

武官ノ誓詞ハ文官ト異ナリ其語中ニ憲法云々ノコトナシ唯（天皇陛下ハ我長ナリ故ニ唯其命ニ之レ從フ）ト云フコトヲ誓フモノトス

如何ナル官吏ニテモ宣誓ヲ爲サ、ル可ラス勿論雇書記其他寫字生等官廳ノ使役ニ供スルモノニシテ官吏ニ準スルモノモ亦同シ

宣誓ハ一タヒス再タヒスルコトヲ要セス

裁判所執行吏ノ實習ヲ爲スモノハ定規ノ宣誓ヲ爲サス唯其官事ニ係ルコトハ誓テ他ニ漏泄セスト云フコトヲ區裁判所判事ノ前ニ於テ宣言スルノミ

裁判所書記局ノ部ニ於テ講述セシ（書記ノ事務煩多ナルニ際シ）書記自ラ雇入レタル寫字生ハ宣誓ヲ爲サシムルニ及ハス唯其官事ニ係ルコトハ漏泄セサル旨ヲ宣言セシムルヲ以テ足レ

リトス裁判所ニ於テスル一時ノ雇寫字生モ亦同シ

商人判事ハ唯其從事スル職務ヲ正實ニ勤ムルト云フコトヲ宣誓スルノミ

司法官吏ノ宣誓ハ大概區裁判所ニ於テス但シ商人判事ハ地方裁判所長ノ前ニ於テスルヲ規

トス然レ、其實際商事裁判長ノ前ニ於テスルコト多シ

參審陪審モ亦々裁判所ニ於テ宣誓セサル可ラス

凡ソ裁判所ノ宣誓ハ判事先ツ其誓詞ヲ述ルニ隨ヒ其詞ノ如ク宣言スルモノナリ然ルニ參審

陪審ノ誓ハ之レニ異ナリ

判事參審陪審ニ告ルコト左ノ如シ

貴下正實ニ職務ヲ盡シ公平ニ裁決スヘキ旨ヲ明カナル天帝ニ誓ヒ玉ヘ

參審陪審ハ之レニ應シテ左ノ誓ヲ宣フ

余ハ誓フ余カ誠心ノ在ル處ハ天帝之レヲ保護スルアラン

一般官吏ノ宣誓ハ其職務ヲ奉スル時間ニ適スルモノナルヲ以テ其期限ナシ參審ハ一年間其職務ヲ行フモノナルカ故ニ一回ノ宣誓一年間ニ適スルモノトス陪審ハ其陪判スル所ノ事件

限リニ宣誓スルモノナルニ因リ其誓詞ニ（此事件ニ付正實ニ職務ヲ盡シ云々ト宣フ）但シ陪

審ハ事件毎ニ誓ハサル可ラサルモノナレトシ若シ一日ニ數事件ヲ審判スルハ檢事ト被告人

ト承諾ニ依リ一回ノ宣誓ヲ數事件ニ適用スルコトヲ得陪審ヲシテ事件毎ニ誓ハシムルハ陪審

ハ檢事及被告人ノ忌避ヲ許スカ故ニ其人員確定シタル上ニ在ラサレハ誓ハシムルコトヲ得サ

ルモノナルヲ以テナリ

參審陪審ノ宣誓ニハ判事一タヒ其詞ヲ述ヘ數陪審ヲシテ銘々ニ宣誓セシム此レ十數人ノ陪審ニ一人毎ニ同文言ヲ告示スルノ煩ヲ避ケタルモノナリ

帝國裁判所ノ判事檢事ハ獨逸國ノ官吏ナルヲ以テ其誓詞ニ於テモ(獨逸皇帝ト云ヒ獨逸憲法ト云フ)其他ハ異ナルヲナシ

帝國裁判所書記以下ノ官吏ハ唯其從事スル所ノ職務ヲ正實ニ勤ムルヲ誓フノミ憲法云々ノ詞ナシ

右ニテ官吏就職ノ手續ハ相濟ミタリ是レヨリ官吏ノ義務ト權利トヲ説明スヘシ凡ソ官吏タル者ハ「スタート」ノ代理人ニシテ主治者ノ位地ニ在ルモノナルヲ以テ其品行ヲ正クシ官位相當ノ德望ヲ備ヘサル可ラス故ニ官廳ニ在ルキハ勿論假令其職務ニ從事セサル

キト雖モ其言行ヲ正當ニシ人民ノ信用ヲ欠カサルヨウニ注意セサル可ラス官吏ハ自己ノ誤リヨリ起リタル人民ノ損害ニ對シ賠償ノ責メニ任セサル可ラス但シ過誤ニ

輕重厚薄アリ損害ニ直接間接アリ故ニ其過誤ハ全ク官吏ノ失誤ナルト其失誤ハ全ク不注意ノ失誤ナルト又其損害ハ官吏ノ失誤ヨリ直接ニ起リタルト明白ナルモノニ非ラザレハ其責

メニ任セズ且ツ他ニ其損害ヲ償フヘキ義務者(即チ其失誤ノ爲メニ利益ヲ得タル者)アレハ

先ツ之レヲシテ其責メニ當ラシメ然後官吏其責メニ任スルモノトス

司法官吏賠償ノ責任ハ民刑共ニ同シ但シ刑事上公害ヲ除クノ趣意ニ基キ被告人ヲ拘留シタル後無罪ニ歸シタル場合ニ於テハ假令被告人ニ損害アリモ(全ク官吏ノ過失ニ出テタルモノニテ官吏自ラ其責メニ任スルモノヲ除クノ外)政府即チ「スタート」ニハ賠償ノ責任ナシ

官吏賠償ノ責任ハ實ニ緊要ナルモノナリ然ラサレハ官吏其職務ヲ行フニ於テ自然不注意ノ事多キヲ致スヘキヲ以テナリ

我カ學國ニ於テハ判事及書記ニ於テ人民ノ損害ニ對シ賠償ノ責任ヲ盡シタル事例甚々多シ

他ノ行政官吏ニ於テモ其事例アルハ推シテ知ルヘキナリ

二人以上ノ官吏連累ナルキハ其過誤ノ所由ニ隨ヒ賠償責任ノ先後アルモノトス例ヘハ地券帳ノ記入ニ過誤アリタルキハ判事并書記連坐ナレモ指令ノ誤リヨリ誤記ヲ致シタルモノナ

ルキハ判事其責メニ任セサル可ラス之レニ反シ判事ハ正シク指揮シタルト明白ナルニ書記之ヲ誤記シタルモノナルキハ假令判事ノ署名アルモ書記先ツ其責メニ任シ判事其後ヲ受ル

モノトス
官吏ニ係リ要償ノ求ヲ爲ス者ハ官吏ノ過失ニ因テ損害ヲ被ムリタル事其誤リニ因テ利益ヲ得タルモノニ對シ(利益ヲ得タル者アル)償ヲ求メタレモ之ヲ得ル能ハサル理由ヲ書面ニ認

メ其損害ヲ致シタルハ全ク官吏ノ失誤ヨリ直接ニ原因スルモノナリトノ證據ヲ擧ゲテ裁判所ニ請求セサル可ラス

此場合ニ於テハ其官吏ヲシテ答辯ヲ爲サシメ答辯理ナケレハ則其損害ヲ償ハシム民事上ニ付書記及執行吏ノ誤リヨリ裁判入費及訴訟入費ヲ生シタルハ別段訴訟ヲ爲スニ及ハス直チニ其官吏ニ係リ償ヲ求ムルヲ許ス此場合ニ於テ官吏答辯ノ理由ヲ有セサレハ直チニ其責メニ任スルモノトス

官吏ハ其職務上ノ秘密ヲ漏泄ス可ラス(治罪法ニ官吏若シ証人トシテ裁判所ニ召喚セラレタリハ其長官ノ許可ヲ經サレハ官事ニ係ルヲ証言ス可ラスト定メタルハ此理由アルヲ以テナリ)故ニ裁判所ヨリ官吏ヲ証人トシテ喚出スヲ要スル場合ニ於テハ其所屬長官ニ請示シ其官吏ヲシテ眞實ノ証言ヲ爲サシメサル可ラス然レハ是等ノ事ハ實際甚稀ナリ

公証人モ其取扱ヒシ事件ノ秘密ヲ保テサル可ラス但シ司法大臣命令アリタルハ此限りニ在ラス

右ノ如クナルヲ以テ官吏ニシテ前條ノ規則ヲ犯スルハ刑法上ノ罰アルモノトス
代官人醫師僧徒ハ官吏ニ非ラサレハ秘密ヲ保ツヘキ責任アルモノニ付其事件ヲ秘スル場合ニ於テハ如何ナル人ト雖レ之ヲ發言セシムルノ權ナシ

官吏ニシテ他ノ職務ヲ兼テ又ハ他ノ事業上ニ付依頼ヲ受ケントスルハ其所屬長官ノ許可ヲ經サル可ラス(給料ヲ受ルモノニ限ル)

諸株券ヲ賣買スル會社ノ役員タラントスルハ假令無給料ト雖レ其所屬長官ノ許可ヲ經サル可ラス此レ唯其官吏ノ名義ヲ借テ他ノ信用ヲ買フモノアルヲ豫防スルナリ

人ノ後見人タラントスル者モ亦同ク其長官ノ許可ヲ要ス但シ寺院ノ(所屬財産ヲ取扱フ)吏員トナラントスルハ長官ノ許可ヲ要セス

總テ官吏タル者ハ國會及府縣會ノ議員タルヲ得但シ判事檢察(區裁判所ノ)ハ府會議員並府廳ノ役員タルヲ許サス此レ唯舊慣ニ仍ルモノナラン其理由ヲ詳ニセス

總テ官吏ニシテ議員ヲ兼務スル者ニ付テ其開議時間本官ニハ代理員ヲ置クモノトス判事檢察ノ議員タル者ニ於テモ其開議中代理員ヲ命スルヲ勿論ナリ然ルニ往々獨逸國會議員ト學國議員トヲ兼務スルカ故ニ開議ノ時間連續スルヲ多キヲ以テ判事檢察ハ裁判事務ニ

從事スルニ暇ナキ形狀ナリ
官吏ハ一切ノ商業ヲ爲スニ付所屬長官ノ許可ヲ得サル可ラス但シ酒店ヲ開クヲハ如何ナル場合ト雖レ之ヲ許サス

官吏ノ家族並ニ其家ニ使役スル男女ノ商業ヲ爲サシムルニ付テモ亦同ク許可ヲ經サル可ラ

ズ但シ田舎ニ於テ農事ヲ爲スニ付テハ長官ノ許可ヲ經ルニ及ハス
官吏タル者ハ其職務上ニ付一切ノ贈物ヲ受ルコトヲ得ス若シ其贈物ノ爲メニ職務ヲ枉ケタル
ハ刑法上ノ罰ヲ受ルモノトス但シ職務ニ係ラサル交際上ノ贈答ハ此限ニ在ラス
右ノ如ク所屬長官ノ許可ヲ要スル事ニ付テハ判事檢事ハ司法大臣ノ許可ヲ受ケ其他ノ裁判
所官吏ハ上等地方裁判所長及檢事長ノ許可ヲ要スルモノトス

官吏俸給ノ種類並宿料

官吏ノ俸給ニ年俸日給ノ區別アリ年俸ハ休暇其他ノ欠勤ニ拘ハラズ給與スルモノトス日給
ハ其勤務シタル日ノミ之レヲ給スルモノナリ日給ハ永續セサル一時ノ事務ヲ取扱フモノニ
多ク之ヲ用ユ
年俸ヲ受ルモノ更ニ日給ヲ受ルコトアリ官吏旅行ノ俸給外ニ日當ノ給與ヲ受ルカ如キ是ヲ
一時ノ事務ヲ取扱フモノニ在ラスシテ無期ノ任ヲ受クルモノニモ日給アリ書記補ノ如キモ
ノ是ナリ
年俸ハ三ヶ月ヲ一期トシ三ヶ月分ヲ一時ニ前渡シスルヲ例トス

日給ハ二様アリ一ハ則一ヶ月分ヲ一時ニ前渡シスルモノナリ一ハ則一ヶ月勤務シタル後ニ
支給スルモノ是ナリ
官吏タル者ハ一般ニ宿料ヲ受ク但シ官吏ノ位地ト職務トニ依テ金額ニ多寡ノ別アリ
司法官吏ニ於テハ判事試補及裁判所見習生其他雇官吏ヲ除クノ外使部ニ至ル迄官宅ナケレ
ハ必ス宿料ヲ給スルモノトス
宿料ハ官等ニ應シ之ヲ五等ニ分ツト雖モ必スシモ其宿所ヲ求ムルニ足ルヘキ金額ヲ給セス
然レモ土地ニ依リ諸物價ニ高低アルヲ以テ每等其金額ヲ五等ニ分チ伯林ニ於テハ最多額ヲ
給ス其他伯林ニ同キ場所アリ皆生活ノ程度ニ因テ之ヲ定メタルナリ
宿料ノ相當ハ左表ノ如シ

料宿	官等	官等
一等	一等	二等
二等	三等	四等
三等	五等	中等
四等	官吏	下等
五等	官吏	

如此五等ニ分チ滿一等毎ニ金額ヲ五等ニ分チ給ス

前ニ述ヘタル如ク「ラート」ノ位階ヲ得タルモノハ官等一級ヲ進ムモノナレド宿料ノ支給ヲ受ル場合ニ於テハ其進ミタル官等ニ依ラス在職ノ地位ニ相當スル等級ニ隨ヒ給與ヲ受ルモノトス

宿料モ俸給ト同ク三ヶ月分ヲ一時ニ前渡シスルモノナリ

賞與金救助金並旅費日當等

官吏タル者ハ俸給及宿料ノ外(別段ノ事務ヲ取扱ヒタルカ又ハ非常ノ勉勵ヲ爲シタルキハ)賞與金ヲ受ク又不幸ノ事ニ遭遇シ困難ヲ極メタルキハ救助金ヲ受ルコトヲ得但シ判事ニハ賞與金ナシ唯救助金ヲ受ルコトヲ得ルノミ其故如何トナレハ判事ハ獨立不羈ノ精神ヲ保タサル可ヲサルニ若シ臨時賞賜ノ典アルキハ其利益ヲ受ケンカ爲メニ長上ノ意ヲ迎合シ規避枉曲ノ所爲ニ出テ獨立ノ精神ヲ害スルモノアルモ計リ難キヲ以テ其弊害ヲ豫防シタルモノナリ

救助金ハ各官廳ニ於テ一年間ニ幾許迄ヲ給スルコトヲ得ルトシテ制ヲ定ム此定限ニ至ル迄ハ請求スルモノアルニ隨テ給與ス勿論其給與ヲ受ケント欲スルモノハ不幸ニ遭遇シタル事由ヲ縷述シテ其救助金ヲ得度旨ヲ請求スルモノトス

賞與金ハ如何ナル金額ヲ以テ支出スルヤト云ヘハ司法省ニ於テハ定額金ノ餘裕(即チ判事ノ欠員アルニ際シ判事試補ヲ以テ代理セシムルキ其俸給豫算ニ餘裕ヲ生スルノ類及救助金ノ餘額等)ヲ以テ給與ノ資ト爲スモノナリ

賞與金ハ大抵年末「バイナフ」(宗教上ノ佳節ナリ)ノ前ニ當リ官吏ノ勤怠ニ應シテ相當ノ給與ヲ爲ス裁判所ノ書記ハ毎年百「マルク」位ノ賞賜ヲ受ク勿論定額餘裕ノ都合ニ因ルモノナレハ固ヨリ一定ナラスト雖モ毎年上中下等ノ官吏共ニ多少ノ賞賜ヲ受ルコト例トス

救助金ヲ請求スル者ハ上中等ノ官吏ニ少クシテ下等官吏ニ多シ賞賜ヲ爲スニハ豫メ各局部ノ長ニ命シテ其所屬中賞與スヘキ者ノ姓名ヲ具申セシメ然後相當ノ給與ヲ爲スモノトス

官吏病氣故障ノ爲メニ代理員ヲ命シタルキハ其代理員ニ日當ヲ給ス但シ無給ノ者ニ限ル故ニ前述ノ如ク判事差支アル場合ニ於テ代理ヲ爲スヘキ者ヲ一年ノ始メニ豫定スルモノニ付テハ別ニ日當ヲ給セサルコト勿論ナリ

判事職務上ヲ以テ裁判所外ニ旅行シタルキハ其旅費日當ヲ給ス但シ「キロメートル」以上ニ非ラサレハ之ヲ給セス

判事ノ代理ヲ爲スモノハ前ニ述ヘシ如ク帝國裁判所ニ於テハ其所中ノ判事ニ限り上等地

方裁判所ハ孰レノ判事ニテモ差支ナシ唯判事試補ヲ用ルコトヲ得サルノミ地方裁判所ハ判事及判事試補ヲ用ヒ區裁判所ハ判事判事試補及ヒ二年以上實務ニ従事セル裁判所見習生ヲ用ルコトヲ得

書記モ同ク代理ヲ命スルコトヲ得ルト雖モ上地方裁判所以上ハ書記タルモノニ限ル地方裁判所以下ハ書記及書記補ノ試験ヲ受ケテ實務ニ従事スルモノヲ用ルコトヲ得

判事試補タルモノ判事ノ代理ヲ爲スルハ日當凡ソ六「マルク」ノ割ヲ以テ月給百八十「マルク」ヲ給ス檢事ヲ代理スルハ百八十「マルク」ヨリ二百十「マルク」迄ヲ給ス此レ檢事ヲ以テ判事ヨリ重シトスルニ非ラス通常檢事ノ職務ニ従事スルコトヲ好マザルコトヲ以テ給與ノ割合ヲ厚クシタルナリ

裁判所見習生ヲシテ判事ノ職務ヲ代理セシメタルハ百二十「マルク」ヲ給スルヲ例トス書記ノ代理ヲ爲スモノニハ伯林ニ於テハ百二十五「マルク」其他ノ場所ニテハ百十二「マルク」半ヲ給ス

下等官吏ノ代理ヲ爲ス者ニハ伯林ニ於テハ七十五「マルク」其他ニ於テハ六十二「マルク」半ヲ給ス如何ナル官吏タルヲ問ハス其所屬官廳ニ在ラスシテ他所ニ於テ代理ヲ爲スモ該ハ旅行シタ

ルモノト同ク相當ノ旅費日當ヲ給ス若シ永ク代理ヲ爲スヘキ事情ナルハ日當ノ割合却テ多額ヲ要スルニ依リ「スター」ト本入トノ契約ヲ以テ日當ノ割合ヲ減スルコトヲ得若シ其額ヲ減スルコトヲ肯ンセサルハ之レヲ止メテ他人ニ代理ヲ命スルヲ例トス但シ其給額ニ一定ノ成規ナシ唯其場合ニ依リ實費如何ヲ計リ其費用ヲ支辨スルニ足ル丈ケノ金額ヲ給スルモノナリ日當ハ其勤務シタル日數ヲ算シテ之レヲ給スルコト勿論ナリ但シ休日祭日ハ之ヲ扣除セス

日當 十八「マルク」

地方裁判所長

上等地方裁判所以下

日當 十二「マルク」

判事ニテ

此他ノ官吏各差等アリ

以上各種給與ノ外官吏タル者ニハ退隱料給與ノ制アリ

退隱料

官吏タリシ者ニ退隱料ヲ給スル六十年以上在職シ者(雇進官吏)已ムヲ得サル事由テ其奉

職スルヲ得ス辭職若クハ免職スルモノニシテ事情憫諒スヘキモノニ限ルモノトス其他ノ事由ヲ以テ辭職免職シタルモノニハ之レヲ給セス此制ハ蓋シ退隱料ヲ得ンカ爲メニ故ヲニ事ヲ構ヘテ辭職スルモノアラントヲ慮リタルモノナリ
官吏病氣ヲ以テ辭職ノ事由トスルモノハ醫師ノ證書ヲ以テ職務ニ堪サル因由ヲ證據立テサル可ラス

官吏ノ職務上ヨリ病氣ヲ醸シタル證據アルカ又ハ其他ノ事變ヲ以テ職務從事ノ際身体ノ損傷ヲ致シ職務ニ堪ヘサルニ至リタル場合ニ於テハ十年以内ト雖モ退隱料ヲ給スルヲアテ此レ其例外ナリトス

右ノ外ニ尙例外アリ左ノ如シ

一 六十五歳以上ノ者

二 諸省ノ長官

此二者ハ如何ナル場合ニ於テ辭職スルモ(犯罪ニ依テ免職スルモノヲ除クノ外)十年以上在職シタルモノナレハ醫師ノ證書其他ノ手段ヲ要セスシテ退隱料ヲ給スルモノトス其故如何トナレハ六十五歳以上ノ者ハ假令病ニ非ラサルモ勞力ニ堪ヘサル事由アリ又諸省長官ハ一國政務ノ大体ニ關係アルモノナルニ因リ病ニ非ラサルモ辭職ヲ要スル理由アルヘキ筈ナル

ヲ以テナリ

退隱料ノ定則ハ左ノ如シ

官吏在職十年以上

給俸四分ノ一

但シ宿料ヲ籠メテ之ヲ算ス宿料ニ多寡アルモノハ其平均ヲ取ルモノトス

在職十一年以上ハ一年毎ニ其俸給六十分ノ一分ヲ増加ス

但シ俸給四分ノ三分ヲ超過スルコトヲ得ス

帝國裁判所ノ判事ハ別ニ其制アリ左ノ如シ

在職十年以上

俸給三分ノ一

在職十一年以上ハ一年毎ニ其俸給六十分ノ一分ヲ増加シ積テ五十年ニ至リ俸給ノ全額ヲ給スルヲ以テ最終トス

總テ在職年數ヲ計算スルニハ官吏タルノ宣誓ヲ爲シタル日ヨリ之ヲ數フ但シ他ノ官吏ニ在

テハ代言人タリシ日ノ年數ヲ計算セサルヲ例トスレモ帝國裁判所ニ於テハ特別ニ之レヲ通

算ス

職スルヲ得ス辭職若クハ免職スルモノニシテ事情憫諒スヘキモノニ限ルモノトス其他ノ事由ヲ以テ辭職免職シタルモノニハ之レヲ給セス此制ハ蓋シ退隱料ヲ得ンカ爲メニ故ヲニ事ヲ構ヘテ辭職スルモノアラントテ慮リタルモノナリ
官吏病氣ヲ以テ辭職ノ事由トスルモノハ醫師ノ證書ヲ以テ職務ニ堪サル因由ヲ証據立テサル可ラス

官吏ノ職務上ヨリ病氣ヲ醸シタル証據アルカ又ハ其他ノ事變ヲ以テ職務從事ノ際身体ノ損傷ヲ致シ職務ニ堪ヘサルニ至リタル場合ニ於テハ十年以内ト雖モ退隱料ヲ給スルヲアリ此レ其例外ナリトス

右ノ外ニ尙例外アリ左ノ如シ

一 六十五歳以上ノ者

二 諸省ノ長官

此二者ハ如何ナル場合ニ於テ辭職スルモ(犯罪ニ依テ免職スルモノヲ除クノ外)十年以上在職シタルモノナレハ醫師ノ證書其他ノ手段ヲ要セスシテ退隱料ヲ給スルモノトス其故如何トナレハ六十五歳以上ノ者ハ假令病ニ非ラサルモ勞力ニ堪ヘサル事由アリ又諸省長官ハ一國政務ノ大体ニ關係アルモノナルニ因リ病ニ非ラサルモ辭職ヲ要スル理由アルヘキ筈ナル

ヲ以テナリ

退隱料ノ定則ハ左ノ如シ

官吏在職十年以上

給俸四分ノ一

但シ宿料ヲ籠メテ之ヲ算ス宿料ニ多寡アルモノハ其平均ヲ取ルモノトス

在職十一年以上ハ一年毎ニ其俸給六十分ノ一分ヲ増加ス

但シ俸給四分ノ三分ヲ超過スルヲ得ス

帝國裁判所ノ判事ハ別ニ其制アリ左ノ如シ

在職十年以上

俸給三分ノ一

在職十一年以上ハ一年毎ニ其俸給六十分ノ一分ヲ増加シ積テ五十年ニ至リ俸給ノ全額ヲ給スルヲ以テ最終トス

總テ在職年數ヲ計算スルニハ官吏タルノ宣誓ヲ爲シタル日ヨリ之ヲ數フ但シ他ノ官吏ニ在

テハ代人タリシ日ノ年數ヲ計算セサルヲ例トスレモ帝國裁判所ニ於テハ特別ニ之レヲ通

算ス

兵役ヲ爲シタル年數ハ一般ニ之ヲ通算ス但シ廿歳以下ニテ官吏タリシ者ハ之レヲ算入セス
右ノ外國難ニ際シ戦争ヲ爲シタルハ其時ノ事情ニ依リ其年數ヲ増スニアリ例ヘハ戰地ニ
在リタル年月ハ少ク之レヲ一年若クハ二年ト計算スルガ如シ千八百七十年ノ佛國英戰
争ニ付テハ國王ノ特旨ヲ以テ在職年數ヲ増加シタリ余ノ如キモ二年ヲ増加シタル部中ニ在
リ

退隱料ハ毎月之ヲ給シ死ニ至テ止ムモノトス若シ其妻子在ルハ死シタル翌月迄之ヲ給ス
退隱料ヲ得ント欲スルモノハ其旨ヲ請願セサル可ラス若シ瘋癲等ニテ自ラスルヲ能ハサル
モノハ親族朋友ヨリス又時宜ニ依リ所屬長官ヨリ之レヲ指示スルヲアリ

六十五歳以上ニシテ事務ニ堪ヘサル者自ラ退クヲ爲サハルハ諭示シテ辭職セシムルヲ
得此場合ニ於テハ自ラ辭職シタルモノト同様ノ成規ニ依ルモノトス

裁判官ハ六十五歳以上ニ至ルト雖モ諭示シテ辭職セシムルヲ得ス但シ帝國裁判所判事ニ
例外アリ

論者曰六十五歳以上ノ者ト雖モ本人自ラ退カサレハ諭示シテ辭職セシムルハ不可ナリト
之レニ反對スル者曰官吏老年ニ至リ事務ニ堪ヘサル者ハ「スタート」ノ代理ヲ辱ムルモノ
ナルヲ以テ自ラ辭セサレハ「スタート」ノ爲メニ諭示セサル可ラスト此二論未タ決セス

退隱料ハ全ク「スタート」ヨリ(官吏在職中ノ勞ニ酬ルノ趣意ヲ以テ)給與スルモノナルガ故
ニ之ヲ得ルニ付一切ノ義務アルヲナシ

右ニ述ヘタル如ク官吏十年以上職務ニ執掌シタル者ハ退隱料アルヲ以テ生存中ノ過活ニハ
差支ヘサル筈ナレバ其人死スルノ後ニ至テ遺族忽チ窮途ニ泣クノ憂虞アラントテ慮リ官吏
積金ノ法ヲ定メ更ニ「スタート」ヨリ其補助ヲ加フルトセリ其法ニ新舊ノ二様アリ左ノ如
シ

舊法

遺妻扶助法

此法ハ官吏七百五十「マルク」以上ノ俸給ヲ得ルモノニシテ妻アル者ハ死後其妻ノ救助ヲ爲
スタメ相當ノ積金ヲ爲サシムルモノナリ其金額ハ當時得ル所ノ給料五分ノ一ヨリ少カラサ
ルヲ要ス

此積金ハ「スタート」ノ官吏ニ於テ一切ノ事務ヲ管理シ年々一億「マルク」ノ金額ヲ「スタート」
ト」ノ歳入ヨリ支出シテ之レヲ補助スルモノトス此レ其積金ニ利息ヲ附加シテ給與スルニ
因リ其金額ニ不足アルカ故ナリ

若シ其妻ノ年齢非常ニ其夫ヨリ若キハ其年ノ差違ニ隨ヒ定規ヨリ餘分ノ積金ヲ爲サハル

可ラス

最初ヨリ病弱ナル者及ヒ六十以上ニ至リ妻ヲ娶リタル者ハ積金ヲ爲スヲ許サス

官吏ニシテ積金ヲ爲スヘキ義務アル者婚姻ヲ爲サント欲スルハ其所屬長官ノ許可ヲ得サ

ル可ラス此場合ニ於テハ其妻ノ爲メニ相當ノ金額ヲ積金スヘキ旨ヲ明言セシメ其金額相當

ナレハ婚姻ヲ許シ若シ其金額不相當ナルハ之ヲ許サス

官吏ニシテ此積金ヲ爲スヲ承諾シタル證據ナキハ婚姻ヲ取扱フ所ノ官吏ニ於テ受理セ

サルヲ常トス

司法官吏ニ於テハ判事及上等地方裁判所々屬官吏ノ婚姻ハ上等地方裁判所長之レヲ許否ス

其他ハ地方裁判所長ニ於テ之レヲ決ス檢事モ亦之レニ準ス

然レハ此法ハ不全備ノ事アルニ依リ千八百八十二年六月一日ノ法ヲ以テ之レヲ改正シタリ

但シ實際施行ノ都合ニ依リ直チニ舊法ヲ廢セス從來舊法ニ依テ積金シタル者ニ限り將來積

金ヲ爲スニ於テ舊法ニ從フト否トハ本人ノ隨意ニ任カスルヲトセリ

新法

遺妻子扶助法

此法ニ於テハ退隱料ヲ得ヘキ官吏ナレハ(雇ハ之レ)何人ニテモ妻ノ有無ニ拘ハラヌ又其承

諾如何ヲ問フヲ要セス其俸給ヲ渡ス官署ニ於テ年俸百分ノ三分ヲ引殘シ其官吏ノ死後遺
族ニ給スルノ用ニ供ス勿論當時妻ナキ者ノ俸給ヲ差引クハ無理ナル如クナレハ人タル者ハ
早晚必ス室家ヲ有ツモノト假定シ此法ヲ設ケタルナリ

但シ俸給九千「マルク」迄ハ百分ノ三ヲ引キ殘シ其以上ハ幾許ニ昇ルモ其割合ヲ増サス九千

「マルク」百分ノ三ニ止ムルモノトス

退隱料ヲ渡スモ亦其百分ノ三ヲ引キ殘スモノトス但シ五十「マルク」以上ハ其割合ヲ増サ

ス

官吏在職中死去セシキハ其在職年數ヲ計算シ當サニ得ヘキ退隱料ノ三分一ヲ給ス故ニ退隱

料後死去シタルモノハ其既ニ得タル退隱料ノ三分一ヲ受ルヲ勿論ナリ若シ其俸給及ヒ

退隱料ヨリ引キ殘シタル金額退隱料ノ三分一ニ足ラサルハ「スタート」ノ歳入ヲ以テ其不

足ヲ補充ス故ニ「スタート」ハ多額ノ補助金ヲ要スルナリ

舊法ハ最初ニ明言シタル一定ノ金額ヲ積ムモノナレハ新法ハ俸給ノ増スニ隨ヒ九千「マル

ク」迄ハ其割合ヲ加ヘサル可ラス

舊法ハ妻ノミヲ救助スルモノニシテ其子ニ及ハサレハ新法ハ妻子共ニ救助ヲ受ルモノナリ

遺族扶助料ノ割合左ノ如シ

死者ノ妻

百六十「マルク」ヨリ少ナカラス
千六百「マルク」ヨリ多カラス

扶助料

死者ノ子

一人ニ付妻ノ受クヘキ金額五分
ノ一ヲ加フ

扶助料

死者ノ妻ナクシテ子ノミ在ル時

一人ニ付妻ノ受クヘキ金額三分
ノ一ヲ給ス

扶助料

若シ其妻死者ヨリ若キテ十五年以上ナルキハ其扶助料ノ割合ヲ減スルコトヲ得然ラサレハ其扶助料非常ノ多額ニ至ルモノアルヲ以テナリ

扶助料ハ期限ヲ定メ前渡シスルモノトス

死者ノ妻再嫁シタルキハ其扶助ヲ止ム女兒ノ他へ嫁シタルキ亦同シ男子ハ十八歳ニ至レハ扶助料ヲ給セス女兒ノ嫁セサルモノモ亦同シ

舊法ニ依テ積金ヲ爲シタルモノハ新法ニ從フモ舊法ニ仍ルモ其人ノ隨意ニ任スト雖旧新法

設立後ニ官吏トナリタル者ハ舊法ニ從フコトヲ許サス是レ新法實驗ノ後自然ニ舊法ヲ廢スルノ目的アルカ故ナリ

新舊一法孰レカ優レルヤヲ詳ニセサレバ余ヲ以テ之ヲ觀レハ互ニ得失アルモノ、如シ舊法ハ妻ノミニシテ其子ニ及ハサルノ欠典アレバ其金額多キノ益アリ新法ハ遺兒ヲ扶助スルノ利アレバ其額少キノ不利アリ然レバ新法ハ實施後未タ一年ヲ經サルヲ以テ其利害得失ヲ詳ニスル能ハサルナリ

官吏タリシ者ノ遺族ヲ扶助スルハ固ヨリ「スター」ノ義務ナルヲ以テ全ク別途ニ「スター」ノ歳入ヨリ扶助料ヲ支出スヘシトノ論アリ此レ其理ナキニ非サレバ國庫ノ歳入モ限リアリ而シテ歳出ハ常ニ多キヲ加ヘ充分ノ餘裕ナキヲ以テ餘義ナク俸給ノ幾分ヲ以テ本

資ト爲シ其不足ヲ國庫ヨリ補助スルノ法ヲ設ケタルモノナリ
蓋シ此法タル未タ完全ト云フ可ラスト雖旧死者ノ妻子ヲ保護シ官吏タリシ者ノ後ヲシテ忽チ窮途ニ迷フノ憂ナカラシムル爲メニハ至極良法ト謂フヘシ如何トナレハ其扶助料ハ之ヲ負債ノ抵當ト爲ストコトヲ許サス隨テ債主モ之ヲ差押ルコトヲ得サルカ故ニ死者ノ妻子ハ扶助料ヲ全收スルノ幸福ヲ失ハサルヲ以テナリ勿論死者ノ負債ニ對シ債主ヨリ其扶助料ヲ差押ルコトヲ要スル場合ニ於テハ官吏生存中ノ俸給ヲ差押ル規則ヲ適用スルモノトス(千五百「マルク」)

ク「迄ハ之ヲ差押ル」ヲ得ス其以上ノ幾分ヲ抵償ト爲スカ如キヲ云フ
官吏ノ遺族扶助料ノ事ハコレニテ濟ミタリ然ルニ其俸給及ヒ退隱料ノ事ニ付尙述フヘキモ
ノアリ其概略左ノ如シ

凡ソ官吏タルモノ在職中死去シタルキハ其月ノ前半後半ニ拘ハラス全月分ノ俸給ヲ與フ若
シ其妻子アルキハ死去シタル翌月ヨリ三ヶ月分ノ俸給ヲ併セテ給與スルモノトス但シ妻子
ナキト雖モ死者ノ給養ニ係リシ父母及ヒ兄弟姉妹アルキハ司法官吏ハ司法大臣ノ許可ニ
依リ三ヶ月分ノ俸給ヲ一時ニ賜與スルヲ得

又其父母妻子兄弟姉妹在ラスト雖モ死者ノ病中ヨリ看護ニ從事シタルモノ及ヒ葬式ノ入費
ヲ立替ヘタル等ノ親戚朋友アリテ三ヶ月分ノ俸給ヲ請求スルキハ給與スルヲ得ルモノト
ス之レヲ稱シテ一年四分一ノ恩賜ト云フ

右ノ如クナルヲ以テ若シ死者ノ妻子其他ノ關係人ナク三ヶ月分ノ俸給ヲ得サル場合ニ於テ
ハ時ニ因リ死者ノ既ニ得タル前渡ノ俸給ヲ其相續人ヨリ返納セサル可ヲサルコトアリ
前述ノ如ク官吏ノ死後三ヶ月分ノ俸給ヲ遺族ニ給與スル場合ニ於テハ其所屬官廳ハ欠員ヲ
補フコトヲ得サルヘシ如何トナレハ俸給ニ定額アルニ依リ更ニ之ヲ補フノ道ナキヲ以テナリ
退隱料モ俸給ト同ク若シ死者ノ妻子父母其他ノ關係人アルキハ死後一ヶ月分ヲ餘分ニ給與

スルモノトス但シ俸給ハ三ヶ月退隱料ハ一ヶ月ノ異ナルコトアルノミ

官吏タルモノ俸給等其他金額上ノ給與ニ付不服ノ事アレハ裁判所ニ訴ヘ其權利ヲ伸張スル
コトヲ得但シ訴訟ヲ爲スノ前ニ於テ先ツ其所屬長官ノ判決ヲ請ハサル可ラス而シテ其判決ニ
不服ナレハ其時ヨリ六ヶ月内ニ裁判所ニ訴訟スルモノトス

官吏ノ訴訟ハ實際稀ナルモノナレハ絶テ無キコトニ非ラス現ニ余カ知ル所ノ者曾テ出張旅
費ノ支給成規ニ違フモノアルヲ原由トシ司法大臣ノ判決ヲ請求シタルニ司法大臣之レヲ
否決シタリ因テ之ヲ裁判所ニ訴ヘタルニ其訴訟ノ要點ハ出張旅費ノ里程二十五キロメ

「ト」アリヤ否ヲ推究シテ權利ノ有無ヲ判決スヘキモノナルヲ以テ裁判所ハ實地ノ測
量ヲ爲シタル上其訴訟理アリト裁判シタルコトアリ此レ其一例ナリ

總テ金額上ノ事ニ付官吏ヨリ訴訟ヲ爲スハ大藏省ノ官吏ヲ相手取ルモノトス大藏省ノ官
吏ハ各其主管ノ事務ニ依リ「スタート」ノ代人トシテ其答辯ヲ爲サル可ラス

右ノ訴訟ハ官吏ヨリ「スタート」ヲ相手取り初メニ所屬長官ノ否決シタルモノヲ更ニ裁判所
ニ呈出スルモノナレハ其事件ノ大小輕重ニ拘ハラス疑難ノ訴訟ナルニ相違ナキヲ以テ其裁

判ハ特ニ地方裁判所ノ管轄ト定メタリ
官吏タルモノ其住居ノ地ニ於テ地方稅ヲ出スコハ人民一般ト異ナルコトナシト雖モ一歳ノ入

額所得ヲ計算スル場合ニ於テハ其俸給ノ半額ヲ以テ入額ノ準則トス何シカ故ニ其半額ヲ以テ入額所得ノ全部ト看做シタルカト云ヘハ一般人民ノ入額所得ヲ見積ルハ甚タ難シ若シ其實額ヨリ多ク見積ルキハ直チニ其故障ヲ受ク官吏ノ俸給ハ甚タ見易ク且ツ之レニ對シテ異議故障ノ生スヘキナシ然ルヲ若シ俸給ノ全額ヲ以テ割合ヲ立ルキハ官吏獨リ厚税ニ困ムノ筋合ナルヲ以テ特ニ其半額ヲ準則トシ一般人民ノ入額ヲ計算スルモノト權衡ヲ得セシメンガ爲メナリ但シ國稅ハ一般ト同シ

地方稅ハ伯林ニ於テハ國稅百分ノ百ニシテ「リクスドルフ」ハ國稅百分ノ二百ナリ土地ニ依リ其割合多キアリ寡キアリ多キノ極ハ百分ノ七百ニ至リ寡キノ極ハ全ク地方稅ヲ課セズシテ他ノ資財ヲ運用スルモノアリ此レ皆其地方ノ貧富ト經濟ノ巧拙トニ關係スルモノナリ

地方稅ハ官吏ノ俸給七百五十「マルク」迄ハ百分ノ一七百五十「マルク」以上千五百「マルク」迄ハ百分ノ一分五厘其以上ハ幾許ノ高ニ昇ルモ百分ノ二分ヨリ多カラス故ニ假令他ノ一般ニ於テハ其餘ノ多額ヲ納ムル場合アリモ官吏ハ此定則ヨリ超ルコトナシ此定規ナケレハ地方稅ノ多額ナル地方ニ在勤スル官吏ハ獨リ厚税ニ困ムノ不幸アルヲ以テ各地公平ヲ保タンカ爲メニ此制ヲ設ケタルモノナリ

官吏旅行ノ手續

官吏タルモノハ必ス其職務ヲ奉スル所ノ土地ニ住居セサル可ラス且ツ何時ニテモ其職務ニ從事スルコトヲ得ヘキ用意ヲ爲サ、ル可ラス故ニ其土地ヲ去テ旅行ヲ爲スハ所屬長官ノ許可ヲ經ルコトヲ要ス
病氣ニ因テ職務ニ就クコト能ハサルハ其旨ヲ届出テサル可ラス長病ニ係ルモノハ醫師ノ證書アルコトヲ要ス

病氣引入中養病ノ爲メ其土地ヲ去ルキト雖モ所屬長官ノ許可ヲ經サル可ラス
議員ニ撰擧セラレタル場合ニ於テ其職ニ就クハ別段許可ヲ請フニ及ハス唯其旨ヲ届出ルヲ以テ足レリトス官用ニ依テ旅行スルモノ亦同シ

區裁判所ノ檢事ハ官用ニ付旅行ヲ要スルキト雖モ地方裁判所檢事長ノ許可ヲ經サル可ラス但シ公判事件ニ付出張スルキハ此限ニ非ラス

旅行セントスルモノ長官ノ許可ヲ請フキハ書面ヲ以テ(其旅行ヲ要スル事由及其旅行スル所ノ地名ヲ具申)セサル可ラス但シ兩三日ノ事ナレハ時宜ニ因リ口述ヲ以テスルモ妨ケナキモノトス

上等地方裁判所長地方裁判所長區裁判所判事及上等地方裁判所又ハ地方裁判所ノ檢事長ハ七十二時間丈ケハ長官ノ許可ヲ經スシテ其職務ヲ離ル、トヲ得但シ區裁判所々在ノ地ニ地方裁判所アル場所ニ於テハ區裁判所判事ハ地方裁判所長ノ許可ヲ得サル可ラス

區裁判所檢事モ其所在地ニ地方裁判所ナキ場所ニ於テハ地方裁判所檢事長ノ許可ヲ經ルニ及ハス

區裁判所ニ於テ七十二時内ニ係ル場合判事不在中若シ代理ヲ要スルトアリテ其代理ニ費用アリタルキハ其旅行ヲ爲シタルモノヨリ之レヲ辨償セサル可ラス但シ時宜ニ因リ司法大臣ノ許可ヲ以テ「スタート」ヨリ之ヲ支辨スルトアリ

右等ノ事ニ付裁判所ノ官吏ニ許可ヲ與フルモノハ各裁判所長ナリ但シ區裁判所ニ於テハ書記以下ニ在ラサレハ其上席判事之レヲ決スルトヲ得ス

區裁判所ニ於テハ二週間地方裁判所ニ於テハ四週間上等地方裁判所ハ八週間迄其所長之レヲ決スルトヲ得

中等下等官吏ノ旅行ニ付代理ヲ要シ其代理ニ付費用アルモノニ限り上等地方裁判所長及檢事長ノ許可ヲ經サル可ラス

司法省附屬ノ監獄ニシテ上等地方裁判所檢事長ノ監督ニ係ルモノハ其監獄官吏ノ旅行ニ付

テハ總テ上等地方裁判所檢事長ノ許可ヲ要スルモノトス

上等地方裁判所長及檢事長ノ旅行願等ニ係ルト判事ノ代理ヲ命スルト上等官吏八週間以上ノ旅行ヲ要スルトニ付テハ司法大臣ノ許可ヲ經サル可ラス

夏時休暇ノ場合ニ於テハ地方裁判所長其所中ノ判事ニ旅行許可ヲ與フルトヲ得
休暇中ノ旅行ニ付テハ其事由及旅行スル所ノ地名ヲ云フニ及ハス唯其時間ヲ豫定シテ具申スルトヲ要スルノミ

區裁判所ノ判事一人ナル場合ニ於テ他ノ區裁判所ヨリ代理ヲ爲シ入費ヲ生シタルキ之ヲ支辨スルトニ付テハ地方裁判所長ノ決ヲ取ルトヲ要ス

司法官吏他ノ官廳ニ轉任セントスル志願ヲ以テ職務調査ノ爲メニ旅行ヲ要シ及ヒ職務ヲ離レントヲ要スルキハ司法大臣ノ許可ヲ經サル可ラス

官吏職務ヲ離ル、ト一ヶ月迄ハ俸給ノ全額ヲ給ス一月半以上四ヶ月半迄ハ其半額ヲ給ス其以上ハ全額ヲ給セス但シ病氣療養ノ爲メ醫師ノ證書ヲ以テ長官ノ許可ヲ經職務ヲ離レタル場合ニ於テハ假令何ヶ月ヲ費ストモ其俸給ヲ減スルトナシ

官吏賜暇ノ願ヲ爲スニ當リ其不在中代理官ノ費用アルキハ其費用ヲ自辨スルニ依リ暇ヲ得度旨ヲ請願スルトヲ得

代言人ハ官吏ニ非ラサレモ若シ一週間以上其業ニ就カサルヲアルキハ其代人ヲ立テ其旨ヲ
 所屬ノ裁判所ニ届出テサル可ラス
 區裁判所檢察事ハ地方裁判所ナキ地ニ於テハ自ラ七十二時間ヲ進退スルノ自由ヲ得ルト雖モ
 其以上二週間迄ハ地方裁判所檢察事長其以上ハ上等地方裁判所檢察事長ノ許可ヲ經ルヲ要ス
 總テ官吏タル者定規ノ許可ヲ得スシテ職務ヲ離レタル場合ニ於テ其事情原諒スヘキモノナ
 キハ其職務ニ就カサル時間ノ俸ヲ給セス
 官吏成規ノ許可ヲ經スシテ職務ヲ離レ八週間職ニ歸ラサルモノ及ヒ之ヲ召喚シタル場合ニ
 於テ尙四週内ニ歸ラサルモノハ直チニ其職務ヲ免スルヲ得
 帝國裁判所長ハ八日内他ノ帝國裁判所判事ハ二日内自由ニ進退スルヲ得
 帝國裁判所長ハ其裁判所判事ニ一ヶ月迄ノ旅行許可ヲ與フルヲ得
 帝國裁判所長自ラ八日以上ノ賜暇ヲ要スルキ他ノ帝國裁判所判事一ヶ月以上ノ賜暇ヲ要ス
 ルキハ獨逸帝國大宰相ノ許可ヲ得サル可ラス

官吏ノ轉職

官吏ノ轉職ニ二種アリ一ハ本人ノ情願ニ因ルモノ一ハ官廳ヨリ直チニ命スルモノ是レナリ

官廳ヨリ直チニ命スルモノニ二様アリ一ハ則官廳ノ都合ニ依ルモノ一ハ則懲罰ニ依ルモノ
 是レナリ

轉職ヲ命スルハ其職ヲ任スル權アルモノニ非ラサレハ之ヲ行フヲ得ス但シ判事ハ國王ノ
 勅任ニ係ルモノナレモ區裁判所ノ判事ヲ地方裁判所ニ移ストニ付テハ司法大臣ニ委任シテ
 之レヲ行ハシムルモノトス
 判事ハ一定ノ法律ニ依リ判決ヲ受ケタルキハ外本人ノ情願ニ因ラサレハ其意ニ背テ轉職セ
 シムルヲ得ス

但シ制度上ノ改革(即チ裁判所一般ノ構成ヲ改ムルカ又ハ裁判所ヲ廢止スルカ如キ)已ム
 ヲ得サル場合ハ此限ニ非ラス

判事ヲ除クノ外其他ノ官吏ハ情願ニ因ラスト雖モ同等同給ニシテ移轉ノ費用ヲ給スレハ場
 所ニ依リ宿料ノ多寡其他ノ便否アルニ拘ハラズ直チニ轉職ヲ命スルヲ得

轉職ヲ命シタルキハ定則旅費ノ外移住料(室内ノ模様替家具ノ飾リ付ケ等ノ費用)並ニ運搬
 費(甲地ヨリ乙地ニ物品ヲ運送スル費用及物品損料等ヲ見込ミタルモノ)ヲ給ス

移住料ハ官等ニ依テ差等ヲ八等ニ分ツ區裁判所及地方裁判所ノ判事ニシテ移住料二百「マ
 ルク」運搬費十「キロメートル」ニ付八「マルク」ノ支給ヲ受ル割合ナリ

官吏ノ轉職ニ付テハ別途ニ「スタート」ノ入費ヲ要スルコト右ノ如クナルヲ以テ成ルヘク其請願ヲ爲サ、ルコトヲ要ス故ニ請願ヲ爲スモノアリ其事由餘義ナキコトニ在ラサレハ之ヲ許サルヲ常トス

懲罰ヲ以テ轉職ヲ命スルキハ移任費其他一切ノ費用ヲ給セス

官吏職務ノ終リ並任免ノ制限

官吏ノ職務ハ左ノ場合ニ於テ終ルモノトス

一 死去シタル時

二 職務ヲ罷メラレタル時

但シ願ニ依ルモノト免黜トヲ兼テ云フ

職務ヲ罷ムルニ二種アリ本人ノ願ニ依テ之ヲ許スモノト官廳ヨリ直チニ罷免スルモノ是レナリ

願ニ依ルモノニ二様アリ退隱料ヲ給スルモノト給セサルモノ是レナリ

免黜ニ三種アリ左ノ如シ

一 官廳ノ都合ニ因ルモノ

二 懲戒法ニ依ルモノ

三 刑罰ヲ受ケタルニ依ルモノ

官吏死去シタルキハ其所屬ノ長ニ届ケ其長ヨリ之ヲ本部ノ長官ニ報告スルモノトス例之ハ區裁判所ノ判事ナレハ之レヲ地方裁判所長ニ届ケ地方裁判所長ハ之レヲ上等地方裁判所長ニ上等地方裁判所長ハ之レヲ司法大臣ニ具申スルカ如シ

官吏ハ公用書類ヲ自宅ニ所持スルコトアルモノナルヲ以テ死去シタル場合ニ於テ其書類ノ紛失ヲ防ク爲メニ封印ヲ爲スコトアリ此法ハ多ク公証人及ヒ執行吏等ニ適用ス

官吏ハ元來志願ニ依テ職ニ就キタルモノナルヲ以テ若シ其職ヲ去ルコトヲ請願スルキハ之ヲ許サ、ル可ラス然レニ高官ノ者ニシテ「スタート」ノ動靜ニ直接ノ關係ヲ有スルカ如キモノニ在テハ國王ノ特旨ヲ以テ之レヲ許サ、ルコトアリ現今ノ首相「ヒスマルク」氏ノ辭職ヲ許サ、ルシハ其一例ナリ

右ノ如ク官吏ノ辭職ヲ許スト雖モ一時ノ辭職ハ之レヲ許サス但シ一旦退職シタル者ヲ長官ノ見込ヲ以テ再用スルコトハ固ヨリ妨ケナシトス

官吏ハ辭表ヲ呈シタルノミニテハ官吏ヲ罷メタリト爲スコトヲ得ス通例後任アルヲ待テ後許可ヲ與フルモノナルカ故ニ其許可アル迄ハ職務ヲ離ル、コトヲ許サス

官吏尋常ノ退職ヲ爲シタリハ在職十年以下ハ退隱料ヲ給セス

左ニ記載スル所ノ官吏ハ所屬長官ノ見込ヲ以テ何時ニテモ罷免スルコトヲ得

一「プローベ」

試ニ使用スル者ニシテ裁判所ノ使部等ノ如キヲ云フ

二「ギユンヂダング」

期限ナク使用スル者寫字生ノ如キヲ云フ

三「ウイデルルーフ」

自由ニ罷免シ得ヘキ性格ヲ以テ使用スル者區裁判所ノ檢事等ヲ云フ

四「レフレンダル」(裁判所見習生)

右ノ如クナレハ「レフレンダル」ハ何時ニテモ自由ニ罷免シ得ヘキニ非ラス其職務ニ從事スルニ當テ不相當ノ事ヲ爲スコアルカ又ハ實習非常ニ進歩セサルハニ限ルモノトス(例ヘハ長官ニ對シ非常ノ不敬ナルコトヲ言行シタルハ又ハ實務上ノ試験ヲ受クヘキ時期ニ至テ試験ヲ願ハス之ヲ促スモ尙其願ヲ爲サ、ルハ如キ是ナリ) 總テ官吏ハ(行政官ト司法官トニ論ナク)終身ヲ期トシテ任命スルモノナルヲ以テ我學國ニ於テハ一旦採用シタル官吏ハ本人ノ請願アルニ非ラサレハ成ル丈ケ之レヲ免職セサルヲ例

トス但シ一般官吏ハ判事ノ免職ス可ラサル性質アルモノトハ自ラ區別アルモノトス 懲戒法ニ依テ免職シタルモノニハ退隱料ヲ給セス但シ老年ニ至リ事務ニ堪ヘサルモノ自ラ退カサルガ爲メニ諭示シテ其職ヲ罷免シタル場合ニ於テハ成規ニ從ヒ退隱料ヲ給ス 懲役ニ罰セラレタルモノハ刑法ノ明文ニ依リ官吏タルコトヲ許サス但シ三ヶ月以上ノ禁錮ニ罰セラレ公權ヲ停止セラレタルモノ復權ノ後ハ官吏タルコトヲ得ヘキモノナレハ是等ノ者ヲ再用スルコトハ實際決シテ之レナシ 一年以上自由ヲ束縛スル刑ニ處セラレタル者ハ官吏ニ収用スルコトヲ得ス 以上開説シタル順序ニ依レハ此次ニ懲戒法ヲ説クヘキ筈ナレハ講義ノ都合アルニ因リ懲戒法ヲ後ニシ先ツ裁判管轄ノ事ヲ講述ス可シ

司法裁判權限

裁判權ハ「スタート」即チ國政權ニ屬ス之レヲ分ツテ司法部ニ委任シタルモノナリ國權總論 部ニ於テ述ヘタルカ如シ

裁判權限ニ二様アリ土地ニ依ルモノト事件ニ依ルモノト是ナリ事件ニ依ルモノハ各裁判所ニ於テ同一ノ事件ヲ裁判セサルコトヲ要スルモノニシテ即チ事件ノ大小輕重ニ依テ其管轄ヲ

異ニスルナリ但シ同一ノ事件ヲ各別ノ裁判所ニ於テ裁判スルモノナキニ在ラス控訴ノ場合
是ナリ故ニ同一ノ事件ニ各裁判所ニ於テ審判セサルコトヲ要スルハ始審ノ場合ニ限ルモノト
知ルヘシ

又一裁判所ニシテ二様ノ裁判管轄ヲ有シ各別ニ裁判スルコトアリ即チ特殊ノ性質ヲ含ミタル
モノニシテ始審裁判所カ終審裁判ヲ兼テ行フ場合アルカ如キ是ナリ
裁判ハ固ヨリ誤リナキコトヲ保テサルモノナルヲ以テ始審裁判ニ不服ナルハ終審裁判所ニ
控訴スルコトヲ許ス但シ輕小ノ事件ハ控訴ヲ許サス勿論裁判ノ精確ナルヲ要シ事實ヲ得ルヲ
旨トスル一點ヨリ之ヲ論スレハ必スシモ始審終審ニ止マラス其裁判當ヲ得ルニ至ル迄ハ幾
度ニテモ改裁スルヲ至當ト爲スカ如シト雖正實際ナク上訴ヲ許スハ裁判確定ノ期ナキニ
依リ一方ノ權利ヲ伸ヘントシテ却テ一方ノ權利ヲ害スルノミナラス官民共ニ費用ヲ加ヘ其
損害ハ反テ利益ヨリ大ナルモノアルカ故ニ事實上ノ裁判ハ始審終審ノ二回ニ止メタルモノ
トス勿論裁判法律ニ違フモノヲ不問ニ置クハ所在法律ヲ異ニシ人民適從スル所ヲ知ラザ
ルニ至ルヲ以テ特ニ上告ノ道ヲ開キ原裁判ヲ破毀スルノ法ヲ設ケ全國法律ノ統一ヲ要シタ
ルモノナリ
土地ノ區域ヲ以テ裁判管轄ヲ限リタルモノト雖正其地内ニ生スル事件ノ大小輕重ニ依テ之

レヲ各裁判所ニ分轄スルナリ

一般人民ハ法律ヲ以テ定メタル所ノ裁判管轄ヲ免カル、コトヲ得ス勿論裁判管轄ノ在ル所ニ
從ヒ民刑ノ訴訟ヲ爲ス手續ハ訴訟法治罪法ニ明示スルモノニシテ此講義ノ目的トスル所ニ
非ラサルヲ以テ姑ク之レヲ措テ論セス唯其裁判管轄ノ事ヲ論述セン
土地ノ區域ニ依テ裁判管轄ヲ定メタルコトハ別ニ論スルコトナシ但事件ニ依テ管轄ヲ分ツコトハ
獨逸一般ニ行ハレタル法律ヲ除クノ外種々ノ入り組ミタルコトアリテ實地紛擾ヲ極ムルモノ
アリ管轄ノ區域事件ノ輕重未タ其當ヲ得タリト謂フ可ラス蓋シ古來ノ習慣ヲ其儘存シタル
ト編纂委員ノ議論理論ノ一方ニ傾キ遂ニ實際不適當ノ法律ヲ制定シタルカ如キ事情ナキニ
シモアラサルヘシ

裁判ニ判事一人ニテ爲スモノト數人連合シテ爲スモノトノ區別アルハ曾テ云々セシモノ、
如シ勿論一人ニテ裁判ヲ爲スモノハ區裁判所ニシテ人民ノ情態ヲ熟知シ土地ノ習慣ニモ明
カナルカ故ニ勘解ヲ爲スコトハ區裁判所ノ管轄ト定メシナリ蓋シ判事一人ニテ裁判ヲ爲スモ
ノハ情法ヲ兼テ治ムルモノニシテ判事二人以上連合シテ裁判ヲ爲スモノハ法律ノミニ依據
スルモノト云フヘシ
右ノ如ク判事一人ニテ裁判ヲ爲スモノハ專ラ人民ノ便利ヲ謀ルモノナルヲ以テ其裁判所ノ